

「宋史刑法志」譯注稿（下）

詔獄すなわち詔敕で取調べを行うことは、本來、大きな姦慝^{あぐじ}を糾明するものであるから、常時それがあるわけではない^①。最初は、官員が法を犯した場合、ことが重大であれば、たいてい御史臺の獄にさし下し、小さい事件は開封府や大理寺が罪を糾明した。神宗皇帝の時代このかた、すべて、臨時に詔をうけて取り調べを行うところを制勘院といい、中書から命令が出るときは推勘院という^②。取調べの決着がつきしだい、それはとりやめられる。

熙寧二年（一〇六九）、尙書都官郎中の沈衡に命じ、前の杭州知事祖無擇を、秀州において取り調べさせ、宦官を驛傳で派遣して追逮捕させた。御史の張戢^③たちは、「無擇は三代の皇帝の側近であり、突如として牢獄にいれられるのは、臣下に廉潔・恥辱を教えようとする朝廷の意向に叶いません。入牢させることはやめ、お取調べのみにおとどめ下さい」と言上したが、取りあげられなかった。また、崇文院校書の張載^④に命じ、前の明州知事で光祿卿の苗振を越州にて取り調べさせた^⑤。犯罪事實が確定し、無擇は公金を貸與し、ま

「中國近世の法制と社會」研究班

た公使酒を借用したかどで、忠正軍節度副使に、苗振は裴士堯の罪を故意に重くしたと不法行爲のところがで、復州團練副使に貶^{ぞと}された^⑥。取り調べは半年かかって漸く終り、かわりあいで捕えられた官吏は、身分剝奪、罷免、編管された者が十數人あった。すべて御史の王子韶がその事端をひらいたことである。これ以後、詔獄はたびたびおこされたが、法や國の根幹にかかわるものをここに記載しておく。そのほかは記録に値しないであろう。

（１）特別の場合、詔敕で高官が取調官に任ぜられ、寺院か特定の場所を留置所として、案件を處理する。その實例は、たとえば『長編』卷一七八—七、至和二年正月庚子の嘉慶院に於ける陳執中審問の場合などで了解される。沈家本の「歷代刑法考」の獄考にもその概略がのせられている。

（２）本文は若干説明不足であるから補足する。詔獄といった形式の、いわば特別裁判は、地方で行われる時は臨時出張裁判のような姿となる。それは事件と關係する府州が單位となり、派遣

された特別調査官が府州廳に取調室を持つ。これを制勘院、もしくは推勘院と呼ぶ。推勘は普通にみられる司法用語で推勘勘斷（勘案）の略、要するに取り調べのこと。制勘は皇帝直接の命令による取り調べの意。臨時のものだから、判決が出れば解散となるのは當然である。

- (3) 『通考』卷一六七、刑六。『宋會要』刑三六五には、「神宗熙寧二年閏十一月八日、遣舉句當當公事沈衡、鞫前知杭州龍圖閣學士祖無擇於秀州、遣內侍管擔無擇乘驛騎就對獄、又遣權御史臺推直官張景直、鞫前知明州光祿卿苗振於越州、皆以御史王子韶得其不法事故也、景直以親嫌辭命、職方員外郎徐九思代之、二十二日、命崇文院校書張載、劾苗振事、初遣徐九思、未行而王子韶乞別選人、故改命載（後略）」とある。なお都官郎中是从六品の位階をあらわす寄祿官。沈衡、あざなは公持、越州（浙江省紹興府）の出身、蘇頌『蘇魏公集』卷五五に「沈君墓表」が残る。秀州は現在の浙江省嘉興。祖無擇はあざな擇之、京西路上蔡（現河南省汝南）の人。『宋史』卷三三一に傳がある。

- (4) 張戢、あざなは天祺、長安の出身で宋學者張載の弟。熙寧はじめ監察御史裏行として王安石を攻撃。『宋史』卷四二七に傳。なお裏行は見習いのこと。

- (5) 擁護の辯には他に『宋史』卷三三一の祖無擇傳に、「蘇頌言無擇列侍從、不當與故吏對曲直」などとみえる。

- (6) 注(4)の張戢の兄、あざなは子厚。『宋史』卷四二七。崇文院校書は下級の館職、宮中圖書館の校訂係り。

- (7) 『長編』卷二四一六、熙寧三年八月辛酉。光祿卿は従五品の位階をあらわす寄祿官。苗振は明州鄞縣（現浙江省寧波）の人。越州はいまの浙江省紹興、明州と杭州の中間にある。

- (8) 『長編』卷二二二一九の、熙寧三年七月癸丑に、「龍圖閣學士右諫議大夫祖無擇、責授檢校工部尚書忠正軍節度副使不斂書本州公事（中略）、坐知杭州日貸官錢及借公使酒（後略）」とある。『宋會要』職官六五二三三、同年七月二十五日にも同記事。公使庫で醸造した酒については佐伯富「宋代の公使庫について」『中國史研究第二』東洋史研究會、一九六九。参照。なお節度副使、團練副使は、この頃では専ら高官の重罪者の貶秩位階として使われた。

- (9) 『長編』卷二四一六、熙寧三年八月辛酉、光祿卿苗振、責受復州團練副使（中略）、坐前知明州不法及故入士堯罪。『宋會要』職官六五二三三、熙寧三年八月四日などを参照。

- (10) 王子韶、あざなは聖美、山西省太原の出身。王安石派の臺官として、祖無擇の獄などで活躍。『宋史』卷三一九。

熙寧八年（一〇七五）、沂州の民の朱唐が、餘姚縣の前主簿李逢の謀反を訴え出た。提點刑獄の王庭筠はその證據はないといい、ただ、誹謗中傷や不敬にわたる言辭を弄し、吉凶禍福をみだりに論じ

たかどで、編管配流されたいと申請した。これを疑問に思われた皇帝は、御史臺推直官の蹇周輔^③を派遣し、罪狀を取調べさせられた。中書省は庭筠の上奏は不當だとして、一緒に告發し、庭筠は動搖してみずから縊れ死んだ。李逢の供述は、宗室で秀州團練使の趙世居^④や、醫官の劉育^⑤らや、河中府の觀察推官の徐革^⑥に及んだ。御史臺の獄に收監する詔が下り、御史中丞の鄧綰^⑦と同知諫院の范百祿^⑧に命じ、御史の徐禧^⑨ともども取り調べさせた。調べが終り、世居は自殺を命ぜられ、李逢、李育および徐革はいずれも凌遲處死の刑、將作監主簿の張靖と武進士の郝士宣はいずれも腰斬の刑、司天監の學生秦彪と庶民の李士寧は背叩きの上、湖南に編管された。このほか、掛り合って捕えられた者は、官位職階を罷免剝奪された。世居の子孫は死罪は免れたが、官位をすべて取上げられ、宗室の籍を剝奪され、もと取調べに當った官吏もみな罪を告發された。^⑩

李士寧という男は、怪しげな道術をもってやんごとなき人々の門に出入りしていた。^⑪いつも趙世居の母親の康氏にお目通りを願い、仁宗皇帝御製の詩をたてまつったりした。百祿は士寧が世居を眩惑して反逆に走らせ、そのうえ彼の謀反も知っていたとみて尋問したが白狀しない。^⑫そこで徐禧は、「士寧が贈った詩はまこと仁宗皇帝の御製であります。いま取調官は、それが謀反のもととしておりますけれども、私はあえてそうは思いません」と言上した。百祿はかつて士寧が王安石と親交があったため、さまざまな方法を使って妖言の罪におとし、死刑にしたかった。結局のところ、士寧は徒罪と

なったため、「徐禧は士寧の刑を故意に軽くして、大臣（王安石）に媚びた」と上奏した。詔が下され、正しくない方を詳細に彈劾して奏聞させ、百祿は上奏が事實に反したかどで館職をとりあげられた。^⑬

凌遲處死や腰斬りの刑のようなものは、熙寧年間以前は惡の元凶や極惡人にすら用いられなかった。しかし、これからは、狂妄悖理の言辭を口にして罪に問われた者も、この極刑にあてられることになった。詔獄がおこされたのは、國政を握る大臣がこれを利用して士大夫を威嚇し、その私怨をほしいままに晴らそうとしたのに始まる。派閥徒黨の災厄がここに起り、とどまるところのない害毒を流すことになった。^⑭

（１）『長編』卷二五九一八、熙寧八年正月庚戌。詔權御史臺推直官蹇周輔、劾前餘姚縣主簿李逢于徐州、初、沂州民朱唐告逢有逆謀、提點刑獄王廷筠等言、其無結構之迹、但逢謗譏朝政、或有指斥之語及妄說休咎、雖在赦前且嘗自言緣情理深重、乞法外編配、告人虛妄亦乞施行、上疑未得實、故遣周輔先具初劾大情以聞。沂州は山東省の臨沂、餘姚は浙江省紹興府の屬縣。なおこの告發の報獎で、朱唐は内殿崇班の武階を與えられた。『宋會要』兵一二二、熙寧八年五月十二日。謀反は十惡の筆頭で、社稷を危くするを謀る大罪、『譯註』七、六一頁。

（２）原文は「語涉指斥、及妄說休咎」。指斥は『唐律』の天子を名指しで非難する「指斥乘輿」（十惡の大不敬、『譯註』六、

一六三頁）、妄説休咎は、天の吉兆福禍を輕々に口にすること
 『譯註』七、一四八頁。

(3) 蹇周輔、あざな礪翁、成都雙流縣（四川省）の出身。御史臺
 で獄事を専門に扱う推直官時代、神宗からその能力を評價され
 ていた。『宋史』卷三二九。

(4) 『長編』卷二六一一、熙寧八年三月丙申。中書言（中略）
 本路提點刑獄王庭筠等、先奏逢無大逆謀、告人妄希賞顯不當、
 詔并劾庭筠（中略）庭筠自縊而死、捕世居及醫官劉育、繫御史
 臺獄。

(5) 太祖の第四子秦王德芳の孫。左屯衛大將軍南陽侯趙從贊の子
 供。

(6) 劉育は翰林祇候だが、徐革とともにその詳細は判らない。觀
 察推官は、州の司法官の一つ。選人が任命される幕職官。

(7) 鄧綰、あざなは文約、成都雙流（四川省）の人。王安石派の
 論客として活躍。熙寧五年には御史臺長官となる。『宋史』卷
 三二九。

(8) 范百祿、あざなは子功。成都華陽（四川省）出身。熙寧七年
 知諫院となる。知諫院は『宋史』卷一六一、職官志、諫院に、
 「知院官、以司諫、正言充職、而他官領者、謂之知諫院」とあ
 る。『宋史』卷三三七に傳がある。王安石反對で有名な范鎮の
 甥。

(9) 徐禧、あざな德占、洪州分寧（現江西省南昌の屬縣）の人。

一介の庶民から拔擢され監察御史裏行となる。『宋史』卷三三
 四の傳にはこの事件が記されている。

(10) 『長編』卷二六一一、熙寧八年三月甲午。

(11) 『永樂大典』卷二二五〇六一二七、熙寧八年閏四月壬子、賜
 右羽林軍大將軍秀州團練使世居死、翰林祇候劉育陵遲處死、試
 將作監主簿張靖腰斬、司天監學生秦彪、百姓李士寧杖脊、並湖
 南編管（中略）世居子孫貸死、除名落屬籍。同卷二二五〇七一
 七、熙寧八年五月丁丑、詔、前餘姚縣主簿李逢、河中府觀察推
 官徐革陵遲處死、武舉進士郝士宣要斬（中略）本路轉運提點刑
 獄司并沂州干繫官、司理院勘鞫不當官吏、及知彭城縣陳惕、尉
 資士隆、並劾罪以聞。なお「陵遲處死」については「譯注稿」
 (上)の三七七頁とその注(11)を参照。

(12) 『長編』卷二六四一五、熙寧八年五月丁丑。

(13) 『長編』卷二五九一八、熙寧八年正月庚戌條の注に引く『司
 馬光記聞』參照。

(14) 『長編』卷二六三一二五、熙寧八年閏四月壬子、同卷二六四一
 二、同年五月丁卯には、この事件の内容をより詳細に記載する。
 太祖の第四子德芳系の血をひく世居らは、帝位を獨占する太宗
 系に對し、強い不満をいだいていたと思われる。

(15) 『長編』卷二六六一四、熙寧八年七月壬申。金部員外郎直集
 賢院同知諫院兼提舉三司帳司句院磨勘司范百祿、追一官落職監
 宿州鹽酒稅務、曾孝寬、張琥言、百祿與徐禧爭李士寧獄、百祿

辭有不實故也。『宋會要』職官六五十四、熙寧八年七月六日にも同様の記事がある。

（16）『通考』卷一六七の同じ事件につけられた馬端臨の按語参照。

紹聖年間には章惇^①と蔡卞^②が政權の座にあった。すでに、呂公著、司馬光を再度貶しめ、また呂大防らを廣南に流したものの、なお意に滿たぬところがあつた。そこで黃履^③が上奏した高士京の奏狀を使つて王珪を貶しめた。すべて「陛下の御身を害せんとはかつた」と誣告したのである。その言辭はしだいに宣仁皇太后に及び、哲宗は大いに心に動搖をきたされた。最後には同文館の獄をおこし、元祐時代の舊臣を根だやしにしようとした。おりしも太常寺主簿の蔡卞^④が、「私の叔父蔡碩は、かつて邢恕のところで、文及甫が元祐年間に、邢恕に宛てて書いた手紙を見たが、惡臣どもの大逆不道のたくらみをつぶさに述べたてであつた。及甫は文彦博の子であり、きっと姦惡の事情を知っておりましよう」と上奏した。筆頭翰林學士の蔡京と吏部侍郎の安惇^⑤に詔を下し、ともども厳しく吟味させた。はじめ、及甫が恕に手紙を出した時には、「忌明けになれば地方官を希望すべきで、中央に入るてだてはおぼつかない。すでに落し穴を作つて待ちうけ、出世の塗を妨げようとしていると聞く」と書いた。また「司馬昭の心は誰知らぬものとでない^⑥」といい、さらに「粉昆の助力でもって、一味徒黨が大勢たちまじり、とるに足らぬこの身を、自分たちの思いのままにしようとしている」ともいった。及甫はか

つて、司馬昭は劉摯^⑦を、粉昆は韓忠彥^⑧を指し、とるに足らぬこの身とは及甫自身だと、蔡碩に語つていた。俗に駙馬都尉を粉侯と稱する。人々は駙馬都尉王師約^⑨のゆえに、その父親王克臣を粉侯と呼んだ。忠彥は嘉彥の兄にほかならない。及甫は尙書省に任用されるや、劉摯の罪をならべ論じ、また摯がかつて文彦博を三省の長官に任命してはいけなと論じたため、平章重事にとどめられたこともあつた。彦博が退官すると、及甫は權侍郎から館職の修撰を帯びて州知事に出た。母の喪があけ、邢恕に手紙を送つて地方官への任用を請い、その機會に、怒りに我を忘れそしりけなす文辭を連ねたわけである。

直接に尋問されると司馬昭を劉摯になぞらえることは元通りだが、とるに足らぬこの身はとりもなおさず哲宗を指し、粉昆とは、王巖叟^⑩の顔はお白粉をつけたようであるため、「粉」といい、梁燾^⑪はあざなが況^⑫で、況の字を兄とみなして、「昆」という。劉摯が皇帝の廢立を畫策し、帝ご自身の身に不利益になると排斥したのである。蔡京と安惇は「ことは大道^⑬にたがう大問題である。及甫はただ父親の話を聞いただけで、他に證人としていない。別にしかるべき官員を派遣し、詳しく吟味させるのが望ましい」と申し上げた。そこで中書舍人の蹇序辰^⑭に詔を下し、詳しく取調べさせ、なお宦官一名を同行させた。

蔡京と安惇らは共同で糾弾をすすめ、死罪になる者が多勢出るところだったが、結局は肝腎な部分がはつきりせず、たまたま星變も

あつて哲宗の怒りもややおさまった。しかし京や惇は極力手をつくして罪におとそうと畫策を緩めなかった。かくする間に、梁燾が化州で、劉摯は新州でなくなり、人々は二人の死に疑惑を抱いた。翌年五月、「劉摯や梁燾のことは、文及甫からの供述した言葉を據り所としている。たまたま、放逐された者はみな死亡し、取調べて刑罰を正すこともなくなった。摯や燾の子供はすべて身分を剝奪し、永久に官員に任命しない」との詔が下った。これより先、三省が、一件を御覽にいらした時、哲宗は「摯らはすでに遠方に流されている。朕は祖宗の遺志を遵守し、大臣を死罪としたことは一度もない。釋放して糾弾せぬように」と言われた。

(1) 章惇、あざなは子厚、建州浦城（現福建省）の人。王安石一派の才人。哲宗親政の紹聖年間、宰相の座にあった。『宋史』卷四七一、姦臣傳。

(2) 蔡卞、あざな元度。興化軍仙游（現福建省）の人、蔡京の弟だが王安石の娘を妻とする。『宋史』卷四七二、姦臣傳。

(3) 『宋會要』職官六七一九、紹聖元年七月一八日條、同六七一一四、紹聖四年二月四日條など。反對派追落しは、まず館職を剝奪、位階を下げ、中央から追出し、その後流し者にするまで、何回も執拗に貶黜の命が出される。そこで「追貶」（再度貶める）という用語が使われる。

(4) 『宋會要』職官六七一一〇、紹聖二年一月九日以下、同六七一一五、四年二月二十八日まで數回貶黜がくりかえされる。廣南

とは具體的には循州安置。呂大防はあざな微仲、河南省汲縣の人。元祐の舊法黨時代に宰相であつた。『宋史』卷三四〇。

(5) 黃履、あざな安仲、邵武軍（現福建省）の人。紹聖に入り御史中丞となつて、呂大防、劉摯らの彈劾に活躍。『宋史』卷三二八。

(6) この事件の詳細は、『續資治通鑑長編紀事本末』卷一〇六、「王珪以誣謗追貶」に記録されている。王珪、あざなは禹玉、成都華陽（四川省）の人。政界游泳術に巧みで、神宗の後半期、ずっと宰相の椅子にあつた。『宋史』卷三二二。高士京は英宗皇后宣仁太后高氏のいとこ筋。邢恕は王珪を追落すため、高士京に、その父高遵裕がいまわの際に、「王珪が親しい高士充に、神宗が廟御する前に雍王擁立の謀を相談しにこさせた」と語つたと上奏させた。

(7) 同文館は高麗使節の宿泊接待所。普段は使わぬため、ここを取調兼留置所とした。この事件については、『長編』卷四九八一二、元符元年五月辛亥に詳細な記事がある。『宋會要』職官六七一九、元符元年五月三日以下を参照。

(8) 蔡卞、神宗元豐時代の宰相蔡確（福建晉江の人）の子、馮京の婿。太府寺主簿は、財庫を管轄する官廳太府寺の帳簿擔當官。但し少府監主簿となっている史料もある。この事件の詳細も『續資治通鑑長編紀事本末』卷一〇七、「劉文書獄」にみえる。

(9) 邢恕、あざなは和叔、鄭州陽武（河南省）の人。章惇・蔡卞

に追従し、御史中丞として元祐舊法黨の排斥につとめた。『宋史』卷四七一。

(10) 文及甫、またの名を及、あざな周翰。元老文彦博の第六子。本籍は汾州介休縣（山西省）。『東都事略』卷六七に傳がある。

(11) 文彦博、あざな寛夫、汾州介休（山西省）の人。仁・英・神・哲宗朝を通じ、常に權力の中樞にあった。潞公と呼ばれる。

『宋史』卷三二三。

(12) 安惇、あざなは處厚、梓州路廣安軍（四川省）の出身。同文館の獄で活躍。『宋史』卷四七一、姦臣傳。

(13) 司馬昭は西晉の祖司馬懿の次子。兄の師が歿すると大將軍の位をつぎ、魏の國政を専らにして、王朝の通りの意圖をあらわにした。舊法黨の劉摯らが政權をとり、哲宗を廢立する寓意である。

(14) 劉摯、あざなは莘老、永靜軍東光縣（河北省）の人。舊法黨の有力な論客。『宋史』卷三四〇。

(15) 韓忠彥、あざなは師朴、相州安陽（河南省）の人。英宗時代の功臣韓琦の子。『宋史』卷三二二。その弟嘉彥は神宗の娘の唐國長公主を妻とする。粉は駙馬都尉、昆は兄の意味だから、「粉昆」は韓嘉彥の兄忠彥という隠し言葉となる。

(16) 王師約、あざなは君授、洛陽（河南省）の人。神宗の妹の徐國公主を妻とする。父の王克臣とともに『宋史』卷二五〇に傳がある。なお駙馬都尉は皇女の夫に與えられる稱號。

(17) 『宋史』卷三二三、文彦博傳には、「宣仁后將用爲三省長官、而言事者以爲不可、乃命平章軍國重事」とあり、劉摯の『忠肅集』卷四、「請文彦博平章重事疏」に反對論がみえる。

(18) 『宋史』卷二六一、職官志には、「平章軍國重事元祐中置、以文彦博太師、呂公著守司空、相繼爲之」とある。

(19) 『宋史』卷三二三、文彦博傳。彦博再致仕、及甫知河陽、召爲太僕卿、權工部侍郎、罷爲集賢殿修撰、提舉明道宮。

(20) 『宋會要』職官六七二〇、元符元年五月三日にも同じ諭えがみえるが、『宋史』卷三四〇、劉摯傳には、「其謂司馬昭者、指呂大防獨當國久」とする。おもうにこれは劉摯の『忠肅集』原序（宣和の紀年あり）の「人朝之計未可必、當塗猜怨於鷹揚者、益深其徒、實司馬昭之心、路人所知也、大意謂、服除、必不得京師官、當求外補、故深詆當路者」を敷衍したものか。ただ、「司馬昭謂誰、及甫對意謂公也」ともあって定かではない。さらに後出の粉昆にしても諭えをかえたことについて、「及甫元祐末德大防除權侍郎、又忠彥雖罷、哲宗眷之未衰」という。これは『長編』卷四九〇―一二の割注がもとになっている。

(21) 王巖叟、あざなは彦霖、大名府清平（現在は山東省清平縣）の人。舊法黨きっての論客。『宋史』卷三四二。

(22) 梁燾、あざなは況之、鄆州須城（現山東省東平）の人。元祐舊法黨時代に御史。『宋史』卷三四二。

(23) 『長編』卷四九一―十、紹聖四年九月丙寅。なお原文の「事

渉不順」とは、暗に哲宗廢立という大逆不道にかかわることをほのめかす用語。

- (24) 蹇序辰、あざな授之、成都雙流(四川省)の人。安惇とともに次にある看詳訴理所で活動した。中書舍人はこの頃は元豐以前に知制誥に相當。

- (25) 『宋史』卷一八、哲宗本紀。紹聖四年九月壬子。以星變避殿減膳、罷秋宴。

- (26) 『長編』卷四九三—一四、紹聖四年十二月癸未。

- (27) 『長編』卷四九八—二、元符元年五月辛亥。

- (28) 『長編』卷四九五—二、元符元年三月戊午の條。

(川上 恭司)

さて、元祐年間に政治體制が改まると、訴理所を設置して、冤罪や濫訴に關する訴えを處理させたことがあった。これに對して、元符元年(一〇九八)に御史中丞の安惇が次のように言った。「神宗皇帝は國を治めんとすることに非常に努力なされ、諸々の裁判につきましても事實を詳らかにしてお裁きになりました。しかし陛下が未だご親政を行っておりませぬときに、奸臣が訴理所を設置し、熙寧・元豐年間に罪を得ました者は、みなその罪を宥してしまい、恨みは神宗に著せ、恩義はすべて我が身に收めております。どうか、これらの裁判案件を取り上げ、當初にしたがって罪を加えるとの意に照して、初めに下された判決どおりに刑罰を執行せられんことを

願います。そのとき、章惇がこの申し出にただちに應えなかったため、蔡卞は「宰相に二心あり」との言をもって、章惇を脅迫した。章惇は恐れをなして、その日の内に看詳訴理局を設置し、蹇序辰に命じて、安惇と共に訴訟案件内の書類や陳述を取り調べさせ、また訴理所に命じて、神宗時代においてよからぬ言動のあった者を調査させ、その者の姓名を書き列ねて上奏させた。その結果、一旦は冤罪を晴らされたものの、ふたたび改めて罪を得た者が八三〇人にも及んだ。

- (1) 元祐は哲宗時代の元號で、一〇八六年から一〇九四年まで。

「更政」とは、神宗時代の新法をやめ、舊法に復した事實を指す。

- (2) 『宋史』卷一七哲宗本紀によれば、訴理所が設置されたのは、元祐元年三月辛未のことである。「三月辛未、……置訴理所、許熙寧以來得罪者自言」。『長編』卷三七—一三、元祐元年三月庚午條。

- (3) 『長編』卷四九九—一四、元符元年六月壬寅。御史中丞安惇言、伏思、神宗皇帝聖明妙用、固非當世俗儒之所能窺測、至于勵精圖治、明審庶獄、天下莫不知之。而元祐之初、陛下未親政事、姦臣乘時議置理訴、凡得罪于元豐之間者、咸爲雪除、歸怨先朝、收恩私室、意者呼吸罪黨、用爲己助、未審當時有司如何理雪。儻出姦意、不可不行改正。欲乞朝廷差官、將元祐中訴理所一宗公案看詳、如合改正、卽乞申明得罪之意、復依元祐施行。

詔蹇序辰・安惇看詳內元狀陳述、及理訴所看詳語言于先朝不順者、其職位姓名別具以聞。『長編拾補』卷一七一六、建中靖國元年二月丁巳、……一、蹇序辰首建看詳訴理之議、安惇助之、章惇遲疑未許、卞迫之、以此惇即日差官置局。なお、『續資治通鑑長編紀事本末』卷一〇二、「逐元祐黨人」を参照。

(4) 安惇、字は處厚、廣安軍（現四川省廣安縣の北）の人。新法黨の官人で、哲宗の紹聖年間（一一〇九四―一一〇九八）には、章惇・蔡京・蔡卞等と謀って、陳衍・劉摯・梁燾といった舊法黨の官人を罪に陥れている（同文館の獄）。『宋史』卷四七一に傳がある。

(5) 哲宗は元豐八年（一一〇八五）三月戊戌に、數え年一〇歳にして皇帝の位に即いたが、幼少であったため、祖母の英宗の皇后宣仁太后高氏が、實際に政治を執っていた。『宋史』卷一七、哲宗本紀。（元豐八年三月）甲寅、以羣臣固請、始同太皇太后聽政。

(6) 熙寧（一一〇六八―一一〇七七）・元豐（一一〇七八―一一〇八五）は、共に神宗時代の元號。神宗朝は、王安石とその後繼者を中心とした、新法黨が實權を握っていた。ここにいう、「得罪熙寧・元豐之間者」とは、新法黨との政争に敗れ、罪を着せられた舊法黨官僚を指す。

(7) 章惇、字は子厚、建州浦城縣（現福建省浦城縣）の人。新法黨の官人で、哲宗親政のときに、尙書左僕射兼門下侍郎（宰相）

に任ぜられている。『宋史』卷四七一に傳がある。

(8) 蔡卞、字は元度、興化軍仙游縣（現福建省仙游縣）の人で蔡京の弟。王安石の娘を妻としたことから、王安石に師事した。哲宗時代に、禮部侍郎から中書舍人、尙書左丞へと進んだ。

『宋史』卷四七一に傳がある。

(9) 注(3)で明らかなように、元祐舊法黨時代に訴え出た人たちを、改めて紹聖新法黨の立場から評定しようとする機關。

(10) 蹇序辰、字は授之、成都府雙流縣（現四川省雙流縣）の人で蹇周輔の子。この當時蹇序辰は禮部尙書の職にいた。『宋史』卷三二九に傳がある。

徽宗^①が即位するに及んで、元祐年間に訴理所に訴え出た者の罪を改め正した。右正言^②の陳瓘^③は次のように言った。「訴理して罪を得た者の内、よからぬ言動のあった者を除いて、罪を改め正されたものが七〇〇名餘りありました。無罪の者はすでに冤罪を晴らされており、調査官の蹇序辰・安惇のごときは、どうして罪を加えずにすまうことができますでしょうか。蹇序辰と安惇は、大臣の示唆を受け、紹述の意^④に迎合して、訴理のことにかこつけて、神宗時代の政策に追従し、ついに朝廷を混亂に陥れました。これを公議に諮って考えますに、罪に伏さしめるべきではありません。たまたま中書省もまた、蹇序辰・安惇を處罰せられんことを願ひ出たため、詔を下して、蹇序辰・安惇兩名を除名とし、故郷に追放した。

(1) 徽宗は第八代皇帝で、神宗の第二子。在位は一一〇〇—一二五年。徽宗は幼くして皇帝の位に即位したため、向太后（神宗の皇后）が攝政となり、新舊兩派折衷の政治を行おうとした。しかし、それも長く續かず、徽宗親政の時代になると、蔡京を中心とした新法黨が再び政權を握った。

(2) 右正言は、諫官の一つ。位は低いが、國政のすべてについて口をさしはさみ、皇帝を諫め、不正不條理を爭う役目を負っていた。梅原『研究』六二頁以下參照。

(3) 陳瓘、字は瑩中、南劍州沙縣（現福建省沙縣）の人。王安石を徹底的に攻撃したことで有名。哲宗時代に滄州通判・知衛州に左遷されたが、徽宗が即位するに及んで右正言に任ぜられた。『宋史』卷三四五に傳がある。

(4) ここでは、神宗の政治すなわち王安石の新法を承け繼ぐことを意味する。

靖康の初年（一一二六）に、すでに梁方平は處刑され、太傅の王黼は崇信軍節度副使におとされて、永州安置に處せられた。言者は、王黼が主君を欺きないがしろにし、皇帝の寵愛をたのんで恣に權勢をふるい、財産をむさぼって民に害を與え、法を破って國政を敗壞し、また、朔方の罪もまた、王黼が主導したのであると論罪した。そして、下役を派遣して、永州に向かっている王黼の後を追わせ、雍丘の地でこれを殺害させ、その首を斬り落として皇帝に献上し、

そのうえ一家の財産を沒收した。また、詔を下して、拱衛大夫・安德軍承宣使の李彥に死を賜った。李彥は、民の田地を徹底的に調べ上げ、その土地を奪い取り、租税を二重に徴收し、庶民は生活の糧を奪われて、恨みの聲が道に満ち溢れていた。また、官吏が己れの意に少しでも逆らうと、事實を捏造して牢獄に送り、多くの者は獄中で憤死するに至った。それ故特に李彥を誅殺したのである。さらに、少保の梁師成が王黼に加擔した罪を暴かれた。梁師成は彰化軍節度副使に左遷されたが、一日行ったところで、後を追ってこれを殺害した。臺諫は、朱勔が惡行の限りを盡くし、花石綱を起こして、庶民が苦勞して蓄えた財産をことごとく取り上げ、州縣の財を空にし、我が子や甥で、承宣使・觀察使になった者が數名おり、また手下には横行を、妾には爵を與え、庭園・邸宅・道具類に至るまで、ことごとく宮中の禁を犯していると極論した。そのため、三月に朱勔は廣南の地に流され、ついで死を賜った。

趙良嗣とは、もと燕出身の馬植と呼ばれた人物である。政和の初めに、童貫が遼國に使者として派遣されたとき、馬植は途上童貫を迎え、遼國轉覆の策略を説いた。童貫は馬植を伴って歸國し、ついにこの策略を實行したため、國土を南北に二分する禍の元凶となった。このために誅殺に伏したのである。七月には童貫の十罪を暴き、人を派遣してその首を刎ねさせた。

九月に、言者は、蔡攸が燕山の役を興して天下に禍をもたらし、また奢りたかぶって度を越えた放蕩をなしたこと、歴史書中にも未

だかつて見たことのないほどのものであると論罪した。そこで詔を下して、蔡攸並びに弟の蔡條^⑧を誅殺した^⑨。

- (1) 『長編拾補』卷五一三、靖康元年正月己巳。寧遠軍節度使朱勳放歸田里。貴太傅楚國公致仕王黼爲崇信軍節度使、永州安置。賜翊衛大夫安德軍承宣使李彥死、黼・彥仍籍沒家貲。なお、『長編拾補』卷五一二、宣和七年二月甲子條の、陳東等の上書の中に、王黼・梁師成・朱勳・童貫等の罪情が詳しく述べられている。『續資治通鑑長編紀事本末』卷一四八、「誅六賊」参照。

- (2) 『宋史』欽宗本紀によれば、梁方平の處刑は、靖康元年二月辛酉のことである。辛酉、梁方平坐棄河津伏誅。

- (3) 太傅は三師の一つで、宰相や親王等に授けられる加官であり、元來政治には與らないものであった。しかし、蔡京時代は、太師・太傅・太保を三公といい、宰相にその稱を冠した。『宋史』

卷一六一（中華書局本三七七一頁）参照。

- (4) 王黼、字は將明、開封府祥符縣（現河南省開封市）の人。『宋史』卷四七〇に傳がある。『宋會要』職官六九一二〇、靖康元年正月三日。

- (5) 崇信軍は、京西南路隨州の軍額（軍名）。乾德五年（九六七）に節度州となり（この時の軍額は崇義軍）、太平興國元年（九七六）に崇信軍と改稱された（『宋史』卷八五（中華書局本二一一三頁）参照）。現在の湖北省隨州市。

- (6) 節度副使は、從八品相當の武階だが、左遷のための位階。

- (7) 永州は、現在の湖南省零陵縣。

- (8) 安置とは、「降職の後、比較的遠隔の地方に送って居住させること」（『注釋（續）』六八頁）。官員處罰のために用いられる方法であった。

- (9) 直接には御史中丞陳過庭であるが、實際は宰相になった李綱、吳敏、開封尹の聶山らが關係する。

- (10) 「朔方の罪」とは、「金の叛將張穀が投降してきた際、王黼が張穀を受け入れるべきと強く主張したため、金人がこのことを口實に、軍を與して責問し、兵を擧げて南下してきた事實を指している」（『注釋（續）』六八頁）。

- (11) 雍丘縣は、現在の河南省杞縣。

- (12) 『宋史』卷二三欽宗本紀。（靖康元年春正月）庚寅、盜殺王黼于雍丘。

- (13) 拱衛大夫は正六品相當の武階官。

- (14) 安德軍は、利州路閬州の軍額。乾德四年に節度州となった（『宋史』卷八九（中華書局本二二三二頁）参照）。現在の四川省閬中縣。

- (15) 承宣使は、正三品相當の武階。以前は節度・觀察留後と稱したが、政和五年（一一一五）にこの名稱に變更された。梅原『研究』一五八頁参照。

- (16) 『宋史』卷四六八楊戩傳。宣和三年、戩死、贈太師・吳國公、

而李彥繼其職。彥天資狠復、密與王黼表裏、置局汝州、臨事愈劇。凡民間美田、使他人投牒告陳、皆指爲天荒、雖執印券皆不省。魯山圖縣盡括爲公田、焚民故券、使田主輸租佃本業、訴者輒加威刑、致死者千萬。

- (17) 三公とともに、蔡京治下の政和二年、少師・少傅・少保を三少とし、副宰相にその稱を與えた。

- (18) 梁師成、字は守道。王黼の父が梁師成に師事し、また梁師成の家と王黼の家とは隣り合っていたため、王黼と親交があった。『宋史』卷四六八に傳がある。

- (19) 彰化軍は、秦鳳路涇州の軍額。太平興國元年(九七六)に節度州に改められた(『宋史』卷八七(中華書局本二一五七頁)參照)。現在の甘肅省涇川縣。

- (20) 『宋史』卷二三欽宗本紀。(靖康元年春正月)乙未、貶少保淮南節度使梁師成爲彰化軍節度副使、行及八角鎮賜死。

- (21) 朱勔、蘇州の人、朱冲の子。蔡京に取り立てられて官位に就いた。『宋史』卷四七〇に傳がある。

- (22) 徽宗が珍花・奇石を好んだことから、朱勔は浙江地方の珍奇な花石を、船舶を用いて頻繁に京師に送った。これを稱して「花石綱」といった。『宋史』卷四七〇朱勔傳參照。

- (23) 觀察使は、從三品相當の武階。

- (24) 横行とは、客省使より西上閣門副使(政和の改稱以後は、中亮大夫より右武郎)に至る武階を指す。その官品は五・六品と、

必ずしも高くないが、文官の翰林學士と中書舍人ないしは待制以上の館職を持つ侍從と比べられる高級武臣のランクであった。梅原『研究』一四二頁以下參照。

- (25) 『宋史』欽宗本紀は、朱勔が死を賜った日を靖康元年九月辛未とし、『長編拾補』は、同年九月壬申のこととしている。『宋會要』職官六九一二靖康元年六月二十一日以下にくわしい記述がある。

- (26) 趙良嗣すなわち馬植は、代々遼國の有力氏族であった。靖康元年四月に、金の侵攻を容す元となったとの理由で處刑された。『宋史』卷四七二に傳がある。

- (27) 燕は、幽州ともいい、現在の北京周邊を指す。當時は燕雲十六州とて遼の支配下にあった。

- (28) 童貫は蔡京と表裏し、北宋を滅亡に導いた宦官。政和元年に、鄭允中に従って遼國に使用した際に、馬植(趙良嗣)と出会い、彼を開封に連れ歸ってきた。『宋史』卷四六八に傳がある。

- (29) 原文「覆宗國之策」。具體的には、「金と連合して遼を討つ計畫」(『注釋(續)』六九頁)を指す。

- (30) 原文「南北之禍」。後に金が華北の地を支配し、宋が華南の地に逃れた事實を指す。

- (31) 蔡攸、字は居安、蔡京の長子。靖康元年に大中大夫に左遷されて、永州安置となる。そして、父の蔡京が死亡すると、燕山の役の責任を問われて、萬安軍安置となり、派遣された使者に

よって誅殺された。『宋史』卷四七二に傳がある。

- (32) 燕山は、現在の河北省薊縣の東南にある。蔡攸と童貫は新興の金と結んで遼を夾攻し、燕京を中心とした北方領土を奪取しようとしたが、結局失敗し、數十年來備蓄してきた軍事物資をすべて損失するとともに、金の侵入をうながす結果を招いた。

〔注釋（續）七〇頁〕。

- (33) 『宋史』卷四七二に傳がある。

- (34) 『宋史』卷二三欽宗本紀によれば、蔡攸並びに弟の蔡絳が誅殺されたのは、朱勔と同じく靖康元年九月辛未のことである。

移蔡攸于萬安軍、尋與弟絳及朱勔皆賜死。

高宗^{①②}は、大亂の後を承けて即位すると、王時雍^③等を賣國の罪に處し、洪芻^④・余大均^⑤・陳冲^⑥・張卿才^⑦・李彝^⑧・王及之^⑨・周懿文^⑩・胡思文^⑪等を、みな御史臺で直接訊問させた。取り調べが終わり、刑部・大理寺は、洪芻が景王^⑫の寵姫を我がものとしたこと、余大均が喬貴妃^⑬の幼い侍女を我がものとしたこと、王及之が寧德皇后^⑭の妹を苦しめ辱めたことをもって、流罪に當たるとし、陳冲は金銀をまとめて盗みだし、また後宮の人々と共に飲酒したことをもって、絞罪に當たるとした。また、周懿文・張卿才・李彝が、後宮の人々と共に飲酒したこと、張卿才と李彝は徒罪に當たり、周懿文は杖罪に當たるとした。さらに、胡思文は、張邦昌^⑮を皇帝の位に推す推戴狀内において、媚び諂いの言辭を添えたことから、罰銅十斤としたが、全

員恩赦に該當するので、罪が免じられるとした。皇帝はこれを見て大いに怒ったが、李綱^⑯等はみな彼らを救おうとして辯護した。皇帝はまた政治體制を刷新した直後であったことから、官僚身分の者を殺してしまうことはばかり、そこで詔を下して、洪芻・余大均・陳冲については、各々特に命を助けてやり、沙門島^⑰に流して、永遠に歸還を許さないこととした。張卿才・李彝・王及之・周懿文・胡思文については、みな別駕^⑱の官職を興えて、邊境の州郡に安置することとした。

宋齊愈^⑲も御史臺の刑獄に下されたが、刑部・大理寺は、犯行が五月一日の恩赦以前であったことから、皇帝に上奏してその裁定に委ねた。そこで高宗は次のような詔を下した、「宋齊愈は、異姓の皇帝を擁立しようと謀り^⑳、國家を危機に陥れた。これは、傀儡政權のポストについた臣僚の比ではない。したがって、特に恩赦を適用せず、市中において腰斬の刑に處す」。また詔を下して、東京および行在所にいる官僚が、勝手に任務から離れた場合には、みな當該地において取り調べを行うこととした。

淮寧府知事であった趙子松^㉑は、靖康の末年に四方に檄を飛ばしたが、その中に頗る不遜な言辭があった^㉒。そこで、建炎二年（一一二八）に、御史臺に詔を下して、京口（鎮江）に刑獄を設置して趙子松の取り調べに當たせさせた。その結果犯情が明らかにされたが、高宗はその罪を暴くことを望まず、鎮江^㉓を放棄した罪によって南雄州安置とした。

- (1) 『要錄』卷八、建炎元年八月戊午朔。朝散大夫洪芻等八人流竄有差。初芻等坐圍城中事屬吏、上命殿中侍御史馬伸劾之。及是獄成、芻坐納景王寵姬曹氏、降授朝散郎陳冲坐括金銀自盜、與宮人摘花飲酒、朝請郎余大均坐盜禁中鬻騰、及私納喬貴妃侍兒喬氏、朝散大夫周懿文・朝議大夫張卿材・朝奉郎李彝皆坐與宮人飲、朝請郎王及之坐苦辱寧德皇后女弟、皆辭服。刑寺當芻姦罪流、冲賊罪絞、大均・及之賊罪流、卿材・彝賊罪徒、懿文賊罪杖、並該赦。議者以爲芻・冲・大均當死。上閱其獄甚怒、李綱等共救解之。上亦以新政重於殺士大夫、乃詔芻等三人皆貸死、長流沙門島、責懿文・卿材・彝・及之爲隴・文・茂・隨四州別駕、懿文英州、卿材雷州、彝新州、及之南恩州、並安置。始言者論及之汙染國戚、冒辱諸王、及是以他罪貶。彝嘗爲主客員外郎、預根括事、故得罪。張邦昌之貶也、朝散大夫胡思立立邦昌時有不臣語、詔御史鞠之。思引中書舍人劉觀爲證、觀爲辯其誣。及獄具、思坐於推擇邦昌表內添改詔奉之詞、有司當罰銅七斤、責沂州別駕、連州安置。
- (2) 高宗是南宋の初代皇帝で、徽宗の第九子。靖康の變でただ一人北方に拉致されなかった。在位は一二七〇―一二二二年。
- (3) 後掲注(13) 参照。
- (4) 洪芻、字は駒父、洪朋の弟。『四庫提要』卷一五六参照。
- (5) 景王、名は杞、徽宗の第六子。靖康元年に荊南・鎮東軍節度使に任ぜられている。『宋史』卷二四六に傳がある。
- (6) 喬貴妃は徽宗の側室。初めは章賢妃(高宗の母)と共に鄭皇后(徽宗の正室)に仕えていた。『宋史』卷二四三に傳がある。
- (7) 寧德皇后(正確には寧德太后)とは、徽宗の正室である鄭皇后のこと。欽宗が即位すると、鄭皇后は太上皇后となって、寧德宮に移り住んだことから、寧德太后と呼ばれた。『宋史』卷二四三に傳がある。
- (8) 張邦昌、字は子能、永靜軍東光縣(現河北省東光縣)の人。欽宗が即位すると、少宰に任ぜられた。靖康二年(一二二七)三月丁酉に、金の傀儡國である楚の皇帝となった。『宋史』卷四七五に傳がある。
- (9) 李綱、字は伯紀、邵武(現福建省邵武縣)の人。金の侵攻に際して、主戰論を唱えたため謫せられたが、高宗の時に、尙書右僕射兼中書侍郎に任ぜられた。『宋史』卷三五八・三五九に傳がある。
- (10) 沙門島は、京東東路登州蓬萊縣に屬する。
- (11) 隋唐時代には、太守の補佐役として、各郡に別駕なる官職が置かれていた。しかし宋代においては、單なる左遷ポストとなり、實職を伴わなくなった。『注釋(續)』七一頁参照。
- (12) 『要錄』卷七、建炎元年七月癸卯。是日腰斬通直郎宋齊愈於都市。齊愈初赴獄、以文書一縑囊授、虞部員外郎張浚曰、齊愈不過遠貶、他時幸爲我明之、此李會勳進張邦昌草藁也。時御史王資劾齊愈未得實、聞齊愈有文書在浚所、遽發篋取之。資密諭

會、使妄自拊而證齊愈、且歸議狀事於王時雍、齊愈引伏。法寺當齊愈謀叛斬、該大赦罰銅十斤、情重取旨。黃潛善等頗營救之上曰、使邦昌之事成、置股何地。乃詔齊愈探金人之情、親書姓名、謀立異姓、以危宗社、造端在先、其罪非受僞命臣僚之比、特不原赦。議者或以爲冤。

(13) 吏部尙書王時雍が、金の意向を受けて傀儡國の皇帝選びに逡巡していた時、たまたま宋齊愈が金より歸國してきたので、王時愈は宋齊愈にこのことを諮った。宋齊愈が紙片を取り上げて、「張邦昌」の三字を書きつけたため、王時雍は張邦昌を立てることに決めた。『宋史』卷三五八李綱傳、同卷四七五張邦昌傳、『要錄』卷六、建炎元年六月癸亥等參照。

(14) 『要錄』卷一三、建炎元年二月戊寅。貴朝議大夫趙子崧爲單州團練副使、南雄州安置。初子崧與御營統制辛道宗有隙、道宗得子崧靖康末檄文上之、詔監察御史鄭穀置獄京口、究治得情。上震怒、然不欲暴其罪、乃坐子崧前棄鎮江、責官安置。

(15) 淮寧府は、もと陳州といい、現在の河南省淮陽縣。

(16) 趙子崧、字は伯山、燕懿王の五世の孫。宣和年間に知淮寧府に任ぜられる。『宋史』卷一四七に傳がある。

(17) 趙子崧の檄文中に、「藝祖造邦子令、而符景運。皇天佑宋、六叶而生眇躬」等といった件りのあったことが問題となった。『注釋（續）』七二頁參照。

(18) 鎮江府は、現在の江蘇省鎮江市。

(19) 南雄州は、現在の廣東省南雄縣。

建炎三年（一一二九）四月、苗傅^②等は常々宦官の横行を苦々しく思っていたが、王淵^③が樞密使に任ぜられたのを聞くにおよんで、いよいよ不平が高まり、ついに王世脩と共に反逆を企てた。そのことを察知した皇帝は、御史臺に詔を下して王世脩を逮捕して取り調べさせ、市中において王世脩を斬刑に處した。七月、韓世忠^⑥は苗傅等を捕らえ、建康^⑦において、これを磔にした。

統制^⑧の王德^⑩は軍將の陳彥章を擅殺した。御史臺の取り調べの結果死罪に當たるとされたが、皇帝は王德に戦攻があることから、特にその罪を宥した。

慶遠軍節度使^⑪の范瓊^⑫は、兵士を引き連れて皇帝に謁見した上に、面前において不遜な應對をした。知樞密院の張浚^⑬が范瓊の大逆不道の情を上奏したため、大理寺に附して取り調べを行わせた。取り調べが終了し、范瓊は死を賜った。

越州知事^⑭の郭仲荀^⑮は、金軍の襲撃により城市を棄てて遁走したが、その途中に行在所を通過したにもかかわらず、皇帝に拜謁することを怠った。そこで高宗は、郭仲荀を御史臺・大理寺に附して共同して問罪せしめ、その結果廣州^⑯に左遷した。

神武軍統制^⑰の魯珪^⑱は、罪なき者を殺害し、良家の子女を拐帶した罪に問われたが、皇帝は魯珪に戦功があることから、特にその罪を宥して、瑞州^⑲に左遷した。

- (1) 『要錄』卷二二、建炎三年夏四月癸丑。監察御史陳戢奉詔、審鞠王世修於軍中。世修言、苗傅等疾閹官恣（原作「姿」）橫、及聞王淵爲樞密、愈不平、乃與世修等謀、先伏兵斬淵、繼殺內官、然後領兵伏闕、脅天子禪位。此皆始謀實情、戢以聞、詔斬世修於市。
- (2) 苗傅、上黨（現山西省長治市）の人、苗履の子。『宋史』卷四七五に傳がある。
- (3) 王淵、字は幾道、熙州（現甘肅省臨洮縣）の人。建炎三年三月辛巳に同簽書樞密院事に任じられたが、苗傅・劉正彦に殺害される。享年五三歳。『宋史』卷三六九に傳がある。
- (4) 樞密使は、樞密院（軍政を擔當する役所）の長官で、從一品相當の職事官。
- (5) 『要錄』卷二五、建炎三年秋七月辛巳。韓世忠軍還、執苗傅・劉正彦・苗翊詣都堂、審驗畢、磔於建康市、梟其首。
- (6) 韓世忠、字は良臣、延安（現陝西省延安市）の人。高宗の時に、御營平寇左將軍となり、苗傅・劉正彦の亂の平定に功績があった。後に秦檜を非難したため、醴泉觀使に左遷された。『宋史』卷三六四に傳がある。
- (7) 建康は、現在の江蘇省南京市。
- (8) 『要錄』卷二二、建炎三年夏四月辛未。苗傅屯沙溪、鎮統制官喬仲福・王德乘聞入信州。會統制官巨師古自江東討賊還、與仲福會。傅未至信州十里、聞官軍在、遂還屯於衢・信之間。初韓世忠喜德之勇鷲、欲使歸其麾下、乃令心腹健將陳彥章圖之。德與彥章適會於信州、同謁羣將、彥章進揖、德頗倨、彥章怒、伐刃刺德不中、德奪刃殺之。『要錄』卷二五、建炎三年秋七月甲申。御前左軍都統制韓世忠訟統制官武略大夫閣門宣贊舍人王德擅殺其將陳彥章。下臺獄、殿中侍御史趙鼎按德當死。上以其有戰功、特貸之。鼎言、德緣兵敗自慚、而忌世忠之功、故殺其將、且德總兵在外、而擅殺不顧。此風一長、其禍有不勝言。乃詔德除名、郴州編管。
- (9) 出征軍の司令官を都統制といい、その屬官が統制である。『宋史』卷一六七（中華書局本三九八頁）參照。
- (10) 王德、字は子華、通遠軍熟羊砦（現甘肅省隴西縣の北西）の人。苗劉の亂の平定に功績があった。『宋史』卷三六八に傳がある。
- (11) 擅殺とは、正規の裁判手續によらずして、罪人を殺害すること。唐律捕亡二條の規定によれば、既に捕縛されて抵抗していない罪人を殺害したならば、鬪殺を以て論じられ絞となる（もし武器を用いて殺害したならば、故殺を以て論じられ斬となる）。また、死刑に當たる罪を犯した罪人を擅殺した場合には、加役流に處せられる。
- (12) 『要錄』卷二五、建炎三年秋七月丙戌。慶遠軍節度使捧日天武四廂都指揮使御營平寇前將軍權主管侍衛步軍使司提舉一行事務范瓊入見。初瓊在江西、右正言呂祉首奏其罪、且進取瓊之策。

乃詔瓊赴行在。瓊駐軍南昌，徘徊觀變，詔監察御史陳戢趣其入覲。瓊未拜詔，先陳兵見戢，且剝人以懼之。戢不爲動，徐曰、將軍不見苗劉之事乎、願熟計。瓊乃朝服北向謝恩、遂引兵趨闕。既至、未肯釋兵、及入見、面奏乞貸左言等朋附苗・劉之罪、且言、自祖宗以來、三衙不任河東・北及陝西人。今殿帥闕官、乞除殿前司職事。又言、紹到淮南・京東盜賊十九萬人、皆願聽臣節制。上怒。知樞密院事張浚奏、瓊大逆不道、罪惡滿盈。臣自平江勤王、凡三遣人致書、約令進兵、瓊皆不答。今呼吸羣凶、布在列郡、以待竊發。若不乘時顯戮、他日必有王敦・蘇峻之患。上許之。『要錄』卷二五、建炎三年秋七月壬辰。詔范瓊就大理寺賜死。時大理少卿王衣奉詔鞠瓊、瓊不伏。言者又論瓊逼遷上皇、擅戮吳革、迎立張邦昌等事、章下大理。衣具以責之、瓊稱死罪。衣顧吏曰、囚詞服矣。遂上其獄、詔用臺諫三章、責爲軍州團練副使、衡州安置。章再上、乃賜瓊死。

(13) 慶遠軍は、廣南西路宜州（後に慶遠府と改稱）の軍額。元は軍事州であつたが、宣和元年（一一一九）に節度州となり、軍額を賜つた（『宋史』卷九〇（中華書局本二四二頁）参照）。現在の廣西壯族自治區宜山縣。

(14) 節度使は、從二品相當の武階。頭に軍額が附くけれども（例えば「慶遠軍節度使」等）、實職ではなく、上に冠した州府とも實質的には何等關わりを持たなかつた。梅原『研究』一五四頁参照。

(15) 張浚、字は德遠、漢州綿竹縣（現四川省綿竹縣）の人。『宋史』卷三六一に傳がある。

(16) 『要錄』卷三〇、建炎三年十二月戊戌。金人陷越州。初兩浙宣撫副使郭仲荀在越州、聞敵陷臨安、遂乘海舟潛遁。『要錄』卷三一、建炎四年春正月癸丑。遂安軍承宣使兩浙宣撫副使郭仲荀授汝州團練副使、廣州安置。仲荀既棄越州去、其所部兵多散而爲盜。仲荀乘舟夜過行在、不請朝。言者疏其罪、詔御史臺・大理寺雜治、仲荀引伏、故諡。

(17) 越州は、現在の浙江省紹興市。

(18) 廣州は、現在の廣東省廣州市。

(19) 唐律賊盜四五條によれば、良人をその意に反して拐取し、奴婢とした者は絞に、部曲とした者は流三千里に、妻妾・子孫とした者は徒三年に處せられる。

(20) 瑞州は、現在の江西省高安縣。

紹興元年（一一三一）に、監察御史の婁寅亮が、國家の施政方針について申し述べたが、秦檜はこれを喜ばなかつた。そこで十一月に、秦檜は言者を使って、婁寅亮が父親の死を隠して喪に服さなかつたと論罪させたため、婁寅亮は大理寺に下されて彈劾を受けたが、何等犯罪の事實が得られず、結局詔によって免所居官に處せられた。紹興十一年（一一四一）に、樞密使の張俊は、人を使って張憲を誣告させた。その誣告の内容というのは、張憲が岳飛からの密書を

受け取り、ともに政變を引き起こすことを謀議したというものであった。秦檜はこの機に乗じて岳飛を誅殺しようとし、万俟卨に命じて事實を捏造させた。そのため岳飛は死を賜り、その子の岳雲および張憲は市中において誅殺された。

汾州の進士智浹は、書狀を奉って岳飛の冤罪を訴えたが、逆に杖刑を執行された上で、袁州に編管された。

廣西軍司官の胡舜陟と轉運副使の呂源とは、互いに恨みを抱いていたため、呂源は、胡舜陟が賄賂を貪り、分を越えた振舞をしたと上奏し、また秦檜に書狀を送って、胡舜陟が朝廷の政治を嘲笑っているとして述べ立てた。秦檜は平素から胡舜陟を憎んでいたため、大理寺の官を派遣して處罰させようとした。紹興十三年（一一四三）六月、胡舜陟は容疑事實を認めないまま獄中に死亡した。岳飛と胡舜陟が死亡したため、秦檜の權勢はいよいよ絶大なものになった。名目は「詔獄」ということになっていたが、實際には詔旨に基づくものではない。その後「詔獄」なるものは、度々起こされたが、だいたいこれに類したものであったので、記録にとどめることはしないでおく。

(1) 『要錄』卷四九、紹興元年十一月己亥。宣敎郎婁寅亮守監察御史、以其言宗社大計也。『要錄』卷五〇、紹興元年十二月壬午。初監察御史婁寅亮即陳宗社大計。尙書右僕射秦檜以寅亮富直柔所薦、惡之、使言者論寅亮宣和中父死於賊、匿不舉喪。壬午、詔大理寺劾治。

(2) 婁寅亮、字は陟明、永嘉（現浙江省温州市）の人。紹興元年に監察御史に拔擢されたが、富直柔が彼を推薦したことから、秦檜に憎まれた。『宋史』卷三九九に傳がある。

(3) 秦檜、字は會之、江寧（現江蘇省南京市）の人。靖康の變において、徽宗等と共に金に捕らえられていたが、歸國後、金との和平を望む高宗の信任を得て、紹興元年二月に參知政事に任じられた。『宋史』卷四七三に傳がある。

(4) 唐律によれば、父母の死亡事實を知りながら、喪を匿した場合には流二千里となる（職制三〇）。しかも、この罪は十惡の一の不孝に該當するため（名例六）、官位にあるものは除名に處せられ（名例一八）、また、議・請・減といった特典の適用對象から除外される（名例八・九・一〇）。

(5) 免所居官とは、「職事・散官・衛官と勳官とのうちいずれか一官（職事等を有すればそれを、有しなければ勳官）を削る刑事處分」であって、「一周年の後に、以前より一等降した官に復歸せしめる」（『譯註』五、一二四頁）ことになっていた。

(6) 『要錄』卷一四一、紹興十一年九月癸卯。是日、鄂州前軍副都統制王俊詣都統制王貴、告副都統張憲謀據襄陽爲變。先是朝廷命諸將更朝行在、憲懼不得還、乃妄言金人侵犯上流、冀朝廷還岳飛、復掌兵、而已爲之副。會憲詣樞密行府白事、俊具所謀告之、以統制官傳（傳？）選爲證、貴卽日以聞。張俊在行府聞之、遂收憲屬吏。『要錄』卷一四三、紹興十一年十二月癸巳。

岳飛賜死於大理寺。飛既屬吏、何鑄以中執法與大理卿周三畏同鞠之、飛久不伏、因不食求死、命其子閣門祇候雷觀之。至是万俟卨入臺月余、獄遂上、及聚斷、大理寺丞李若樸・何彥猷言飛不應死、衆不從。於是飛以衆證、坐嘗自言已與太祖俱以三十歲節度使、爲指斥乘輿、情理切害、及敵犯淮西、前後受親札十三次、不卽策應、爲擁兵逗遛、當斬。閬州觀察使御前軍統制權副都統張憲坐收飛・雲書、謀以襄陽叛、當絞。飛長子左武大夫忠州防禦使提舉體泉觀雲坐與憲書、稱可與得心腹兵官商議、爲傳報朝廷機密事、當追一官罰金。詔飛賜死、命領殿前都指揮使職事揚沂中蒞其刑、誅憲・雲於都市。

(7) 張俊、字は伯英、鳳翔府（秦州？）成紀（現甘肅省天水市）の人。紹興一一年二月に樞密使に任じられる。金との和平派の一人で、秦檜に迎合していた。『宋史』卷三六九に傳がある。

(8) 『宋史』卷三六八の張憲傳によれば、この時張憲を誣告した王俊は、岳飛麾下の將軍であった。王俊はしばしば張憲によって自分の罪を裁かれたため、それを恨んでいたことから、秦檜に唆されて誣告に及んだ。

(9) 張憲は岳飛の愛將。『宋史』卷三六八に傳がある。

(10) 岳飛、字は鵬舉、相州湯陰縣（現河南省湯陰縣）の人。對金強硬派であったため、和平派の秦檜の策謀により、死を賜った（いわゆる岳飛冤案）。『宋史』卷三六五に傳がある。

(11) 万俟卨、字は元忠、開封府陽武縣（現河南省原陽縣）の人。

秦檜の意に迎合し、その手足となって働いた。かつて湖北提點刑獄であったとき、岳飛が禮を以て遇しなかったことを恨みに思っていた。『宋史』卷四七四に傳がある。

(12) 岳雲は岳飛の養子。『宋史』卷三六五に傳がある。

(13) 『要錄』卷一四四、紹興十二年春正月戊申。御史中丞万俟卨・大理卿周三畏同班入對、以鞠岳飛獄畢故也。尙書省乞以飛獄案令刑部鑠板遍牒諸路。有進士智浹者、汾州人、知書、通春秋左氏傳、好直言、飛以賓客待之。飛初下吏、浹上書訟其冤。秦檜怒、并送大理、獄成、浹坐決杖、送袁州編管去。

(14) 汾州は、現在の山西省汾陽縣。

(15) 袁州は、現在の江西省宜春市。

(16) 滋賀秀三「刑罰の歴史——東洋——」（莊子邦雄他編『刑罰の理論と現實』岩波書店、一九七二年）によれば、「編管とは、遠隔地に押送して、その地で自主的に生計を立てさせながら、その地の地方官廳の監察下におくものである」（二〇三頁）。

(17) 『要錄』卷一四八、紹興十三年春正月己酉。詔大理寺丞袁祐・燕仰之往靜江府、推劾徽猷閣待制提舉江州太平觀胡舜陟不法事以聞。先是舜陟帥廣西、因奉詔討郴賊駱科餘黨、以饋餉不繼、與轉運副使呂源有隙、舜陟劾源沮軍事。時有府吏徐竿者、因獲罪舜陟杖而遂之。竿乃因求舜陟過失、得其邕州買馬折閱事、以告源。源卽奏舜陟因生日受知邕州僉儋百金、又盜官馬八百餘匹、贓污僭擬、傲慢不恭、萬一別生不測、爲患不輕。又以書抵秦檜、

言舜陟非笑朝政。檜素惡舜陟、入其說、遂奏遣相等難治、仰之瑛子也。『要錄』卷一四九、紹興十三年六月癸丑。是日徽猷閣待制提舉江州太平觀胡舜陟死於靜江獄。初大理寺丞燕仰之・袁相至靜江、遂以舜陟屬吏、居兩旬、辭不服而死。舜陟再守靜江、有惠愛、邦人聞其死、皆爲之哭、丐者亦斂數十千致祭。既舜陟妻汪氏訴於朝、詔左朝奉郎通判德慶府洪元英究實。元英言、舜陟受金、事涉曖昧、其得人心、雖古循吏無以過。上謂秦檜曰、舜陟從官、兼罪不致死、勘官不可不懲。於是仰之・相皆送吏部。

(18) 胡舜陟、字は汝明、徽州績溪縣（現安徽省績溪縣）の人。

『宋史』卷三七八に傳がある。

(19) 各路には轉運使が置かれ、民政をはじめ經濟・人事一般について管轄内の州を監督した。轉運副使はその次官。

（中村 正人）

刑法三

全國の疑獄^①で、上告しても決着がつかぬ場合には、兩制と大臣もしくは臺諫^②に下して議論を重ねさせる。それは當該案件の大小をみて行われ、一定のきまりはなく、また關係官廳が意見を述べ論駁すること、時としてはあった。

端拱年間^③のはじめ、禁軍の兵籍にあった廣安軍^④の民安崇緒は、父親の安知逸と離婚した繼母の馮氏が、近頃、父の資産を横取りして

彼女の子供に與えたと訴えた。大理寺は、崇緒が母を訴えた科で、死刑の罪に論じた。太宗はこれに疑問をいだかれた。大理寺の長官張昺^⑤は、自分たちの下した判決に固執したため、御史臺と省部^⑥に命じ、いろいろ議論をさせられた。徐鉉^⑦の見解は次のとおりだった。

「この問題は、母親の馮氏が離縁になっていたならば、ただちに實家に戻るべきで、そうでなければ、崇緒は法律のとおり死刑に處すべきことをはっきりさせればよい。いま取調状をみると、離婚した形迹はなく、その證據は四つある。まして、不孝者に刑罰を與えることは、教化の最大の役目である。よろしく刑部と大理寺の決斷に従うべきである」。右僕射の李昉^⑧ら四十二人は次のような考えであった。「刑部と大理寺の決定は不當である。もし五種類の母親^⑨の扱いがすべて同一ならば、蒲氏は正妻ではなくとも、崇緒の生みの母である。彼はただ田地財産を馮氏が無理矢理ひとり占めし、生みの母親が生活に苦しむとて訴えをおこしたに過ぎない。もし法寺の言うように死刑の判決を下したなら、安知逸は何の罪咎で後繼ぎを斷たれ、蒲氏はどこに身を寄せればよいのか。我々の意見では、田地財産はすべて崇緒に歸屬させ、馮は蒲と同居し、彼女らに終身つくし仕えればよろしかろうと思う。さすれば、子が父の財産を守ることができ、馮も一生、食べてゆく心配はない。犯した過誤はすべて赦に準じ、放免すればよい」。李昉らの議論に従うよう詔勅がでて、鉉と昺は各人一ヶ月間、俸給をカットされた。

(1) 疑獄は現在の我々が使用する意味に近いが、こうして取上げ

られる案件の殆んどは死刑にかかわるものと考えてよからう。

「譯注稿（上）」三八一頁とその注（2）参照。

- （2）兩制は内制と外制の兩者。宋代には普通は翰林學士と知制誥を指し、皇帝の命を直接起草するのが翰林學士の内制、中書で間接的に詔勅を起草するのが知制誥。兩者とも、皇帝じきじきの命令で、こうした重要政務や議論に參劃させられた。臺諫は御史臺官と諫官の略稱（梅原『研究』六一頁）。

- （3）『通考』卷一七〇、端拱元年の條に、より詳細な記述がある。

その一部を書き寫しておく。（前略）徐鉉議曰、伏詳、安崇緒詞雖繁、今但當定其母馮與父曾離與不離、如已離異、即須令馮歸宗、如不曾離、即崇緒准法訴母處死、今詳、案內不曾離異、其證有四、崇緒所執父書、只言遂州公論、後母馮自歸本家、便爲離異、固非事實、又知逸在京、阿馮却來知逸之家、數年後、知逸方死、豈可並無論訴遺斥、其證一也、本軍初勘、有族人安景泛證云、已曾離異、諸親具知、及欲追尋諸親、景泛便自引退、其證二也、知逸有三處莊田、馮卻後來、自占兩處、小妻高占一處、高來取馮莊課、曾經論訟、高即自引退、不曾離、其證三也、本軍曾收崇緒所生母蒲勘問、亦稱不知離絕、其證四也、又自知逸入京之後、阿馮卻歸以來、凡經三度官司勘鞫、並無離異狀、況不孝之刑、教之大者（下略）。

- （4）廣安軍は四川の梓州路に屬す。現四川省南充地區的廣安縣。
- （5）『唐律疏議』三四五條戶婚。諸告祖父母・父母者、絞。

- （6）張昞は『宋史』に傳がなく詳細は判らぬが、南唐の舊臣。早く宋朝に歸し、太宗時代判大理寺、判刑部など司法の要職を勤めた。判大理寺は「譯注稿（上）」三九二頁注（13）参照。

- （7）省は三省であるが、こうした場合は尙書それも都省を指すのが普通。

- （8）徐鉉、字は鼎臣、揚州廣陵（江蘇省揚州）の出身。南唐の重臣であつたが、宋朝に歸屬。弟の鍔とともに『說文』の學者として名高い。『宋史』卷四四一、文苑傳。

- （9）李昉、字は明遠、深州饒陽（現在の河北省獻縣）の人。太宗時代の宰相。右僕射は彼の當時の位階名。『宋史』卷二六五。

- （10）『唐律疏議』名例五二條の疏議にそれらの定義が見える。嫡母・繼母・慈母・養母そして親母が五種類の母親。嫡母とは庶子からみて正嫡の母の謂だが、要するにその家の正妻としての母。繼母は嫡母が死亡あるいは離出してそのあとに入った母。慈母は、妾子の母なき者に、他の妾を父が母とした者。養母は、子供のない夫婦が同宗の子を養った時に稱する。そして親母は、その子にとって實の母親。この事件では、安崇緒は知逸の妾腹の子、妾は蒲氏で、だから賤といっている。正妻は馮氏で崇緒からすれば嫡母となる。

熙寧元年（一〇六八）七月、「人を殺めん（謀殺）」として己に傷つけ、おかみの手がまわり逮捕されんとして自首した者は、謀殺の

罪より二等を輕減して論罪する」⁽³⁾との詔敕が出された。ことは、次のような登州⁽⁴⁾の上奏にはじまる。「ある婦人が、母親の喪中に、韋の家から嫁に乞われた。韋の醜惡さが嫌で、殺そうとしたが果さず、手がまわったので自首して來た」。審判院と大理寺は死刑として罪を論じたが、律に違背して婚姻を結んだことで皇帝の裁斷を仰いだところ、その死をゆるす勅命が下った。登州知事の許遵⁽⁵⁾は「『殺傷を犯したことで自首すれば、本來の罪を免れることができるが、なお故殺傷の法に従う』という律文⁽⁶⁾を引用し、謀殺を「因る所」に該當すると解釋して、手がまわり逮捕されんとする條項を援用して罪二等を輕減すべきである」と奏上した。刑部は、審判院、大理寺の意見のように決定したが、折しも、遵は大理寺の長官として召還された。御史臺は遵を彈劾したけれども、彼は承服せず、兩制に下命して論議させられるようお願い出た。こうして、翰林學士の司馬光と王安石に協議せしめられたが、二人の意見は一致せず、それぞれが上奏し、光は刑部を是とし、安石は遵を是とした。「安石の言うことに従う」との詔敕が下されたけれども、御史中丞の滕甫⁽⁷⁾は、いまだ一度人を選んで論議するようお願い出、御史の錢顗⁽⁸⁾は、遵を大理寺から罷免するよう請願した。そこで翰林學士の呂公著⁽⁹⁾と韓維⁽¹⁰⁾、知制誥の錢公輔⁽¹¹⁾に命じてかさねて決斷させた。呂公著らの定議は安石と同じだったため、それを正式に裁可する命が下された。かくして、法官の齊恢、王師元、蔡冠卿⁽¹²⁾らは、いずれも公著らの論議は不當であると口々に奏上し、再び詔が出されて、王安石と法官たちが一堂に

會して議論し、くり返しやりあった。

翌年（一〇六九）の二月庚子⁽¹³⁾の日、「今後人を殺そうとした者が自首すれば、すべて奏上して、天子の裁可を聽け」との詔敕が出された。この月、王安石は副宰相に任命された。そこで彼は「律の意圖では、ある犯罪によって殺傷して自首すれば、その原因となった犯罪は免除されるが、なお故殺法に従うとなっている。もし殺してしまつて故殺法に従うのなら、首謀者は必ず死罪となり、從犯者には、當然編勅の『奏裁』の文があるから、これ以上新しい規制を作る必要はない」と奏上し、唐介⁽¹⁴⁾たちと何度も神宗の前で論争した。結局、安石の意見通りに、「今後は、すべて去年七月の詔書によつてとり行う」という詔敕が再び發布された。刑部の長官劉述⁽¹⁵⁾らは、また中書と樞密院の合議を上請し、御史中丞の呂誨⁽¹⁶⁾、御史の劉琦⁽¹⁷⁾や錢顗⁽¹⁸⁾らは、みな述の上奏に同調したので、ことは兩府⁽¹⁹⁾へ下された。神宗は、律文は極めて明白で、合議の必要はないという考えだったが、曾公亮⁽²⁰⁾らはいずれも博く異論を盡させ、物言わぬ不滿をとり除くことが無難だとしたため、そこで人々の意見を樞密院に附託したわけである。文彥博⁽²¹⁾は「殺傷とは殺そうとして傷つけることである。もし殺してしまった場合は自首すべきでない」と考え、呂公弼⁽²²⁾は「殺傷は律において自首すべきではない。爾後は、すでに殺傷すれば律により、從犯で手を下した者が自首すれば奏裁するように」と要請した。陳升之⁽²³⁾と韓絳⁽²⁴⁾の意見は安石とほぼ同じである。たまたま富弼が宰相となつたので、帝は弼に議論させられようとしたけれど

も、病氣のため、暫らくそれができなかった。ここに來て、ようやく決着がついたが、富弼は病氣缺勤で、それに干預しなかった。⁽²⁸⁾

(1) 『續資治通鑑長編紀事本末』卷七五、『續資治通鑑長編拾補』卷三、熙寧元年七月癸酉條。

(2) 『唐律疏議』名例三七條。其知人欲告、及亡叛而自首者、減罪一等坐之。疏議に「犯罪之徒、知人欲告、及案問欲舉、而自陳首、及逃亡之人、并叛已上道、此類事發歸首者、各得減罪二等、坐之」とあるのがこの救のもとである。なお、原文の謀殺、故殺の概念は『譯註』五、七一頁に従う。『譯注稿（上）』、四六二頁注（5）参照。また三九七頁注（18）にも關係記事がある。自首に關しては『譯註』五、二二五頁の解説を參看。

(3) 京東東路の州、山東半島の北側先端近く現在の山東省蓬萊縣。

(4) 『唐律疏議』戶婚三〇條。諸居父母及夫喪、而嫁娶者、徒三年。

(5) 許遵、字は仲塗、泗州（現江蘇省泗洪）の人。法律に詳しく、ここで舉げられた事件の詳細が彼の傳にも載せられている。

『宋史』卷三三〇。

(6) 『唐律疏議』名例三七條の注に、「囚犯殺傷而自首者、得免所因之罪、仍從故殺傷法」とみえ、その疏議に「たとえ、盜に因りて人を故殺傷し、或は過失にて財主を殺傷して自首する者は、盜罪は免ずるを得、故殺傷の罪は仍お科す」と説明されている。

(7) 特に司馬光のものは、『溫國文正司馬文集』卷三八、議謀殺已傷案問欲舉自首狀にみられる。また關係文獻が、『續資治通鑑長編拾補』卷三、熙寧元年七月癸酉條の注に集められている。

(8) 滕甫すなわち滕元發。忌諱のため字で呼ばれる。婺州東陽（現浙江省金華府）の人。神宗初期の御史臺長官。『宋史』卷三三二。

(9) 錢顗、字は安道、常州無錫（江蘇省）の人。許遵の任用に反對して左遷される。『宋史』卷三三二。

(10) 呂公著、字は晦叔。仁宗期の宰相呂夷簡の子で、韓琦一門とともに、當時最も有力な一族だった。最初は王安石を支持していたが間もなく反對派となり下野。司馬光とともに元祐初めの宰相。『宋史』卷三三六。

(11) 韓維、字は持國。仁宗時代の副宰相韓億の子。兄の緯とともに神宗の皇太子時代からの側近。『宋史』卷三二五。

(12) 錢公輔、字は君倚、常州武進（江蘇省）の人。王安石に反對して下野。『宋史』卷三三二。

(13) 齊恢、字は熙業、糾察在京刑獄。『宋史』卷三三二。蔡冠卿は大理寺の官であつたらしいが、『長編』卷二二二、王師元のことは判らない。

(14) 王安石は熙寧二年二月庚子、翰林學士工部侍郎から參知政事すなわち副宰相に任用された。

(15) 唐介、字は子方、江陵（湖北省）の人。諫官、御史として名

をはせ、王安石と衝突し、憤死する。『宋史』卷三二六。

- (16) 劉述、字は孝叔、湖州（浙江省）の人。神宗初め、御史臺の實力者、判刑部。王安石に反對して下野。『宋史』卷三二一。

- (17) 呂誨、字は獻可、開封の人。早くから王安石の任用に反對し、徹頭徹尾攻撃したことで有名。『宋史』卷三二一。

- (18) 劉琦、字は公玉、宣州（安徽省）の出身。劉述、呂誨らのグループで王安石に反對。『宋史』卷三二一。

- (19) 二府は東府と西府のことで、中書と樞密を指す。中書は宰相府（内閣）で、文官行政の中樞、樞密は軍政府で、軍事行政の中心であった。この時期、文彦博を筆頭に樞密院は反王安石派の牙城となっていた。

- (20) 曾公亮、字は明仲、泉州晋江（福建省）の人。當時の宰相の一人。王安石と反王安石派と等閑隔を保ちつつ地位の保全をはかる。『宋史』卷三二一。

- (21) 文彦博、字は寛夫、汾州介休（山西省）の人。仁、英、神、哲四朝に仕え、五十年間權力の中樞にいた保守派の大立物。この時は樞密使。『宋史』卷三二三。

- (22) 呂公弼、字は寶臣、仁宗期の宰相呂夷簡の子、公著の兄。當時は樞密使となっていた。『宋史』卷三二一。

- (23) 陳升之、字陽叔。建州建陽（福建省）の人。當時知樞密院。術數にたけ、樞密にあって韓絳とともに王安石と結ぶ。『宋史』

卷三二一。

- (24) 韓絳、字は子華。韓維の兄。皇太子時代から神宗に王安石の登用をふきこんだ。當時は樞密副使。『宋史』卷三二五。

- (25) 富弼、字は彥國、洛陽（河南省）の人。文彦博とともに仁宗時代以來の元老級人物。熙寧二年二月己亥、王安石のおさえてして神宗は宰相に起用したが、意見があわず富弼は病氣を口實に出仕せず、十月退任する。『宋史』卷三二三。

- (26) 『續資治通鑑長編紀事本末』卷七五、『續資治通鑑長編拾補』卷三、熙寧三年八月癸未朔の條。

蘇州^①の張朝という男の從兄が、槍で朝の父親を刺し殺して逃し、朝はひっ捉えてこれを殺害した。審刑院と大理寺は、十惡の「不睦」に相當するとして、死刑の罪を與えた。^②一件書類が皇帝のもとに上ってくると、副宰相の王安石は次のように言った。「朝の父親は甥に殺され、朝が復讐として從兄を殺害した。罪は加役流にとどめ、恩赦にあえば、ゆるしてやるべきである」。神宗は安石の意見に沿い特に張朝を釋して不問に附された。^③

あらためて、呂公著らに命じ、刑罰を議定させ、それが王安石の意に叶わなかった場合には、彼みずから意見を具して上奏させられた。ところで、曾公亮は、中書が刑罰の改正に口をさしはさむのはよろしくないと考えていた。王安石は言った。「關係する役所で、刑罰の適用が不當であれば、審刑院と大理寺が討議して正すべきだ。審刑院と大理寺の適用が間違っていれば、官員をさし遣わして定議

すべきである。その議論が不當だった場合には、中書自身が論議して奏上し、おかみの決断を仰ぐべきで、それが國體というものに他ならない。中書が刑罰を論じ、改正すべきでないという理があるうか。

熙寧三年（一〇七〇）、中書は適當でない刑罰五ヶ條をたてまつた。

その一。毎年、死刑と斷罪される者は二千人に近く、前代にくらべてとりわけ多い。^⑤強盜や劫盜などの罪には、いずれも死刑が設けられているが、その間、情狀の輕重に著しい懸隔があつても、すべて死罪に相當せしめるのは、まことにいたましい次第である。前代の右足きりのように、もし、從犯で情狀の輕いもののために別に刑罰を設けても、惡事をとどめ弊害を除くに十分であろう。禁軍で邊境の駐屯地から逃亡する者でなければ、これまた自首の期限を緩和し、彼らの兵隊としての效力を活用すべきである。

その二。徒・流・折杖の法は、刑罰の網の目がこまかく規定され、良民がたまたま刑法に觸れると、その身體を傷つけ、生涯の恥辱を受けることになる。他方、愚かで物のわからぬ連中には、一時の苦痛があつたとしても、それを全く恥としない輩^{やむ}もいる。もし、情理の輕い者には往古の「居作」の法を復活し、恩赦にあえば日月を減少し、善良な者どもに、過を改めて更生させ、凶頑な輩は拘禁しておくように致したい。

その三。入墨をして配隸する規定は二百條余りに達する。その間、

情・理の輕い者には、これまた往古の「徒流・移郷の法」を復活すべきであり、その再犯に至ってから、入墨して軍卒に充當すればよい。^⑧一方、配隸の場合も、いずれも輕減して、本處もしくは近地に送るが、凶惡頑強の輩は、當然元の法規通りとする。編管の人たち^⑨も、やはり順次にうつしかえて別の場所に送り、勞役の期限を量り定め、髪をきり鉗^{くわ}をはめてはいけない。

その四。地方官に、「孝」の徳があり、農事に勵み民衆から認められる人々を調べて選び出し、證明書を給付させておく。彼らがたまたま法令を犯し、情狀が輕く、恕すべき場合には、特に贖罪罰金を考へる。そのうち俊改の情のない者は、實刑を加へる。

その五。皇帝に上奏して裁断を仰ぐ條項が極めて多く、司法行政の妨げとなつてきている。これまた削除してきまりをつけるべきである。

（１）『通考』卷一七〇に同文がある。そこでは從兄が同堂兄になつてゐる。

（２）十惡の八番目の罪名。『譯註』五、五一頁以下を參看。

（３）復讐の處置については「譯注稿（上）」の四三〇頁に關連する記述がみられる。

（４）『長編』卷二四一七、熙寧三年八月戊寅。刑法志の文章は省略、書きかえた部分がある。

（５）『長編』は年次によつて、その卷の末尾に大辟數を列擧する。例えば仁宗嘉祐七年の大辟は一六八三人、神宗元豐三年は一二

一二人という具合である。これを唐の貞觀四年の死罪二九人などに較べると確かに多い。

(6) 『唐律』では劫盜の語は見えないが、宋代になると、劫盜もしくは強劫盜の語がしばしばあらわれる。ただ強盜と劫盜は別ものか、同じものの表現の違いかはよくわからない。

(7) 原文情輕、或は情理輕などの情理については「譯注稿(上)」三八六頁、注(23)参照。宋代にはこうした用語は、やはりある概念の枠を持っていたのではないかと思われる。

(8) 顔面などに罪名を刺し、杖を加えて廂軍の兵卒とする。「譯注稿(上)」三九二頁注(6)等参照。

(9) 配隸は本籍地から極めて遠隔地へ送られることが多く、必要經費、護送人員等問題が多いため、本籍地かその近くの廂軍に屬せしめる。

(10) 「譯注稿(上)」四〇〇頁注(6)、四三〇頁注(25)等を参照。

さて、韓絳は肉刑を採用しようとして上請したことがあった。曾布もまた次のような建議を行った。³⁾「古えの聖天子が刑罰を制定される時、仁をもとに置かれなかったためしはございませぬ。それなのに、四肢や身體を斷ちきり、皮膚を刻んで、生命をも奪うに至るのは、やむを得ぬ事情があるからです。罪を犯した人に對し、贖刑では十分ではなく、このため、いたしかたなく、墨・劓・剕・宮

刑・死刑を加えます。しかし、その輕重を慎重にはかり、また宥して流しものにする方法も設けられております。漢の文帝が肉刑を除き、笞箠の法令を定められてから、後世、それによって刑法を制定してまいりました。³⁾死刑の次は流刑に處し、墨・劓・剕・宮の刑に代えましたけれども、古聖の宥して流しものとする意圖に沿わぬだけではなく、輕重の差も失してしまっております。古えは耕す所と住む所を一つにし、人々はよそに遷り住むことをはばかりました。遠方に流されれば、生活の資とてなく、嚴しい勞役に苦しめられて生をおえる破目に陥ります。近頃の民は、たやすく郷里を離れ、あちこち移動することを決して厭いません。流されて勞役に服しても一年たてば、その地の戸籍につけられ、これまた昔に較べると輕減されております。ましてや折杖の法は、古えの「鞭扑の刑」にすぎません。刑罰は輕くて惡事をとどめることができず、このため法を犯す者は日一日と増え、揚句の果には、必ず人を殺すに至ります。これは刑罰を輕くしようとして、かえって重くするものです。いま、死刑になる條目は甚だ多いが、そのうち情狀の貸すべきものを取って肉刑に處したなら、生命を助けられる者は決して少くはないでしょう。逃亡した軍人で斬罪にすべき者、盜賊で贓滿に達して絞罪とすべき者は足を削きり、女性を犯し、法律では死刑に處すべきだが、情狀が輕ければ宮刑に處し、劓・墨などに相當するものは剕の法を用います。それ以下を流・徒・杖・笞の罪とすれば、刑罰を差等をつけて制定することができるでしょう」。この建議が皇帝のもと

に達すると、神宗はその可否を爲政の責任者^⑥たちに問われた。王安石と馮京は、お互いに反論、辯論し、結局は實行されなかった。

(1) 曾布、字は子宣、撫州南豐（江西省）の人。王安石の懷刀として、新法推進につとめる。哲宗新法黨時代にも指導的役割を果たす。『宋史』卷四七一、姦臣傳。

(2) 『長編』卷二四一八、熙寧三年八月戊寅。刑法志の文章は節略で、『長編』の方が文章、内容とも整っている。

(3) ここに述べられている肉刑とその廢止の歴史的な推移は、『譯注刑法志』二八頁以下を参照されたい。

(4) 唐代の制度に關しては、滋賀秀三「刑罰の歴史―東洋」(岩波書店『刑罰の理論と現實』一九七二)の一〇〇頁参照。

(5) 本來は『書經』舜典に由來し、鞭は官刑、扑は教刑と解されているが、ここでは教化、教育のための愛の鞭というニュアンスで使われている。

(6) 原文は「執政」。この言葉は宋代では、參知政事と樞密使・樞密副使、すなわち副宰相を指すが、ここでは少しひろく、一般的な意味にとっておいた。

(7) 王安石の肉刑に關する見解は『續資治通鑑長編紀事本末』卷七五、『續資治通鑑長編拾補』卷四の熙寧二年五月丁卯の條に見える。

(8) 馮京、字は當世、鄂州江夏（湖北省）の人。王安石とともに當時副宰相をつとめていた。『宋史』卷三二七。

樞密使の文彦博は、ほかに、次のように上奏した。「唐末から五代の世、『重典』^③を用いて時弊を救わんとし、このため刑法の規定以外に、徒・流の罪に加重して死刑とすることがあった。わが宋朝は國初以來百年をへ、當然『中典』^④が用いられるべきに拘らず、依然もとのままで、前代の律より重い場合がある。たとえば、官文書の偽造は、律では流二千里を最高限とするが、いまでは絞罪になる。最近も、印記の偽造に關し、再犯して死罪に當らぬ場合でも、やはり絞刑の罪に處している。ところが、杖を手にした強盜は、本來の規定では、印記偽造より重い罪のはずである。いま造印が再犯で死刑となるのに、強盜の再犯でも、贓が五匹未滿であれば死刑を免れる^⑤。とすれば、刑罰の適用が、律文と大層異っているわけである。刑罰がもとの律文より重いものを調べあげ、敕律を參考にして、妥當なように裁定されたい」。詔によって編敕所に送附された。

(1) 『長編』卷二七一九、熙寧三年十一月戊申。

(2) ここにいう重典と次の中典は、いずれも『周禮』秋官、司寇冠の、大司寇之職にみえる「新國に刑するは輕典を用い、平國に刑するは中典を用い、亂國に刑するは重典を用う」にもとづく。

(3) 『唐律疏議』三六三條詐僞律。諸僞寫官文書印者、流二千里。

(4) 『唐律疏議』二八一條賊盜律。諸強盜（中略）、其持仗者、雖不得財、流三千里、五匹、絞。從つてもし四匹以下であれば、何回やっても絞にはならない。

(梅原 郁)

さらに審判院・大理寺に詔して、^①「重い贓を軽い贓に合計したう
えで軽い贓と見なす規定」^②を検討させたところ、審判院は次のよう
に上奏した。「犯罪の種類によってそれぞれ異なる贓^③を、罪を等し
くせずに合計すると、律の法意において通じ難くなりますから、こ
れまで通りとするべきであります」。これに對し大理寺が上奏した。
「律には『贓から刑を算出する場合、複数の贓を犯したものはすべ
て合計し、もし刑の輕重が異なれば、重い贓を軽い贓に合計したう
えで軽い贓によるものとみなす。いずれの場合も合計値を半分にし
て罪を論じる。合計した結果罪が加重されないときは、ただ最も重
い贓による』^④とあります。つまり律の法意は複数の贓罪を犯したも
のに對して二つ以上の罪を與える法を適用してはならないとするこ
ろにあり、それゆえ贓數を合計して罪を科すのでありますが、一
つの犯罪ではないために半分に計算して罪を論じることになります。^⑤
これは寛大にことをすますあらわれの一つです。しかしながら六種
類の贓の輕重は異なっております。もし二種類以上の贓を犯したと
きは、軽い贓を合計したうえで重い贓の方をとるという措置ができ
ませんから、重い贓を合計して軽い贓とみなすことになります。^⑥こ
れは寛大にことをすますあらわれの二つです。もし重い贓を軽い贓
と合計した結果罪が加重されるようなときは、ただ最も重い罪を一
つとることになります。つまり法の積極的な意味では改めて軽い刑
を科すのであり、消極的な意味でも惡事を許さないようにするので
あります。ところで疏議が假定した舉例はたまたま全て罪の等しい

場合ですが、それはその場限りの例題にすぎません。もし罪が等し
いとき贓數をすべて合計し、等しくないときただ一種類の贓のみで
罪を科すとすれば、恐らく法を知っている者には惡事を働く餘地が
でき、知らない者にはただ時によって幸運にも不運にもなつて、律
の本意ではありません」。神宗は大理寺の議論を支持し施行した。

(1) 『長編』卷二二七—三、熙寧三年十一月癸巳。詔、審判院・
大理寺同看詳重贓併滿輕贓法意、定歸一議。審判院言、犯色目
各別之贓、不待罪等而累併、不惟引用入重、顯於律義難通。
乞且依久來條例而定。大理寺言、律稱、以贓致罪、頻犯者並累
科。若罪法不等者、即以重贓併滿輕贓。各倍論。累併不加重者、
止從重。看詳律意、蓋爲頻犯贓罪者、不可用二罪之法以重者論
故令積數以科罪、爲非一犯、故令二赤得一赤之罪、此從寬之一
也。雖令倍論、然有六色贓名、輕重不等。若兩色以上者、不可
累輕以從重、故令併重以滿輕、特將重贓改從輕贓之法、此從寬
之二也。若以重併輕後止從加重、則止從一重、蓋爲進則改從輕
法、退亦不至容姦、義理昭然、殊無可惑。緣審判院爲據疏議內
假設之法、皆是逐件罪等、故令須得罪等方許累論。本寺以謂疏
義所設、止是一時命文如此、非謂須得罪等者。若據罪等者盡數
累併、不等者止科一贓、則恐知法者足以爲姦、不知者但繫臨時
幸與不幸。原情立禁、恐本不然、以此異同、不可定歸一議。上
是大理寺議、從之。

(2) 原文「重贓併滿輕贓法」。

(3) 原文「所犯各累之贓」。贓には罪の輕重が異なる、強盜贓、枉法贓、不枉法贓、竊盜贓、受所監臨贓、坐贓の六種がある。

『宋刑統』卷四、名例三三條。疏議曰、在律、正贓唯有六色、強盜・竊盜・枉法・不枉法・受所監臨及坐贓。自外諸條、皆約此六贓爲罪。

(4) 原文「累併」。「律および疏に、同種の贓を合計することを『累科』、異種の贓を合計して全てを軽い方の贓と想定することを『重贓ヲ以テ輕贓ニ併滿』と稱し、『累科』と『併滿』を總稱して『累併』、五割引することを『倍』『倍折』という」（『譯註』五、二八六頁）。ただしこの「累併」は、「所犯各異之贓」について言われているから、上記の嚴密な意味ではなく、單に合計の意もしくは「併滿」と同義に使われている。

(5) 原文「以贓致罪、頻犯者並累科。若罪犯不等者、卽以重贓併滿輕贓。各倍論。累併不加重者、止從重」。『宋刑統』卷六、名例四五條の節略。但し傍点の犯は律では法となっている。『長編』も法とする。

(6) 『宋刑統』卷六、名例四五條。疏議曰、假有受所監臨、一日之中三處受絹一十八匹、或三人共出一十八匹同時送者、各倍爲九匹而斷、此名以贓致罪、頻犯者並累科。頻犯とは一日のうちに數箇所から贓を受けたり、複數の人間から同時に贓を受けたりをいう。また累科とは同種の贓數を合計することであるが（前注（4））、後文の「各倍論」はこの部分にもかかっ

ており、複數の同種の贓の累科の計算方法には、合計値を半分にする過程が含まれる。

(7) 『宋刑統』卷六、名例四五條。疏議曰、卽以重贓併滿輕贓、假令縣令受財枉法六疋、合徒三年。不枉法十四疋、亦合徒三年。監臨外竊盜二十九疋、亦徒三年。強盜二疋、亦合徒三年。受所監臨四十九疋、亦徒三年。准此以上五處贓罪、各合徒三年、累於受所監臨、總一百疋、仍倍爲五十疋、合流二千里之類。重贓を輕贓に併滿するとは、刑量の異なる複數の贓の合計を算出する場合の方法であり、重い贓も軽い贓も贓の種類に關係なく贓數については合計したうえで半分とする。これによって得られた贓の合計値は軽い贓によるものとみなして量刑する。

(8) 『宋刑統』卷六、名例四五條。疏議曰、假有以私物五疋、貿易官物直九疋、五疋準盜、合徒一年。計所利四疋、合杖九十。罪法等者則累論、以四疋累於五疋上、總爲九疋、不加一年徒坐、止從準盜、處徒一年。併者、如前器仗、亡失一分、毀傷二分、俱合杖六十、以亡失一分、併毀傷二分之上、止是三分、未滿四分、不合加罪、止從亡失一分之類。これによると累併されても刑が加重されない場合が二例挙げられている。

(9) 原文には「頻犯贓」「累科」の用語が用いられているから同種の贓の場合である。

(10) 一つの犯罪ではないために半分に計算して罪を論じるというのは、贓數をそのまま全て合計すると極めて厳しい刑が科せら

れることになるからである。

(11) 六贓については注(3)参照。

(12) 原文「不可累輕以從重、故令併重以滿輕」。

(13) 疏議とは唐律の官撰注釋書『故唐律疏議』のこと。開元二五年(七三七)、李林甫等の撰、三〇卷。

(14) 『唐律疏議』卷六、名例四五條の「即以贓致罪、頻犯者並累科」以下に附せられた疏議の舉例は、贓の種類に關係なく、結果として刑が同じになるように設定されている。例えば、注(7)では枉法贓以下すべて徒三年となっている。

熙寧八年(一〇七五)、洪州の民で徒罪を犯しながら杖罪の判決をうけた者がおり、餘罪は恩赦にあつて免じられた。官吏は誤つて徒罪に當てなかつたのであるから、彈劾されるべきであるとされた。中書堂後官の劉袞は、論駁の議論を展開し、「律には『罪人の罪に應じて罪を定め、罪人が恩赦にあつた場合は、罪人の罪を許す規定に準じる』とあります。洪州の官吏は許すべきである」とし、その上で「今後、官司が判決を誤ったときには、いつでもこの令を用いるように」と願つた。そこで審刑院と大理寺は、「失人入罪とは官司が誤つて無實の者に罪を與えたり、人の罪を重くしたりするものであるから、この令を用いることは難しい。誤つて人の罪を輕減・免罪した場合は、劉袞の議のようにするのがよい」とした。

(1) 『長編』卷二六三—二八、熙寧八年閏四月癸丑。大理寺言、

洪州斷百姓周汝熊、應坐徒而決杖、汝熊餘罪、會恩免、官吏失出徒罪、當劾。中書堂後(官)劉袞駁議以謂、律因罪人以致罪、罪人遇恩者、準罪人原法、議曰、因罪人致罪、謂保證不實之類、洪州官吏、因推罪人、以致失出之罪。自合從原。緣法寺斷例、官司出入人罪、不用因罪人以致罪之法、乞自今官司失出、許用此法。審刑院・大理寺以謂、失人入罪、即是官司誤致罪於人、難用因罪人致罪之法、其失出人罪、宜如袞議。從之。『通考』卷一七〇、熙寧五年條は『宋史』刑法志と同文。

(2) 洪州は江西南西路に屬する。治所は現在の江西省南昌市。

(3) 原文「失出」。『長編』を參考にして譯出した。

(4) 中書堂後官とは中書省の胥吏のこと。堂吏ともいう。彼らの勤務する制敕院が中書の建物である政治堂の後ろにあるから、このようにいう。

(5) 劉袞。『長編』『宋會要』に數箇所その名が見えるが、經歷の詳細は不明。

(6) 『宋刑統』卷五、名例三八條。諸犯罪共亡、輕罪能捕重罪首、及輕重等、獲半以上首者、皆除其罪。即因罪人以致罪、而罪人自死者、聽減本罪二等。若罪人自首及遇恩原減者、亦準罪人原減法。疏議曰、因罪人以致罪、謂藏匿罪人、或過致資給及保證不實之類。この條は、『譯註』五、一三三頁によると、犯罪共亡者が仲間を捕らえた場合の規定と、罪人に因つて以て罪を致した者の責任についての通則という性質上異なる二つのことを

規定する。なお『宋刑統』卷三〇、斷獄一九條には官司出入人罪の規定があるが、劉袞・審刑院・大理寺のいずれもそれに言及していない。

（7）原文「出入人罪」。

元豐三年（一〇八〇）、周清^②が上奏した。「審刑院・刑部は以下のように上奏し論罪してきました。妻が夫を殺そうと謀ったとき、本格的な取り調べの前に自首^③したため、適用する法を改め、「故殺人を犯した場合の規定^④」を適用することになったものは、軽い犯行の規定を擧げて明文のない重い犯行の處罰を明らかにし、惡逆^⑤の判決を下して斬刑とする、と。私が考えますに、律の法意は、妻が夫を殺そうと謀って、殺してしまったときは、惡逆で處罰すべきであります。私が、本格的な取り調べの前に自首したときは、適用する法を變更して、「故殺人を犯した場合の規定^⑥」に準據し、「妻が夫を毆つて殺したときの規定^⑦」を用いて罪を定めるべきであります。その上、十惡の條は、夫を殺そうと謀ったり、故意に殺したり、鬭争で殺したときに初めて惡逆を適用するのであり、もし殺そうと謀っただけで殺していないときは、ただ不睦^⑧に當たるだけです。軽い犯行の規定を擧げて明文のない重い犯行の處罰を明らかにしている以上、「謀議をめぐらしたが殺すに至っていない場合の規定^⑨」に従い、敕によって重杖で死に處す^⑩という判決を下すべきであり、おそらく惡逆に入れて斬刑に處すべきではありません」。審刑院・刑部に下し

て、検討させたところ、周清の議論の如くすることとなった。

（1）『長編』卷三〇二一三、元豐三年正月丙子。中書堂後官周清言、準律、謀殺夫者皆斬。又條、妻毆夫死者斬。又十惡條、四日惡逆、謂殺夫。議曰、自伯叔以下即據殺訖、若謀而未殺、自當不睦之條。八曰不睦、謂謀殺總麻以下親。準敕、其十惡中、惡逆以上四等罪、請準律用刑。其餘應合處絞斬刑、並決重杖一頓處死。審刑院・刑部自來奏斷妻爲從謀殺夫、已殺、案問自首變從故殺法者、引舉輕明重法、斷入惡逆斬刑。詳律議、妻謀殺夫、已殺、合入惡逆、以案問自首變從故殺法、合用妻毆夫死法定罪。緣妻毆夫死者斬、不言皆斬、乃係相因爲首從、合依首從法減死、止科流刑。蓋爲發心謀殺夫使得皆斬、所以舉謀殺未傷是輕、明故鬭已殺是重、理同謀而未殺之法。伏緣十惡條、謀與故鬭殺夫、方入惡逆者、若謀而未殺、止當不睦。既用舉輕明重、合從謀而未殺法、止入不睦條、非是惡逆以上四等罪、依敕當決重杖處死、恐不可復得殺夫全罪卻入惡逆斬刑。乞加詳議申明。下審刑院・刑部參詳、請如清議。從之。

（2）周清の経歴についてははっきりしないが、宣州（江南東路に屬す。現在の安徽省宣城市）もしくは江寧府（江南東路に屬す。現在の江蘇省南京市）の法司から、王安石に召され中書刑房堂事官となった。『長編』卷二六四一七、熙寧八年五月甲戌條及び『長編』卷二八〇一三、元豐元年閏正月庚辰條（司馬光『涑水記聞』卷一六も同じ）による。

(3) 原文「案問自首」。「案問欲舉而自首」に同じ。犯人が證據の揃わない段階で、もしくは豫備的な審問の段階で自首すること。

「譯注稿(上)」三九七頁參照。

(4) 『宋刑統』卷一、名例一八條。諸犯十惡、故殺人、反逆緣坐。

疏議曰、……、故殺人、謂不因鬪競而故殺害。謀殺人已殺訖、亦同。『譯註』五、七一頁參照。

(5) 原文「舉輕明重」。『宋刑統』卷六、名例五〇條に、「諸斷罪而無正條、其應出罪者、則舉重以明輕。其應入罪者、則舉輕以明重。」舉輕明重とは、「程度の軽い犯行について處罰が規定されているならば、同じ類型に屬する程度の重い犯行については、明文がなくとも、同じ處罰規定を適用する」という原理。『譯註』五、三〇二頁參照。

註』五、三〇二頁參照。

(6) 『宋刑統』卷一、名例六條。十惡。四曰惡逆。(謂毆及謀殺祖

父母・父母、殺伯叔父母・姑・兄弟・外祖父母・夫・夫之祖父母・父母)。疏議曰、毆謂毆擊、謀謂謀計。自伯叔以下、即據殺訖、若謀而未殺、自當不睦之條。惡逆者、常赦不免、決不待時、不睦者、會赦合原、惟止除名而已。以此爲別、故立制不同。

(7) 原文「妻毆夫死法」。『宋刑統』卷二、鬪訟二五條。諸妻毆夫、徒一年。若毆傷重者、加凡鬪傷三等。死者斬。

(8) 『宋刑統』卷一、名例六條。十惡。八曰不睦。(謂謀殺及賣絕麻以上親、毆告夫及大功以上尊長・小功尊屬)。疏議曰、但有謀殺及絕麻以上親、無問尊卑長幼、總入此條。若謀殺期親尊長

等、殺訖即入惡逆。今直言謀殺、不言故鬪。若故鬪殺訖、亦入

不睦。舉謀殺未傷是輕、明故鬪已殺是重、輕重相明、理同十惡。

(9) 前注(6)參照。

(10) 重杖處死とは、唐建中三年(七八二)十惡のうち惡逆以上四等の罪を除き、絞斬刑にかえてあらたに制定された刑名であり、宋代にも繼承された。決重杖一頓處死ともいう。重杖で一頓すなわち六〇回たく刑。必ずしも絶命するとは限らなかった。川村康「唐五代杖殺考」『東洋文化研究所紀要』一一七、一九九二年、「建中三年重杖處死法考」『中國禮法と日本律令制』一九九二年。

邵^①武軍が上奏して伺いをたてた。^②「妻が他人と姦通し、夫を殺そ

うと謀り、やがて夫が酔って歸ってくる姦通の相手が自ら殺害しました^③。大理寺は、妻は殺害を謀ったが從犯であるとし、刑部郎中の杜紘^④は妻の罪は死に當たるとした^⑤。また興^⑥元府が上奏して伺いをたてた。「梁懷古は離縁した妻の病氣を見舞いにいったが、持参した粟をその子供がかってに手を出して食べたので毆って殺してしまいました^⑦。大理寺は粟が盗まれたとして論罪し^⑧、懷古を雜犯死罪に當て、赦を適用して罪を許した^⑨。しかし杜紘は離縁した妻が粟の贈與を受け、その子供がかってに消費したところで、盜賊を捕らえる規定^⑩に當てはまらないとした。彼の議論が上奏されたのち、御史臺は杜紘の議論は不當であると論じたので、詔が下り、罰金の^⑪

上、昇進手續きの年限を遅らせ、侍郎⁽¹⁴⁾の崔台符⁽¹⁵⁾以下三人は賛成も反對もなかったので同様に罰金とされた。

(1) 『長編』卷三三五—三二、元豐六年六月壬申。詔、刑部郎中杜紘銅八斤、展磨勘二年。初、邵武軍奏讞、婦陳與人姦、謀殺其夫已定、其夫醉歸、陳不鍵門、姦者因入殺之。法寺當陳謀殺、從而不加功。而紘議陳加功、罪應死不疑。又興元府奏讞、梁懷吉聞出妻晁病往視、因寄粟種、晁子輒取食之、懷吉毆其子死。法寺當晁子盜粟、懷吉當難犯死罪、引赦原。而紘議晁子食懷吉粟、乃用受寄輒費用、不入捕法。議既不同、下御史臺定奪。御史臺言刑部駁議皆不當、故罰及之。

(2) 邵武軍は福建路に屬する。治所は現在の福建省邵武縣。

(3) 原文「奏讞」。奏讞については、「譯注稿（上）」三八二頁、宮崎『法制』二〇〇頁、「譯注續刑法志」一三〇頁等を参照。

(4) 原文「謀殺爲從」。從とは從犯で主犯に對する概念。法的評價にかかわるもの。『譯註』五、二五二頁參照。『宋刑統』では卷五、名例四二條に「諸共犯罪者、以造意爲首、隨從者減一等……疏議曰、共犯罪者、謂二人以上共犯、以先造意者爲首、餘並爲從。」と主犯・從犯の概念規定をさだめ、卷一七、賊盜九條に「諸謀殺人者徒三年、已傷者絞、已殺者斬、從而加功者絞、不加功者流三千里。造意者雖不行、仍爲首」と謀殺の場合における主犯・從犯の規定を載せる。

(5) 刑部郎中。宋初は寄祿官の一つに過ぎなかったが、元豐の官

制改革によって實職となる。定員二人、詳覆・敘雪を掌る。

『宋史』卷一六三。

(6) 杜紘、字は君章、濮州鄆城（京東西路に屬する。現在の山東省鄆城縣）の人。『宋史』卷三三〇に傳がある。

(7) 『長編』によると、大理寺は妻は殺害を謀議しただけで犯行に加わらず、杜紘は犯行に加わったと判斷した。

(8) 興元府は利州路に屬する。治所は現在の陝西省漢中市。

(9) 『宋刑統』卷二八、捕亡二條。諸捕罪人而罪人持杖拒捍、其捕者格殺之及走逐而殺、若迫窘而自殺者、皆勿論。即空手拒捍而殺者、徒二年。已就拘執及不拒捍而殺、或折傷之、各以鬪殺傷論。用刃者、從故殺傷法。

(10) 難犯死罪については「譯注稿（上）」三八三頁參照。また『宋刑統』卷六、名例四五條の疏議に「難犯死罪、經赦得原」とある。

(11) 原文「捕法」。注（9）參照。

(12) 罰金についてはよく分からないが、科料と思われる。『長編』を見ると、「罰金」「罰銅」の用例があるが、徴收される額などに罰金と罰銅の區別はないようであり、罰金で徴收されるものは金ではなく銅であったと思われる。すなわち罰金とは金屬の地金を罰として徴收することをいうのであろう。なお「罰錢」という用例もあるが、これは金屬の地金ではなく銅錢の徴收であらう。

(13) 原文「展年磨勘」。「譯注稿(上)」四四三頁參照。

(14) 侍郎とは六部の次官。ここでは刑部侍郎。定奪・審覆・除雪・

敘復・移放は長官である尙書が専ら行うが、制勘・體量・奏獻・

糾察・錄問は尙書と侍郎が共同で行う。『宋史』卷一六三。

(15) 崔台符、字は平反、蒲陰(河北西路祁州に屬する。治所は現在の河北省安國縣)の人。『宋史』卷三五五に傳がある。このとき刑部侍郎。

元豐八年(一〇八五)、尙書省が上奏した。「各地で捕らえた盜賊には、かつて殺人・強姦・強盜を犯し死刑を免ぜられ流刑に處せられた者がいますが、再犯のものを逮捕した場合、關係の官廳はおおむね、他人が告發しようとするのを知り、或いは本格的な取り調べの前に、自首すると罪が輕減・免除されるという規定¹⁾を適用しています。いったい律に、自首すれば等級を下げて刑を執行すると定めるのは、犯情が極めて惡質というわけではなく、過ちを改めて新しい人間になろうとする心がある場合のためです。強姦・強盜に至っては、その他の犯罪と事情が異なっており、おしなべて減刑することとは困難です。強盜して人を殺したものの、強姦したもの、以前強盜を犯して死刑を免ぜられたものの、若しくは三人以上で凶器をもったもの、人が告發しようとするのを知ったり取り調べて告發しようとするときに自首したもの、及び他人の自首・告發で減刑されるものは、いずれも刑の等級を減じる例とはしないようお願いしたい」。

初め、王安石と司馬光が、「本格的な取り調べの前に自首したときの規定」をめぐって争い、結局は安石の議論に従うこととなったが、ここにきて司馬光が大臣となり、再び以前の議論を繰り返したので改められることとなったのである。そこで詔がくだった。「強盜は、取り調べて告發しようとする前に自首した場合、刑を輕減しない」。

(1) 『長編』卷三五五一一、元豐八年四月戊子條は、ほぼ同文。末尾に「從之」とあり、裁可されたことを記す。一部『長編』を參照して譯出した。

(2) 『宋刑統』卷五、名例三七條。其知人欲告及亡叛而自首者、減罪二等坐之。疏議曰、犯罪之徒、知人欲告及案問欲舉而自首陳、及逃亡之人、并叛已上道、此類事發歸首者、各得減罪二等坐之。

(3) 『宋刑統』卷五、名例三七條。疏議曰、過而不改、斬成過矣。今能改過、來首其罪、皆合得原。若有文牒言告、官司判令三審牒雖未入曹局、即是其事已彰、雖欲自新、不得成首。

(4) 原文「持杖三人以上」。ここでは明言されていないが、後文の范純仁の上奏を參照すると、「持杖強盜」のことであろう。

(5) 『宋刑統』卷五、名例三七條。卽遣人代首、若於法得相容隱者、爲首及告身、各聽如罪人身自首法。

(6) 王安石、字は介甫、撫州臨川(治所は現在の江西省撫州市)の人。一〇二一、一〇八六。『宋史』卷三二七に傳がある。行

政・財政・教育全般にかかわる變法で有名。

- (7) 司馬光、字は君實、陳州夏縣（治所は現在の山西省夏縣）の人。一〇一九—一〇八六。『宋史』卷三三六に傳がある。神宗没後の元豐八年五月に門下侍郎、翌元祐元年閏二月に尙書左僕射兼門下侍郎すなわち宰相となる。『宋史』卷二二一・二二二、宰相表參照。王安石の變法に反対し神宗没後中央政界に復歸すると次々に變法を廢止した。

- (8) 『長編』卷三五五—一、元豐八年四月戊子の注に「舊錄云、先是、熙寧初、王安石引知人欲告減等律、無巨蠹不減之文、與司馬光爭議、久之、其後卒從安石之議、全貸者衆」とあり、また『長編』卷三六一—一、元豐八年十一月癸巳の注に「舊錄云、初熙寧中、應強盜賊證未明、因擬被執而能自言、皆從末減。時司馬光以爲非是、刑部觀望、有請、從之」とある。このときの司馬光の議論は『溫國文正公文集』卷三八、議謀殺已傷案問欲舉自首狀に見える。また『歷代名臣奏議』卷二一一にも司馬光の上奏を載せるが、王安石との論争の發端となった具體的な事件と論争の顛末が附されている。すなわち「知登州許遵奏、婦人阿云於母服内、與韋阿大定婚成親。後嫌韋阿大、夜間就田中用刀斫傷。縣尉令弓手勾到阿云、問是你斫傷本夫、實道來、不比你。阿云遂具實招、通合作案問欲舉減二等。大理寺不合作謀殺已傷絞罪斷遣。下刑部、定得大理寺允當、遵不服。詔下光與王安石定奪。安石以爲遵議是。後朝廷竟從安石」。

なお熙寧初めの按問欲舉の改訂の内容と時期については『宋史』卷一四、熙寧元年七月癸酉に「詔、謀殺已傷、案問欲舉自首者、從謀殺減二等」とある。

- (9) 司馬光が大臣（門下侍郎）となったのは、元豐八年五月のことである。なお宰相（尙書左僕射兼門下侍郎）になったのは、元祐元年閏二月である。注（7）參照。

- (10) 『長編』卷三六一—一、元豐八年十一月癸巳條は同文。『宋史』卷一七同年月日もほぼ同文。李璣『皇宋十朝綱要』卷一〇下は、元豐八年四月戊子の條に「詔、強盜已殺人、知人欲告・按問欲舉而自首者、不減等」とし、同年十一月にこれに關する記事を載せない。次段注（1）『長編』卷三七〇、元祐元年閏二月壬子條の范純仁の上奏を參照すると、元豐八年四月戊子に、強盜殺人、強姦、強盜貨命、持杖三人以上、知人欲告・案問欲舉而自首、因人首告應減の場合に、減等しないことが定められ、元豐八年十一月癸巳に、さらに強盜の場合が追加されたことが分かる。

①のちに給事中の范純仁が上奏した。「熙寧のとき、取り調べて告發しようとするときの條項」は、みな免罪・減刑しうることにしたが、惡人を許すことがはなはだ多くなったため、元豐八年、別に條項を立てました。私が考えますに、殺人・強姦を犯したうへは、法においては當然自首にあらず、さらに「本格的な取り調べの前

に自首すれば減刑するという規定^⑦を適用すべきではありませんが、死刑を許されたものと凶器をもって強盗したのも同様に減刑しないというのは、大變重過ぎると思います。嘉祐編敕を調べますと、『すべて犯罪を犯した者で、疑いをかけられて捕らえられたが、不正の財物や他人の證言が明確でなく、或いは逮捕された仲間から名指しで供述されず、ただ取り調べで白状した場合は、みな律の「取り調べのうえ告發しようとする前に自首したものは減刑して刑を科す」という規定に従う。もし取り調べを経てもその罪を隠したものは、「自首すれば減刑する」という規定を適用しない。』とあります。この敕は理にかなっており、當時この勅を施行して、天下は刑罰が公平であると稱しました。法において自首を認めないものは當然免罪・減刑することなく、その他の場合は嘉祐編敕に従って判決を下すようにしていただきたい。そうすれば法の適用が人情にかなう、上は人命尊重の徳を廣め、下は身の置き所のない免罪が一人もなくなり^⑧ます。哲宗はこの意見に従った。

(1) 『長編』卷三七〇一六、元祐元年閏二月壬子。先是、給事中范純仁言、臣竊見、熙寧後來用案問欲舉條、雖曾隱諱、終因罪人說出、並得減等。所以容姦太多、至強賊凶徒易爲幸免、不肯改過、卻致良民受害。遂至元豐八年四月二十六日、別立條制、諸強盜已殺人・強姦、或犯強盜貨命者、(若)持杖三人以上、知人欲告・案問欲舉而自首、及因人首告應減者、並不在減等之例。又至當年十一月四日、續降敕文、添入餘犯強盜、雖案問欲

舉而首不減一十三字。以臣看詳、除已殺人・強姦・於法自不合首、不應更用案問減等外、其貨命及持杖強盜、一例不得減等、深爲太重。竊緣賊滿強盜、能告別火死罪、即得奏貸。今因案問、通出本火徒伴數目更多、亦須坐死。舉重明輕、於理未當。至於一名獨行強盜、若非即時捕獲、則更無他人照證。因疑被執、贓物雖明、賊若隱拒、則官司無由用刑。今於贓證未明之間、其人便自招說、豈得不行減等。臣謹按嘉祐編敕、應犯罪之人、或因疑被執、贓證未明、或徒黨從就擒、未被指說、但因盤問、便具招承、如此之類、皆從律案問欲舉首減之科。若曾經盤問、隱拒本罪、更不在首減之例。此敕於理最當。所以仁宗朝用之、天下號爲刑平。臣今乞應天下案問欲舉、除於法不首不得原減外、其犯罪、並取嘉祐編敕內上條定斷。其後來敕條、更不施行。如此則不破敕律、用法當情、上以廣陛下好生之德、下則無一夫不獲之冤。

(2) 給事中。門下省の屬官、宋初は寄祿官(正五品相當)であったが、元豐の官制改革で實職となり、文書の受發、封駁、起居注などを職掌とする。『宋史』卷一六一。

(3) 范純仁、字は堯夫、吳縣(治所は現在の江蘇省蘇州市)の人。范仲淹の次子。一〇二七〜一一〇一。『宋史』卷三二四に傳がある。王安石變法に反對し熙寧・元豐期は地方官を歴任したが、司馬光が政局にあたりと中央に復歸した。

(4) 原文「案問欲舉而自首」に同じ。

(5) 前段の注(8)『宋史』卷一四、熙寧元年七月癸酉條の引用を参照。

(6) 前段の元豐八年尙書省の上奏にみえる「諸強盜已殺人、并強姦、或元犯強盜貨命、若持杖三人以上、知人欲告・案問欲舉而自首、及因人首告應減者、並不在減等之例」のこと。注(1)『長編』参照。

(7) 原文「按問減等」。「案問欲舉而自首」に同じ。

(8) 嘉祐編敕については「譯注稿(上)」三五二―三五二頁参照。

(9) 原文「好生之德」。「書經」大禹謨の言葉。

(10) 原文「無一夫不獲之冤」「一夫不獲」は『書經』說命下の言葉。注に「伊尹見一夫不得其所、則以爲己罪」とある。

また詔があり、「諸州で強盜を取り調べ、人情においても天理においても憐れむ餘地がなく、適用する刑罰の名稱にも疑いがないのに、むやみと上奏して裁斷を願うならば、刑部が告發論駁し、嚴重に國家の法典を適用するのを許す。判例を引用して法の條文を無視することがあってはならない」。司馬光の要請に従ったのである。

司馬光はさらに上奏した。「人を殺して死刑にならず、人を傷つけて罰せられないのなら、堯舜ですら統治することはできません。刑部の奏鈔によると、兗・懷・耀三州の民で鬭爭中に人を殺した者がいます。當然皆死刑の判決を下すべきであるのにもかかわらず、當該の州はみだりに人情・天理から憐れむべきだとして上奏して決裁

を仰ぎ、刑部はすぐに以前の判例を引用して死刑を免じています。

およそ律令敕式に萬一十分な記載がないときには、關係官廳が判例を引用して判決するものです。今鬭爭中の殺人が死刑に當たることは、當然正文があります。ところが刑部は前例を踏襲して死刑を免じ、杖で叩いたうえで流罪に處しております。これでは「鬭爭中で殺人に關する規定」は用いられることがなくなります。今後、諸州が上奏してきた死罪については、人情・天理に憐れむべきものがなく、適用する刑罰の名稱に疑いのないものは、刑部をして州に差し戻させ、法によって判決させることとし、もしも眞實、人情・天理に憐れむべきものがあり、刑罰に疑いのあるときは、刑部に命じ、その内容を奏鈔に添附し、先に判決の原案をつくって門下省に再審査せ、もし判決に不當な點があったり、判例を引いて法の條文を無視するようなことがあったならば、ただちに論駁上奏させ、天子の命を受けて審問するようお願いいたします。

(1) 『長編』卷三五八―九、元豐八年七月甲寅。門下省言、自今應天下州軍勘到強盜、情無可愆、刑名無疑慮、輒敢奏聞者、並令刑部舉駁、重行朝典、不得用例破條。從之。『皇宋十朝綱要』卷一〇下、同年月日。以司馬光言、詔天下奏獄不當讞者、按其罪。また『通考』卷一六七、一七〇は『宋史』刑法志とほぼ同文。

(2) 原文「用例破條」。例とはここでは斷例すなわち判例、條とは條法すなわち法の條文。「用例破條」とは、判例を引用して

法を無視すること。「用例破法」に同じ。「譯注稿(上)」三五五頁、三五七頁。

(3) 司馬光の上奏のきつかけとなった事件とその上奏文は、注

(1) 『長編』の續きに載っている。詳しい奏文は『溫國文正公文集』卷四八、乞不貸強盜白劄子。

(4) 『長編』卷三五九一三、元豐八年八月癸酉條、『溫國文正公文集』卷四八、乞不貸故鬪殺劄子、に全文をのせる。『宋會要』

職官二一六、元豐八年八月十二日、門下省言、應諸州奏大辟、情理可憫及疑慮、委刑部聲說於奏鈔後、門下省省審、否即大理寺退回、令依法定斷、有不當及用例破條者、門下省駁奏。『通考』卷一七〇、元豐八年條は『宋史』刑法志とほぼ同文。

(5) 奏鈔。『宋會要』職官四一六、元豐五年十月十七日條に「詳定官制所言、準尙書省劄子、官制所定雜事奏鈔奏有司事。……其房玄齡等告身四道、內三卷敕授・制授、不書尙書省・都省官、內一卷奏鈔、並著尙書・都省官、而不書名。……」(『長編』卷三三〇一七同文)とあり、宋の奏鈔は唐のものと同じであることが分かる。唐の奏鈔については『新唐書』卷四七、門下省に

「下之通上、其制有六、一曰奏鈔、以支度國用、授六品以下官、斷流以下罪及除免官用之」とあり、『大唐六典』卷八、門下侍中はほぼ同文であるが、奏鈔を奏抄に作り、兩者は同じものである。奏鈔(奏抄)とは、三省六部體制のもとで上記の案件について尙書省から門下省の審査をへて皇帝に上奏される文書形

式である。中村裕一『唐代制敕研究』(一九九一年)二〇〇頁、『唐代官文書研究』(一九九一年)一一五頁參照。奏鈔は宋代の文獻では元豐期に集中して見られるが、これは元豐の官制改革によって唐代の官制への復歸が圖られたためである。

(6) 兗州は京東西路に屬する。治所は現在の山東省兗州市。

(7) 懷州は河北西路に屬する。治所は現在の河南省沁陽縣。

(8) 耀州は永興軍路に屬する。治所は現在の陝西省耀縣。

(9) 『宋刑統』卷二一、鬪訟五條。諸鬪毆殺人者絞。以刃及故殺人者斬。雖因鬪、而用兵刃殺者、與故殺同。疏議曰、鬪毆者、元無殺心、因相鬪毆而殺人者絞。

(10) 原文「門殺條律」。注(9)に同じ。

(11) 原文「取旨勘之」。

元祐元年(一〇八六)、范純仁がまた上奏した。「一昨年、全國から上奏して伺いをたててきた死罪はすべて二百六十四人ありましたが、處刑された者は二十五人にとどまり、命を許したものは九割近くに及んでいます。去年法を改めてから今まで百日に及んでいませんが、上奏してきた案件はすべて百五十四人で、處刑された者はなんと五十七人、命を許した者はたった六割餘りに過ぎません。私は、法の改訂以前、生命を全うした者の数が多く、そこには法を曲げて命を許すことがあったに違いはないけれども、しかしなお「罪狀が疑わしいときは刑を軽くする^②」^①という仁の心が失われていないことを、

もとより承知しています。法を改訂してからは、命を全うした者の数は少なく、そこには必ずや刑罰の亂用があるはずで、もしそうならば、「寧ろ尋常ならぬ罪を見逃すほうがよい」という道理を深く傷つけることになります。今後、全國から上奏されてきた死罪の案件は、すべて刑部と大理寺が再審査を行い、犯した罪と初めの上奏の次第とを節略して書き出し、副宰相を通して天子の裁斷を願ひ、まंनीち上奏に不當なところがあれば、容疑者を免罪していただきたく思います。このようにすれば、無實の罪や不當な罪をあたえる裁判は無くなりましょう」。

(1) 『長編』卷三七〇一七、元祐元年閏二月壬子。(范純仁)又言、近因王震在假、權管勾刑房公事。竊見四方奏到大辟刑名疑慮及情理可憫公案、並用去年十一月二十三日敕、只委大理寺並依法定奪、更委刑部看詳、如實有疑慮可憫、方奏取旨、餘皆依法處死。臣體問未降此條以前、自前年十一月二十三日至去年十一月二十三日、一年之内、四方奏到大辟案、共計一(二の誤り)百四十六人、内只有二十五人處死、其餘並蒙貸配、所活將及九分。自去年十一月二十三日降敕、後來至今年二月終、不及百日、奏案共一百五十四人、卻有五十七人處死、計所活纔及六分已上。臣固知去年十一月未降敕已前、全活數多、其間必有曲貸、然猶不失罪疑惟輕之仁。自降敕之後、所活數少、其間或有濫刑、則深虧寧失不經之義。臣乞今後四方奏到大辟疑慮可憫公案、並仰刑部・大理寺再行審覆、節略罪人所犯及本處原奏因依、令執政

將上、乞自聖意裁斷。如所奏或有不當、並與免罪。如此則刑不濫施、死無冤人矣。是日詔、大辟刑名疑慮情理可憫公案、令刑部看詳、不得致有枉濫。從純仁之請也。また『通考』卷一七〇、元祐元年閏二月條は、『宋史』刑法志とはば同文。『宋史』卷三一四、范純仁傳に簡略記事がある。

(2) 原文「罪疑惟輕」。『書經』大禹謨の言葉。

(3) 原文「寧失不經」。『書經』大禹謨の言葉。「與其殺不辜、寧失不經」。無實の者を殺すくらいなら、不經の罪を見逃すほうがまじだとの意。不經とは不常のこと。

(4) 原文「執政」。宋初の執政は參知政事であったが、元豐の官制改革によって三省が復活すると廢止された。三省の長貳はそれぞれ門下省が門下侍中と門下侍郎、中書省が中書令と中書侍郎、尚書省が尚書左右僕射と尚書左右丞であるが、門下侍中と中書令は實際には置かれず、尚書左右僕射がおのの門下侍郎と中書侍郎を兼任した。従って尚書左僕射兼門下侍郎と尚書右僕射兼中書侍郎が宰相、尚書左丞と尚書右丞が副宰相に相當した。『宋史』卷一六一。

また尚書省が「遠方から上奏して伺いをたてると、結果が到着するまで罪人の拘禁を引き延ばすことになります」と上言したので、はじめて命じて、四州・廣南・福建・荊湖南路の罪人で、犯情が輕いの(3)に刑罰が重く、上奏して裁斷を請わなければならない者は、安

撫使^⑤あるいは鈴轄司^⑥に上申し事情を酌んで判決を下したあと上奏させることとした。

門下侍郎^⑦の韓維^⑧が上奏した。「全國から上奏される案件は、必ず大理寺で詳斷、刑部で詳議^⑨されたあと、中書に上申されて君主の決裁を仰ぐこととなっています。近頃關係官廳は、ただ州郡の要請にもとづくだけで態度を明らかにせず、ただちに中書に上申し判例を添附^⑩して天子の判斷を仰いでいます。それゆえ全國から伺いをたてる上奏は日々に以前より多くなっております。刑罰が正しく行われ事件が減^⑪ることを望んでも困難です。今後、大理寺が全國から上奏された案件を受理したとき、刑罰の種類に疑わしい點があったり、人情・天理に照らして憐れむべき點があったりする場合、必ず「犯情と刑罰の釣り合いに關する法文^⑫」を揃え、或いは適用する法文を指示して、刑部が再検討し、ことの次第を上奏すべきであります。詔がくだり、刑部に立法して報告させることとした。

(1) 『長編』卷三七六一一、元祐元年四月癸丑。尙書省言、遠方奏讞、待報者甚衆、動經歲月、淹禁罪人、極爲不便。欲川・廣・福建・荊湖南路罪人、係情輕法重合奏斷者、申安撫或鈴轄司、酌情決斷訖奏。從之。また『通考』卷一七〇は『長編』とほぼ同文。

(2) 廣南。至道三年(九九七)、嶺南東西路を改めて廣南東西路となる。廣南東路は現在の廣東省。廣南西路は現在の廣西壯族自治區。

(3) 荊湖南路。咸平二年(九九九)、荊湖路を南北二路に分割。南路は現在の湖南省の西北一帯を除いた地域。

(4) 原文「情輕法重」。

(5) 安撫使とは、轉運使管轄の路分とは異なる軍事路の長官。知州が兼任する。安撫使は複雑な沿革を有するが、これについては梅原『研究』二二六―二二七頁、二七八頁參照。

(6) 鈴轄については、「譯注稿(上)」四〇四頁參照。

(7) 『長編』卷三九一一四、元祐元年十一月丙子。門下侍郎韓維言、天下奏案、必斷於大理、詳議於刑部、然後上之中書、決於人主。近歲有司、或昧於知法、或便於營己、但因州郡所請、依違其言、卽上中書、貼黃例取旨。故四方奏讞、日多於前。欲望刑清事省難矣。今具修立到條、大理寺每受天下奏到刑名疑慮・情理可憫・情重法輕・法重情輕公案、須分明鋪坐疑慮・可憫・情法重輕等條、若無上項情狀、卽具合用敕律何條斷遣、刑部看詳、次第申省取旨。詔、刑部立法以聞。また『通考』卷一七〇は『宋史』刑法志とほぼ同文。

(8) 韓維、字は持國、開封雍丘の人。一〇一七―一〇九八。『宋史』卷三二五に傳がある。

(9) 州から中央に送られた案件は、宋初は大理寺で詳斷されたあと、審刑院でさらに再検討(詳議)された。元豐の官制改革で審刑院が廢止されて刑部が復活すると、審刑院の業務は刑部に移管され刑部が再検討することになった。刑部の再検討は正し

くは詳覆というが、韓維はこのような経緯から詳議といったものであろう。

- (10) 原文「貼例」。『長編』は「貼黃例」とする。黄色の用紙に判例を添附することか。

- (11) 原文「刑清事省」。『易經』豫。聖人以順動、則刑罰清而民服。

- (12) 原文「情法輕重條律」。

崇寧五年（一一〇六）、詔があった。「民は罪を犯せば刑罰に處せられるが、犯情には重輕があり、それに應じて刑罰が加減される。それゆえ犯情が重いのに刑罰が軽いとき、犯情が軽いのに刑罰が重いとときには、舊來、天子の裁斷を仰ぐという規定がある。今關係官廳はただ、犯情が重く刑罰が軽い場合にのみ罪を加えることを要請し、逆に刑罰が重く犯情が軽い場合には罪の輕減を上奏してこない。これでは人々に罪を與えるのを樂しむ反面、思いやりの心を發揮するのは難しいことになり、天子が哀れみの心を及ぼす所以とはならない。今後は宜しく舊法に従って天子の決裁を仰ぎ、犯情と刑罰の釣り合いが取れるようにし、もし釣り合いが取れないときは制敕に違反したかどで處罰することとする」。

- (1) 『通考』卷一七〇は『宋史』刑法志と同文。『宋大詔令集』卷二〇二、遵守法重情輕上請法御筆手詔（政和六年二月二十八日）も同趣旨の内容である。おそらく繰り返し同様の詔が下ったのであろう。

- (2) 原文「麗法」。『周禮』秋官、鄉士に「羣士司刑皆在、各麗其瀆以議獄訟」、その注に「麗、附也。各附致其法以成議也」とある。

- (3) 原文「以違制論」。『譯注稿（上）』四二六頁參照。

宣和六年（一一二四）、臣僚が上奏した。「元豐の舊法によると、犯情が輕くて刑罰が重いとき、犯情が重く刑罰が軽いとき、もしくは死罪をくだすとき、刑罰の名稱に疑いのあるときは、すべて天子の決裁を仰ぐことを許すとあります。このごろ諸路が死罪にかかわる未決案件で朝廷に判決をもとめても、大理寺はおおむね不當のかどで彈劾しています。いったい人情・天理のうえから大惡であり、罪狀も明白なのに、天子の裁斷を仰いで減刑・免罪をねがうというのは、もとより戒められています。しかしながら、疑わしい點があつて判決の難しい場合に、一切彈劾するというのでは、官吏に法文を都合よくつかって自己の利益をはからないものはいなくなります。私は未決の案件が全國から二度と上奏されてこなくなるのを恐れます。大理寺に詔していっさい元豐の法によらせるようお願いいたします。」徽宗はこれに従った。

- (1) 『通考』卷一七〇は、『宋史』刑法志と同文。
(2) 元豐の舊法については、前文元豐八年の詔及び司馬光の上奏を參照。
(3) 原文「莫不便文自營」。便文自營は『漢書』卷六九、趙充國

傳の言葉。

(宮澤 知之)

紹興^①の初め、各地の州縣で盜賊が起り、交通が杜絶した。詔して、奏裁しなければならぬ者は、かりに刑を減降し執行した上で奏聞させた。その結果、罪を議して上奏された者は、刑を軽くしてもらえることが多く、官員は誤って人を罪に入れる恐れが無くなり、胥吏はカネで事件を扱って利益を得、上奏してはならない罪人までもなべて上奏しがちであった。そこで紹興三年(一一三三)詔して、死罪の上奏すべき者は、提刑司に命じて事情を文書に録して奏進させた。宣州の民である葉全二が、檀偕の埋藏金を盗んだ。偕は小作人の阮授と阮捷に命じて全二ら五人を殺し、死體を水中に棄てさせた。官司は「検屍がまだなされていない」と上奏した。侍御史の辛炳は、「偕の行爲が故殺であることは多くの證言で明らかに通りである。最近通達された法令によれば、上奏してはならない場合にあたる。裁判に當たつて上奏してはならないのに上奏しても罪を問わないとは言ふものの、今回宣州は責任を持つて判斷せず日和見をきめこんでいる。偕と併せて罰したいと思う」と主張した。皇帝は、「もし宣州に罪を加えれば、本當に決獄に疑問がある場合でも上奏しなくなってしまうだろう」と答えた。そこで大理寺と刑部に罰金を科するに止まった。

五年(一一三五)、給事中の陳與義^③が、「關係官廳がしばしば妄りに上奏して罪科を輕減したり加重したりしています」と申奏した。

そのため皇帝はかさねて法規の實施を嚴しく通達したけれども、結局は事態は改善されなかった。

(1) 『要錄』卷四四一七、紹興元年五月辛亥。詔、以道路未通、諸路死罪囚應奏讞者、權令降等斷遣。(注。五年正月壬子、復奏案)。また『皇宋中興兩朝聖政』卷九一三、同年月日條、

『通考』卷一七〇、高宗紹興元年條。

(2) 『要錄』卷七〇一九、紹興三年十一月庚辰。詔、諸州大辟應奏者、從提刑司、具因依繳奏。申舊制也。時上既欽恤庶獄、而言者以爲州縣之吏、於罪無可矜者、類以疑讞上聞、冀幸寬貸。其意以爲失出之罰輕、陰德之報厚。姦胥猾吏、旁緣惟貨、元惡巨蠹、罔有悛心。望自今罪人、情涉疑慮、並申憲司閱實、委有可憫、本州當職官與提刑司官、連書具奏。事下刑寺。刑部言、舊法已詳備、若如所陳、反見迂狂。望坐條申嚴行下。從之。

また『皇宋中興兩朝聖政』卷一四一二、同年月日條、『通考』卷一七〇、紹興三年條。

(3) 宣州は江南東路に屬する。現安徽省宣城縣。

(4) 『要錄』卷七一一一、紹興四年正月戊午。詔、宣州奏檀偕殺人疑慮獄案。令刑部重別議斷申尙書省。偕倬兄也。先是有葉全三者、盜其窖錢。偕令耕夫阮授阮捷、殺全三等五人、棄屍水中。當斬。屍不經驗、奏裁。詔、授捷杖脊流三千里、偕貸死決杖、配瓊州。孫近爲中書舍人言、偕殺一家五人、雖不經驗、而證佐明白、別無可疑。貸宥之恩止及一偕、而被殺者五人、其何辜焉。

及命重別擬斷。始近之提點浙東刑獄也、紹興民俞富因捕盜而併

斬盜妻。近奏富與盜別無私讎、情實可憫、詔貸死。（注。去年

三月戊寅。）故法寺援之。近言富執本縣判狀、捕捉劫盜、殺拒

捕之人、并及其妻女。而偕私用威力拘執打縛被殺者五人、所犯

不同。刑部亦言、右治獄近斷孫昱殺一家七人、亦係屍不經驗。

法寺爲追證分明、不用疑慮奏裁。何不依例。法寺堅執不移。詔

御史臺看詳定奪。（注。今年二月戊子。）既而侍御史辛炳等言、

偕係故殺、衆證分明、又已經委官審問。以近降申明條法、不應

奏裁。輔臣進呈朱勝非言曰、疑獄不當奏而輒奏者、法不論罪。

而孫近以宣州有觀望、欲併罪之。上曰、宣州可貸。今若加罪、

則後來州郡、實有疑慮者、亦不復奏陳矣。乃詔偕論如律、大理

寺當職丞・評・刑部郎官、皆贖金有差。（注。進呈在三月甲子、

今並書之。）最後の注の「甲子」は十四日に當たる。『宋會要』

刑法四一〇、紹興四年三月十四日條に大理寺と刑部の責任者

を處罰する詔が下されたことが記されている。また『皇宋中興

兩朝聖政』卷一五一、紹興四年正月戊午條、『通考』卷一七

〇、紹興四年條。

（5）「棄屍水中」の句は、『宋刑統』卷一八、賊盜律、殘害死屍條にある。

（6）原文「屍不經驗」。『棠陰比事』下、蔡高宿海に「若し尸を得ざれば、法に於いて理す可からず」、『攻媿集』卷二七、繳刑部劄子に「其れ刑名疑慮、情理憫む可く、屍驗を経ず、殺人證見

無きの四者有らば皆奏裁を許す」とある。

（7）辛炳、字は如晦、福州侯官縣（現福建省福州市）の人。『宋史』卷三七二の傳に、「登元符三年（一一〇〇）進士第、累官至監察御史兼權殿中侍御史。紹興二年（一一三二）、復以侍御史召」とある。

（8）故殺は既に何度か出てきた。『宋刑統』卷二一、鬪訟律、鬪毆殺人者條の疏議に「鬪爭に因るに非ず、事無くして殺す、是れ故殺と名づく」とある。『宋刑統』卷二八、捕亡律、被人毆擊條によれば、「諸て人の毆擊を被り折傷以上、若しくは盜及び強姦は、傍人と雖も皆捕繫して以て官司に送るを得」るけれども、被害者が盜賊を殺傷した場合には、同卷、捕罪人持仗拒捍條の「諸て罪人を捕うるに、已に拘執に就き、及び拒捍せざるに、之れを殺し或いは折傷すれば、各鬪殺傷を以て論ず。刃を用いる者は故殺傷の法に従う」が適用される。しかしこの事案では、檀偕が個人に殺人を命じた點にすでに犯行の計畫性が認められ、しかも殺された五人の中に盜犯とは關係のない者が含まれていたとすればなおさら、同卷一七、賊盜律、謀殺人條の「諸て人を殺さんと謀り已に殺す者は斬。從いて加功する者は絞。造意は行かずと雖も仍お首と爲す。本注。人を雇いて殺す者も亦た同じ。疏議。造意は首と爲し、雇を受けて加功する者は從と爲す」が適用されるべきであろう。殺人を命じた檀偕は「雇人殺者」に、實行した阮授・阮捷は「受雇加功者」

にそれぞれ該當する。辛炳の言う「故殺」とは「謀殺已殺」の意味であろう。同卷二、犯拾惡故殺人條の疏議に「故殺人とは、鬪競に因らずして故らに殺す者を謂う。人を殺さんと謀りて已に殺し訖るも亦た同じ」とある。

(9) 原文「衆證」。『宋刑統』卷二九、斷獄律、應議請減條「皆衆證に據りて罪を定む」の疏議に「衆と稱するは參人以上、其の事を明證して始めて合に罪を定むべし」とある。

(10) 原文「近降法」。『要錄』には「近降申明條法」とある。注(2) 所引『要錄』參照。本志前段に「若人大辟、刑名疑慮、並許奏裁。」とある「元豐舊法」を申明したのである。なお『攻媿集』卷二七、繳刑部劄子を參照。

(11) 「罰金」は『宋會要』には、「大理寺當職丞・評事、各得罰銅二十斤、刑部郎官罰銅十斤」とある。『要錄』『通考』には「贖金」と表記されている。

(12) 『要錄』卷八八・七、紹興五年四月壬子。給事中陳與義言、司馬光嘗奏乞、天下州軍勘到強盜、情理無可憫、刑名無疑慮、輒敢奏聞者、並令刑部舉駁、重行典憲。應奏大辟、刑部於奏鈔後、別用貼黃、聲說情理如何可憫、刑名如何疑慮、今擬如何施行。門下省審、如有不當、及用例破條、即奏行取勘。光以道德名臣、議論如此。豈其樂殺人也哉。乃所以禁姦暴、申冤枉、期於庶獄之平允、而措一世於無刑也。陛下哀矜庶獄、患中外之吏、容心毀法、而州郡妄奏、以出人之罪者、尚多有之。伏望睿慈採

用司馬光之言、申嚴立法、以幸元元。詔刑部立法、申尙書省。また『宋會要』刑法四一八一、紹興五年四月九日條。

(13) 陳與義。字は去非、洛陽の人。『宋史』卷四四・五の傳に、「紹興元年(一一三一)夏、至行在。遷中書舍人、兼掌內制。拜吏部侍郎、尋以徽猷閣直學士知湖州。召爲給事中、駁議詳雅」と記されている。

二十六年(一一五六)、右正言の凌哲^②はまた意見書をたてまつり、「漢の高祖は關中に入ると、すべて秦の法律をとりぞき、民とわずか三か條の法律を約束しただけでありました。いうところの人を殺す者は死刑にする條項がまさしくそのはじめに置かれています。司馬光の言葉に、人を殺した者が死刑にならなければ、堯や舜の聖王でもよく治めることはできないだろう、とあります^③。この言葉は至當といふべきです。私見によれば、各路の州軍は法律上死刑に當たる獄案でも、あわれむべきであるとしておおむね奏裁しています。去年の郊祀以後現在に至るまで、死刑囚で奏裁された者五十數人のうちには、實際に故殺・鬪殺や通常の赦ではゆるされない罪^④を犯した者がいます。法律の適用には疑問の餘地がなく、罪を犯した事情にもあわれむべき要素が無いのに、刑部と大理寺とがともに減刑すべきであると上奏したのです。人を殺した側では幸いと言えましようが、殺された者はあの世でも恨みを抱きつづけ、いつになったら晴らされましようか。私はこのままでは強暴な風潮がますますひど

くなり、善良な人間が自らの安全を保つことができなくなってしまうのではないかと心配です。刑事行政における害悪は小さくはないでしょう。すべてこれからは死刑の獄案において、事情と法律とが合致し、あわれむべき要素がないのに、關係官司がみだりに減刑すべきである上奏した場合には、御史臺官に彈劾させることにしようお願い申し上げます。」と述べた。皇帝はその上奏文を觀て「ただ、諸路の斷獄が粗略になり、本當にあわれむべき事情がある囚人がいても、一律に上奏せず、囚人をあわれむ意圖に反する結果になる恐れがある。」と言った。そこで刑部に命じて關係條文を列舉して各官司に通達させた。

(1) 『要錄』卷一七・一一三、紹興二十六年四月戊戌。右正言凌哲言、臣聞、昔漢高祖入關、悉除秦法、與民約法三章耳。所謂殺人者死、實舉其首焉。司馬光有言、殺人者不死、雖堯舜不能致治。斯言可爲至當矣。臣竊見、諸路州軍勘到大辟、雖刑法相當者、類以爲可憫奏裁、遂獲貸配。前此臣僚累曾論列、而比年尤甚無他、居官者無失入坐累之虞、爲吏者有放意囹圄之幸。上下相蒙、莫之悛革。貸死愈衆、殺人愈多、殆非辟以止辟之道也。臣嘗取會到、自去歲郊祀後距今、大辟奏裁、無慮五十有餘人。姑摭其略而言之、汀州雷七、處州徐環兌、常州郭公彥、豐州冉皋、此四人者、情理凶惡、實犯故殺鬪殺之條。蓋常赦所不原者、於法既無疑慮、於情又無可憫。今各州勘結、刑寺看詳、並皆奏裁貸減。彼殺人者、可爲幸矣、願被殺者、含恨九原、不知何如

而已也。臣恐強暴之風、日以滋長、善良之人、莫能自保。其於政刑、爲害非細。欲特望降睿旨。應今後諸州軍大辟、若情犯委實疑慮、方得具奏。其情法相當、實無可憫者、自合依法、申本路憲司、詳覆施行、不得一例奏裁。當職官吏及刑寺、日後將別無疑慮、情非可矜奏案、輒引例貸減、以破正條、並許臺諫彈劾嚴實典憲。庶使用刑咸得平允、惡人重於犯法。臣又契勘、大辟所犯、未有不因財氣鬪詈而致死者。今有司但以先曾言人一句、打人一拳、便以爲可憫奏裁。如此則故殺鬪殺條令、皆可廢矣。惠姦長惡、莫大於此。伏望聖慈詳酌施行。從之。また『通考』卷一七〇、紹興二十六年條。

(2) 凌哲。字は明甫、蘇州吳縣（江蘇省）の人。御史、諫官として直言を稱される。『宋史翼』卷二十に傳がある。

(3) 本志の前段（『譯注稿』（下）四九一頁）に記載された司馬光の上言を指す。

(4) 鬪殺も既出。『宋刑統』卷二、鬪訟律、鬪毆殺人條の疏議に「鬪毆は元より殺心無し。相鬪毆するに因りて人を殺す者は絞」とある。

(5) 原文「常赦所不原」。『宋刑統』卷三〇、斷獄律、赦前斷罪不當條の本注に「常赦免れざる所の者とは、赦に會うと雖も猶お死に處し、及び流し、若しくは除名・免所居官し、及び移郷する者を謂う」とあり、疏議に「惡逆を犯せば仍お死に處し、反逆し、及び從父兄姉・小功尊屬を殺し、蠱毒を造畜すれば仍お

流す。拾遺・故殺人・反逆縁坐にして獄成る者は猶お除名す。

監守内にて姦・盜・畧人・受財枉法し、獄成り赦に會えは免所居官す。人を殺し應に死すべきに赦に會えは移郷する等是れなり」と解かれている。

乾道年間（一一六五から一一七三）に至ると獄案を上奏する弊害は日ごとにもますますひどくなった。そこで孝宗は關係官司に詔して事情に沿って法律の條文を引いて斷決させ、ことさらに奏裁させないようにした。その後、刑部侍郎の方滋が「關係官司が罪を斷決するに當たつて、事案の中には犯情が重いのに法定刑は軽く、犯情は輕微であるのに法定刑が重く、あわれむべき事情や道理があり、罪名に疑念があり、官員が罪を犯し、議親や議故などの場合が存在し、一樣に斷決することが困難です。これからは救や格の中で、奏裁すべき事案の條件を明言した方がよいと思います。すべて建隆三年（九六二）の敕文に依據するようお願い申し上げます。」と言上した。皇帝はこの意見に従った。

六年（一一七〇）、臣下が上請して「これからは死刑の獄案は、ただ首犯として死罪に該當する者についてのみ上奏し、從犯として死罪に該當しない者は先に執行することにしませう。また流罪と徒罪については、犯情が重大であるとして皇帝の判斷を仰ぐのを許さないこととし、守らない場合には、上奏してはならないのに上奏した時の罪を適用することにしませう。」と述べたので、皇帝は

この意見に従った。

(1) 『皇宋中興兩朝聖政』卷四七一六、乾道五年五月。是月、詔有司、議獄以法、不得作情重奏裁。

(2) 方滋、字は務德、睦州桐廬縣（浙江省）の人。高宗時代、重要府州の知事として活躍。韓元吉『南澗甲乙稿』卷二、方公墓誌銘。

(3) 議親・議故。『宋刑統』卷二、名例律、捌議に「壹曰、議親。謂皇帝祖免以上親、及太皇太后・皇太后總麻以上親、皇后小功以上親。貳曰、議故。謂故舊」とある。

(4) 原文「救律條令」。

(5) 『宋大詔令集』卷二〇〇、非疑獄不得奏裁詔、建隆三年二月癸巳。國家外建庶官、共分憂寄、各專事任、素有綱條。苟務因循、漸成弛紊。應諸道州府、凡有刑獄公事、仰詳斷官依法斷遣、不得申奏取裁。如顯是疑獄及有異見、即聽上聞。稍涉不公、當行朝典。また『長編』卷三一二、建隆三年二月癸巳條。

(6) 『通考』卷一七〇、孝宗乾道六年。臣僚言、國家立法議罪、最爲詳備。大抵其歐傷殺人、必有首有從、甲爲首、則乙以下皆從、甲於法合坐死罪、自乙而下、並當先次決遣在外州郡。如甲情理可憫、方許奏裁。如駐蹕之地、凡罪應死者必奏、徒流以下、申御史臺、取旨施行、此定制也。今有司不務遵行成法、纔事涉大辟、不問首從、俱奏。又流徒以下、多作情重、看詳取旨、則合先次決遣之人、豈得不例遭禁繫。請今後大辟、只許以爲首坐

應死罪者奏、爲從而不應坐死者、先次決遣。流徒罪、不許牽引情重取旨。不然、則坐以不應奏而奏之罪。從之。

（7）原文「不應奏而奏之罪」。これも既出。『宋刑統』卷一〇、職制律、事應奏而不奏條に「諸て事應に奏すべきに奏せず、應に奏すべからずして奏する者は杖捌拾」、疏議に「格・令・式に合に奏すべきの文無く、及び事理須らく聞奏すべからざる者、是れ應に奏すべからずして奏するなり」とある。

理宗の時代に至り、上奏して判斷を仰いでも往々にしてただちに答報せず、囚人が獄死してしまうことが多かった。監察御史の程元鳳は上奏して「今は罪の輕重にかかわりなく、被疑者はすべて皆牢獄に入れ、事件の大小にかかわりなく囚人はみな長く留置されています。時には關係者の追逮や證據品の搜索がととのわないという理由で尋問せず、あるいは供述書が完結しないという理由で提出せず、あるいは判決の原案が妥當ではないという理由で判決しません。獄官はこのような状態を通常とみなし、その遲滯を氣にしていません。監獄の胥吏は囚人を繋留して利益を獲ようとし、ただ手續が速やかに進行することを恐れるばかりです。奏獻の一件書類や上申書が刑部に送下されてから何か月も遅れてはじめて大理寺に送られ、大理寺の取調べもやはりまた同じ調子です。大理寺から刑部に回申され、刑部から尙書省に回申されるのに年を越えてしまうことさえあります。それに加えて尙書省の當局もただちには判決原案を進呈

せず、その上原案を進呈しても、それに對する反駁の上疏をする者がいれば、そのためにかかる歲月もやはりまた同様であります。その結果手閒取って遅れに遅れ、一年二年と過ぎてもしまだに答報が下されない場合さえあります。法律の適用に疑問が生じたり、あわれむべき事情があれば、法律上當然奏獻すべきことになっているのは、囚人をあわれんで生命を全うさせるためです。それなのにかえって處分がぐずぐずと遅らされ、あわれみゆるす答報が下された時には、當の囚人はすでに獄死していたこともあれば、犯人がゆるされても、關係者が一人ならず勾留中に病死してしまったこともありまゝす。深刻に反省すべきことではないでしょうか。これからは各路が奏獻する際、發送した月日をただちに御史臺に上申し、御史臺官により尙書省・刑部・大理寺の怠慢を究明させることにするようお願い申し上げます。」と述べたので、皇帝はこの意見に従った。けれども關係官司の遲滯は、その後もやはり以前のままであった。

景定元年（一二六〇）にそこで次の詔が下された。「さきごろ各路の提刑司に詔して、囚人が自白を籲し、審理のやり直しを命じられた案件を取り上げて、刑罰の輕い方を基準にして判決させた。ところが、州縣の長官や路の監督官は責任を引き受けない者が多く、あいかわらず判斷を留保して奏裁している。甚しい場合には十數年にわたって斷決されていない案件さえある。提刑司の臣僚に命じて審理させることにする。もし前の審理が盡されず、本當に疑うべき事案があるならば、命官^③・命婦^④・宗婦^⑤・宗女^⑥と蔭を用いるべき人^⑦に

關する事案を奏裁するのを除き、それ以外の事案は斷決しおわつてから上奏するように。官吏の犯罪は特に刑罰一回分を免除する」。

(1) 王圻『續文獻通考』卷一六九一一、『名臣奏議』卷二一七一にも刑法志とはば同文が掲載されている。

(2) 程元鳳。字は申甫、徽州(現安徽省歙縣)の人。『宋史』卷四一八の傳に、(淳祐)六年(一二四六)、進祕書丞兼權刑部郎官。七年、兼權右司郎官、遷著作郎、仍權右司郎官。…尋兼右司郎官、拜監察御史兼崇政殿說書。…十二年、拜右正言兼侍講、以祖諱辭。詔權以右補闕繫銜。と記されている。

(3) 命官の犯罪に對する審理手續について。『條法事類』卷九、職制門、去官解役、斷獄令。諸命官犯罪、應本州斷罰、而情輕者、斷訖申提點刑獄司審察。如情法允當、即具申向書吏部・刑部・大理寺。同卷七三、刑獄門、出入罪、旁照法、斷獄令。諸命官犯罪、去官勿論者、唯贓罪結案奏。餘限參拾日結絕。已結絕後、限伍日、具事因及應用條制、申向書省。

(4) 命婦は「譯注稿(上)」四三九頁注(12) 參照。

(5) 宗婦。宗室の男性に嫁いだ女性。宗婦・宗女という用例は『長編』卷三三九一一八や卷四七八一一三にみえる。

(6) 宗女は大宗正司や宗正寺に屬する宗室の家に生まれた女性。

李心傳『建炎以來朝野雜記』甲卷一の「宗女奩具」などを參看。
(7) 蔭による刑罰の減贖について、『宋刑統』卷二、名例律、渠品以上之官條、應議請減條を參照。

(佐立 治人)

およそ刑罰として勞役につかせる者は軍籍に附し、嚴しく處罰する場合^①には顔に入れ墨を施す^②。恩赦があれば、關係官廳は勞役に服している者の罪狀を上申し、情狀の輕い者は釋放するが、重い者は終身釋放しない。初め、徒刑にあてられて官當^③や贖銅^④の資格の無い者は、國都にいれば將作監^⑤に配屬して勞役につかせるか、宮中で勞役させるか、或いは左校・右校に送つてそこで勞役につかせた。開寶五年(九七二)、御史臺が上言した。「これらのものは、名目はありますが、實際に役使されていることはなく、宮中の祭祀があつて水や火を供えねばならぬ時には、受け持ちの官廳がそのための官を遣わしております。どうか大理寺に命じ、法文に依據して罪人を差し遣わせられますように」。そこで皆な作坊^⑥に送つて勞役につかせた。

太宗は、國ができて間もない頃は各地に諸勢力が割據していたため、五代の制度にならつて罪人をおおむね西北の邊境地帯に配隸^⑦していたのだが、多くの者が逃亡して塞外の地に身を投じ、党項族^⑧を誘つて中國内地に侵寇した。やがて次の詔が下された。「強制移動させるべき者は、今後、秦州^⑨・靈武^⑩・通遠軍^⑪及び沿邊の諸州に配隸してはならぬ」。この頃にはすでに江南や廣南地方が平定されていたので、これを契機に皆な南方に配隸するようになった。

これよりさき、死罪を犯しながらそれを免除された者は、多くの場合、登州の沙門島^⑫や通州の海島^⑬に配隸され、皆な駐屯部隊の兵員がつかわされて護送することになっていた。通州の海島の中には官

營の海鹽精製所が二箇處あり、腕つぶしが強くて抑制し難い者は崇明鎮に、體の弱い者は東州市にそれぞれ所屬させていた。太平興國五年（九八〇）にはじめて罪人を製鹽所に分屬させて使役することとしたが、沙門島の方はこれまで通りであった。端拱二年（九八九）、詔を下して、嶺南の配隸人が枷をはめて勞役をしなくてもよいようになった。

初め、女性が罪を犯して流罪となった場合も、針仕事の勞役に就けられたが、この頃に詔があつてこの制度はやめになった。この頃はじめて、雜犯人で死罪を犯しながらも死刑を免除された者を、沙門島には配隸せずに、諸州の牢城軍への配隸にとどめるようになった。舊來の制度では、使用人が罪を犯した場合、（主人は）勝手に使用人の顔面に入れ墨をすることができた。眞宗は、使用人は人に雇われている身ではあるけれども本來は良民であると言われ、次の詔を下された。「主人の財物を盗んだ者は、背中を鞭打ち、顔面に入れ墨を施して牢城軍に配隸し、勝手に入れ墨をしてはならぬ。盗んだ額が十貫以上ならば五百里外の地に配隸し、二十貫以上ならば皇帝の裁決を仰ぐように」。帝は配隸の刑罰を緩やかにしようと思われ、大中祥符六年（一〇二三）に、審刑院・大理寺・三司に詔を下し、審議して報告するよう命じた。久しからずして、茶・鹽・明礬・麴の專賣法違反、銅錢の私鑄、武器の密造、外國の香料・藥物の購入、銅錢を所持したり漢人を誘つての出境、監督官吏による官の財物の盜賣、夜間に集會を開いて怪しげなことを行ふなどの罪を

犯した場合、從來の刑罰に較べてことごとく輕減された。

（１）原文「重典」。峻嚴な法律をいう。「周禮」秋官、大司寇、三曰、刑亂國、用重典。鄭注。亂國、篡弑叛逆之國、用重典者、以其化惡伐滅之。

（２）一般に、宋代の廂軍兵士は顔面に入れ墨をしていた。曾我部靜雄「宋代軍隊の入墨について」（『支那政治習俗論攷』筑摩書房、一九四三）。曾我部氏には宋代の刺配に關する專論もある。「宋代の刺配について」（『中國律令史の研究』吉川弘文館、一九七一年）。

（３）官當とは、官人が流・徒に當る罪を犯したとき、自らの官を削ることをもつて流・徒の實刑に代替する制度である（『譯註』五、一〇六頁）。「宋刑統」卷二、名例律に詳細な規定がある。

（４）贖銅とは、刑罰の重さに對應して定められた重量の銅を納めさせることによって、實刑の執行に代替させる制度である。

『譯註』五、二九三頁を參照。「宋刑統」卷一、名例律、五刑及び卷二、名例律、請減贖の條に規定がある。

（５）土木・工匠及び京城内の修繕關係の行政が全て三司修造案に屬したため、宋初の將作監は牲や牌など宮中の祭祀に必要な物品の供給を掌る官廳となった。

（６）原文「輪作左校・右校」。輪作は、罪を犯した故に強制勞働に就かせられることをいい、古く『後漢書』などにも見える。濱口重國「漢代の將作大匠と其の役徒」（一九三六年。のち

『秦漢隋唐史の研究』上巻、東京大學出版會、一九六六年、に收む)を参照。左校署は宮中の造作を掌り、右校署は版築・塗泥等のことを掌る官署。

- (7) 『長編』卷八一三、乾德五年(九六七)二月癸酉。御史臺上言、伏見大理寺斷徒罪人、非官當贖銅之外、(送)將作監役者、其將作監舊兼充作内(内作の誤り)使、又有左校・右校・中校署、比來工役、並在此司、今雖有其名、無復役使、或遇祠祭供水火、則有本司供官、欲望令大理寺依格式斷遣徒罪人役(後の誤り)、並送附作坊應役。從之。『宋會要』刑法四一一、乾德五年二月十四日もほぼ同文。丸括弧内は『宋會要』、『文獻通考』卷一六八、刑考、徒流、開寶五年條に據る補正。このほか『宋會要』では「有左校・右校・中校署」を「有左校・右校局」、「依格式斷遣」を「依法斷遣」に作る。

- (8) 作坊は官營の兵器工房。唐制に倣って宋初より置かれ、作坊使が監督した。開寶九年(九七六)に南北作坊に分かれ、熙寧三年(一〇七〇)には東西作坊に改められた。

- (9) 配隸は配軍ともいう。唐末五代の趨勢を承けて、宋初にも死刑囚の数は極めて多かった。宋朝はこれを減少すべく、その大部分について死一等を減じ、地方の雜軍(廂軍)に編入すると、そこで官衙の警備等の雜役に従事させることにした。これが配隸である。類似的の刑罰として編管・羈管があり、總稱して編配という。滋賀「刑罰の歴史」一〇二、一〇三頁を参照。

- (10) 原文「羌」。唐代以來、中國の西北邊境には「党項」と總稱される遊牧民族が散居しており、唐末以降、中國内地への侵寇を繰り返した。彼らは漢代の西羌の別種と考えられていたことから「羌」とも呼ばれた。詔に列擧された州軍は、宋と党項の勢力が接しているところである。『宋史』卷四九一、外國・党項傳を参照。

- (11) 『宋會要』刑法四一二、太平興國二月正月二十八日。詔、先是、罪人配西北邊者、多亡投塞外、誘羌戎爲寇、自今當徙者、勿復隸秦州・靈武・通遠軍及沿邊諸郡。自江南・湖廣平後、罪人皆配南房(方の誤り)。『長編』卷一八四、同年正月己丑。五代以來、諸方割據、罪人率配隸西北邊、然多亡投塞外、誘羌戎爲寇、己丑、詔、自今當徙者、皆配廣南、勿復隸秦州・靈武・通遠軍及沿邊諸州。なお、「當徙者」を刑法志は「當徙者」に作るが、ここでは『長編』『宋會要』に従って譯した。

- (12) 秦州は陝西路(のち秦鳳路)に屬し、現在の甘肅省天水市に治所を置いた。

- (13) 靈武は靈州の雅名。靈州は、唐代より朔方(靈武軍)節度使が置かれた中國西北邊境の要衝で、現在の寧夏回族自治区靈武縣に治所があったが、眞宗の咸平五年(一〇〇二)に党項族の李繼遷(李元昊の祖)の手に落ち、西平府と改稱された。

- (14) 通遠軍は陝西路(のち永興軍路)に屬する。淳化五年(九九四)に環州に改められた。治所は現甘肅省環縣。

(15) 宋代では國境地帶の州軍を「沿邊州軍」として内地と區別した。沿邊は更に「極邊」「次邊」に細分される。梅原『研究』第三章第一節を參照。

(16) 原文「江廣」。『長編』は「江南・湖廣」とする。

(17) 『長編』卷二一・二三、太平興國五年十二月。國初以來、犯死罪獲貸者、多配隸登州沙門島・通州沙（海の誤り）門島、皆有屯兵使者領護、而通州島中凡兩處、豪強難制者隸崇明鎮、懦弱者隸東北洲、兩處悉官煮鹽、是歲始令配役者（分）隸鹽亭役使之、而沙門如故。中華書局標點本（一九七九）校勘記に據って、丸括弧内に文字を補正した。

(18) 登州は京東東路に屬し、現山東省蓬萊縣に治所を置いた。沙門島はこの沖に點々と浮かぶ群島（現在は廟島列島と呼ばれている）の最南端の島である。志田不動磨「沙門島」（『東方學』二四、一九六二）參照。

(19) 通州は長江河口北岸にあった州で、淮南東路に屬し、今の江蘇省南通市に治所を置いた。海島（海門島）は、通州沖の長江に形成された河口デルタのひとつだが、現在はほとんどが水没。今の崇明島のやや北に位置していたと考えられている。

(20) 崇明鎮は通州海門縣に屬する。

(21) 東州市については未詳。前頁注（16）所引の『長編』は「東北洲」とする。

(22) 『宋會要』刑法四一三、淳化三年（九九二）八月二十八日。

詔、廣南東西路、先是、犯罪配隸人皆荷校執役、自今除之。『文獻通考』卷一六八、刑考、徒流は端拱二年に繋ける。

(23) 原文「荷校」。校は木製の枷。『易經』噬嗑。上九、何校滅耳、凶。孔穎達疏。何、謂擔何、處罰之極、惡積不改、故罪及其首、何擔枷械、滅沒於耳、以至誅沒。何は荷に通ずる（『經典釋文』）。

(24) 『宋會要』刑法四一。國初有配沙門島者、婦女亦有配執鍼者、後皆罷之。同じく刑法四一三、淳化四年（九九三）七月六日。詔、凡婦人有罪至流者、免配役。

(25) 『宋會要』刑法四一三、咸平元年（九九八）十二月二十日。詔、雜犯至死貸命者、不須沙門島、並永配諸軍牢城、凶惡情重者、審刑院奏裁。刑法志は、この牢城軍への配隸が原則として恩赦の対象とならない永久的なものであることを書き落としてゐる。

(26) 雜犯死罪については、「譯注稿（上）」三八三頁注（5）を參照。

(27) 『長編』卷五四一・三、咸平六年（一〇〇三）四月癸酉。舊制、士庶家僅有犯、或私黥其面、上以今之僮使本傭雇良民、癸酉、詔、有盜主財者五貫以上、杖脊、黥面、配牢城、十貫以上、奏裁、而勿得私黥涅之。刑法志の記述には次の『長編』の記事が混入している。『長編』卷六〇一・四、景德二年（一〇〇五）六月辛丑。詔、自今僮僕盜主財、五貫配本州牢城、十貫配五百里外、二十貫以上奏裁。改咸平六年之制、慮其淹繫也。

(28) 原文「杖脊」。杖は、所定の鞭で罪人を叩く刑罰。杖の規格は、刑法志に既述（『譯注稿（上）』三六〇頁）。「鞭」と「杖」とは同一のものではないが、本稿では便宜上、「杖」を「鞭打つ」と譯しておく。

(29) 『宋會要』刑法四一六、大中祥符六年正月八日。詔、配隸之人、刑科至重、屬膺善貶、交舉鴻儀、載念黎氓、益懷欽恤、其先降宣敕、罪不至死、配隸逐州五百里・千里外牢城及沙門島、憫甚稍重、特議從寬、宜令審刑部（院の誤り）・大理寺・三司、將前後條貫編類以聞。既而取犯茶・鹽・礬・麴・私鑄錢・造軍器・市外蕃香藥・帶銅錢誘漢口出界・至（主の誤りか）吏貨官物馬・遞卒盜官物・夜聚爲妖、皆比舊法、咸從輕減。『長編』卷八〇一一、同年正月庚子條は、刑法志とは同文で、「取犯茶・鹽・……・夜聚爲妖等十二條」と記す。

(30) ここでいう三司とは、殿前司・馬軍司・步軍司を指す。

(31) 專賣法違反に關する法律は、『條法事類』卷二八、權禁門一にまとめられている。なお久保恵子「北宋朝の專賣制度に對する犯罪の處罰規定」（『お茶の水史學』二四、一九八一年）も參照。

(32) 『條法事類』卷二九、權禁門、私鑄錢を參照。

(33) 『宋刑統』卷一六、擅興律、私有禁兵器。諸私有禁兵器者、徒一年半（謂非弓・刀・楯・短矛）、弩一張加二等、甲一領及弩三張流二千里、甲三領及弩五張絞、私造者各加一等。

(34) 前注（29）久保論文二七、二八頁を參照。

(35) 『條法事類』卷一九、權禁門、銅錢金銀出界、及び卷七八、蠻夷門、蕃蠻出入を參照。

(36) 『宋刑統』卷一九、賊盜律。諸監臨主守自盜、及盜所監臨財物者、加凡盜二等、三十匹絞。

(37) いわゆる「喫菜事魔」を指すと思われる。竺沙雅章「喫菜事魔について」（『中國佛教社會史研究』同朋舍、一九八二年）二〇七、二一五頁參照。

乾興年間^①以前は、州軍の長官はしばしば罪人を勝手に入れ墨をして配隸していた。^②仁宗皇帝は即位されると眞っ先にこれを禁止する詔を下し、かつ情狀の極めて重い者については、上奏して皇帝の判斷を待たねばならぬようにされた。^③また、諸路の按察官に詔を下されて、乾興の恩赦^④以前に配隸されて兵籍につけられた者について、その犯した罪狀を書き並べて報告させた。これ以後、赦書が下されると、何はともあれ、これを行うようになった。

^⑤はじめ、國都の裁造院^⑥が女工を募ったり、軍卒の妻に罪があった場合には、皆な南北の作坊に配隸していたが、天聖初年（一〇二三）、特に詔を下してこれを解放し、それぞれの自由に任せることを許した。女性を配隸せねばならぬ場合には、^⑦舊務もしくは軍營・致遠務^⑧の兵卒で身寄りのない者にめあわせることとし、これを法律の條文に定めた。^⑨またある時、次のような詔を下された。「聞くところに

よると、配隸の者は、その妻子が道中で離散してしまい、生きて故郷に還る者はほとんどないという。朕はこのことを非常に憐れんでおる。今後、配隸すべき者があれば、取調べ状と刑罰名、配隸先の地方とを記録して、尙書刑部に報告して再審理をさせるように^⑪。しばらくしてまた詔があり、配隸すべき者があれば、州の長官以下が官衙の正廳に集まって再審査せねばならぬようにされた。その後、文書のやりとりが煩雑であるため、取調べ状を丁寧に記録して送るのをやめ、ただ略式の書類だけを承進司に上申するようになり、やがて再審理もやめになってしまった。

益州知事の薛田が次のように上言した。「四川地方の者が他の路へ配隸される場合は、高齢者や病人であっても免除されぬようにしていただきたくお願い申し上げます^⑫。仁宗はこうおっしゃった。「遠方の民は無知なるが故に法を犯すのであり、その者たちを一生郷里に歸れぬようにしてしまうのは、朕の本意ではない。情狀の憐れむべき者について再審理し、歸ることを許してやるようにせよ^⑬。のち再び、詔を下され、罪狀の凶惡な者は許されなくなった。當初^⑭、罪人を配隸するときには皆な上奏して許可が下りるのを待っていたが、やがて獄に繋がれている期間が長くなり、奏請の數が夥しくなった。明道二年（一〇三三）、關係官廳に詔を下して罪の輕重を斟酌させるようにし、以後これを定法とした。およそ官にある者が重罪を犯して配隸せねばならぬ時には、地方の州に編管する^⑮か、もしくは牙校^⑯に配屬させた。そのうち、死罪を犯して特別に赦された者は

多くの場合、鞭打たれたのち、入れ墨を施されて遠方の州の牢城に配され、恩赦に會つて量移されてはじめて軍籍から除かれたのである。

天聖の初め、不正に金品を受領したかどで同じ時に處罰された下級官吏が數人おり、彼らをごとく嶺南地方に流し、詔を下して在職中の者を戒められた。平羌縣尉の鄭宗諤なる者がおり、賄賂を受けて法を曲げたかどで死罪にあてられたが、恩赦にあつたために、官位を奪われる處分を受けることになった^⑰。仁宗は輔政の大臣に尋ねられた。「縣尉の俸給は一月いくらなのか^⑱。俸祿が少なくて、生活してゆくのに十分でないのではないか」。王欽若はこうお答えした。「俸祿が少なくとも、清廉の士たる者は自ら正しい態度を守つてゆくのが當然でございます^⑲。特に宗諤を鞭打つて、安州に配隸した。その後仁宗は、惡德官吏をしばしば懲らしめられたため、その治世の末年になると、官吏は清廉潔白で自らの名を高めることを知るようになり、法を犯す者は以前よりやや少なくなった。

（一）乾興は、眞宗最後の元號（一〇三二年）。この年の二月に眞宗は廟御し、子の仁宗（趙禎）が即位した。

（二）『長編』卷九一五、乾興元年七月甲午。先是、諸州軍長吏往往擅刺配罪人。丙申、下詔禁之、若情涉巨蠹者、須奏待報。『宋史』の原文で「配罪人」、「情非巨蠹」となっているところを、『長編』ではそれぞれ「刺配罪人」、「情涉巨蠹」に作る。譯では『長編』に従った。なお、『宋會要』刑法四一〇には、

かかる措置の契機となった事件を次のように載せる。乾興元年七月、永興軍言、民王延福累犯巨蠹、已刺面杖配蔡州牢城。詔、今後不得直行刺配、如有此類、依決訖收禁奏裁。

- (3) 前注所引『長編』の續き。又詔諸路按察官、取乾興赦前配隸兵戶籍者、列所坐罪狀以聞。自是每下赦書、輒及之。原注によれば、この詔は八月甲寅に下されたが、『長編』では國史の刑法志に從つて前詔に續けて書いたという。

- (4) 仁宗が即位した翌日の、乾興元年二月己未(二〇日)の大赦を指すものと思われる。

- (5) 『長編』卷二〇一五、天聖元年閏九月甲午。詔、製造院所招女工及軍士妻配隸南北作坊者、并放從便、自今當配婦人、以妻客務或軍營致遠務卒之無家者。また『宋會要』刑法四一一、同年九月二十一日。詔、南北作坊見管配到諸軍家口充鍼工、并製造院先召到女工、並放逐、今後更不配充鍼工、如有犯此刑名者、依斷訖、配客務及致遠務無家累兵士。『宋史』は「而軍士妻有罪」に作るが、『長編』『宋會要』に據つて譯した。

- (6) 製造院。少府監に屬し、宮中の裁縫・服飾を掌る。『宋史』卷一六五、職官志。その沿革は、『宋會要』職官二九一八に詳し。

- (7) 客務は、將作監に屬する官營の煉瓦・陶器工房(『宋史』卷一六五、職官志、『宋會要』食貨五五一一〇)。

- (8) 致遠務は、驢・騾を飼育し、行幸時の什器運搬や邊境への兵

糧輸送用に供した。「軍營」は或いは「車營」の誤りか。車營務ならば、車駕牽引用の驢・牛を飼育する役所で、致遠務と同じく太僕寺に屬する(『宋史』卷一六四、職官志、『宋會要』食貨五五一一九一二〇)。

- (9) 『長編』卷二〇一九、天聖元年十一月丁酉。詔、如聞諸州軍多專行配遞罪人、使妻子流離道路、鮮有生還、自今罪當配者、並錄案條具所配地里、上刑部詳覆。『宋會要』刑法四一一二、天聖元年十一月二日。給事中王隨言、諸州罪人、合該配遞不送赴闕直行斷遣者、或有憎愛組織、便行配移、或并妻男女、之荒遠、鮮有生還、慮傷至和、望自今令長史以下、依公勘鞠、集廳錄問、依法施行訖、錄案坐條、具所配地里、上刑部詳覆。奏可。既而開封府言、京府準條配罪、名件不少與外州不同、兼於次日具罪由・刑名・配處、報糾察司訖、今如隨所奏、更下詳覆、枉費行遣、虛負曠慢、欲具依自來條例。從之。

- (10) 原文「詳覆」。大理寺の第二審(詳斷)判決を刑部が再審理することという。通常は、死刑案件のみを扱うが、この詔ではそれが配隸にまで擴大するよう指示されている。宮崎「法制」二〇一一二〇三頁参照。

- (11) 『長編』卷二〇三一六、天聖三年十一月辛巳。詔、凡配隸罪人、自今並長史以下集廳事錄問、仍具案及所配地里遠近以聞。其後以奏牘煩、罷錄案、止令以單狀上承進司、既而又罷集問焉。(罷集問、乃四年五月事、今依本志附此。『宋史』では「集廳

事」を「集聽事」、「長史」を「長吏」に作るなど、若干の字句の異同がある。

- (12) 原文「集聽事慮問」。聽事は、『資治通鑑』卷八九、晉建興二年三月條の胡三省注に「中庭曰聽事、言受事察訟於是、漢晉皆作聽事、六朝以來、乃始加戶作廳」とあるように、官衙の中庭のこと。慮問は、錄問に同じ（譯注稿（上）三四七頁参照）。この場合は、既決の罪人の情状をもう一度斟酌してやること。

- (13) 原文「單狀」。略式の書類をいう。『條法事類』卷三二、財用門・理欠に引く倉庫令。諸雜物及竹園、若欠負帳每五年、夏秋稅管額帳每三年一供全帳、餘年有收支或開闢者、供刺帳、即供單狀。同卷三七、庫務門・給納に引く文書式に刺狀、單狀の書式が窺える。

- (14) 承進司は、銀臺司が受領する全國からの章奏案牘、及び中央官廳からの奏牘や文武近臣の上表上疏を皇帝に進上し、天下に頒布する役所。もと通進司といったが、仁宗が即位した乾興元年、當時垂簾聽政を行なっていた章獻皇太后劉氏の父の諱（通）を避けて改名された。『長編』卷九九一七、乾興元年十月己酉。禮儀院請避皇太后父祖諱。詔、唯避父彭城郡王諱、仍改通進司爲承進司。

- (15) 『長編』卷一〇四一一、天聖四年正月。知益州薛田言、兩川犯罪人配隸他州、雖老疾得釋者、悉留不遣、自今請無放停。上言、遠民無知犯法而終身不得還鄉里、豈朕意乎、察其情有可矜

者、聽遣還。『宋會要』刑法四一一三、天聖四年正月二二日。益州薛田言、先準詔、西川犯罪配牢城人、如遇赦、委是老病不任征役者、放停於所配州軍居住、不放歸鄉、今得邛州狀、有係牢牛配軍之人、即非老疾未敢放停、奏取旨。帝曰、遠方細民犯罪、雖不至重、遇赦歸農、亦是寬恩、然田意欲羈縻、又非欽恤之旨。

- (16) 『宋史』刑法志原文と、前注に引用した『長編』『宋會要』の該當部分とは意味が逆になる。譯文では原文通りに譯したが、本來、この部分は「高齢者や病人で配隸が免除される者であっても他州へ配隸し、そのままそこに留めて郷里に歸れぬようになっている。今後はどうか配隸地に留まることを許されることのなきように」といった方向で書かれていなければ意味が通らない。

- (17) 『宋會要』刑法四一一七、天聖九年二月二二日條に、「詔曰、（中略）其年老病患者、看驗委是不堪醫治充役、即給公憑放停、遞歸本貫州縣、知在係帳編管、元奉宣敕永不放停及情理巨蠹・累行惡跡攪擾州縣・豪彊欺壓良善・喝錢物并借詞論訴不忤己事・僞造符印或持杖驚劫・傷殺人命及不受尊長教訓父母陳首人等、不得移配、亦不得以老患爲名放停。（以下略）」とあり、かかる措置が全國レベルでとられるようになったことがわかるが、これと益州路に關しては、天聖十年七月三日に同様のことが行われている。『宋會要』刑法四一一八。益州鈴轄司言、西川決配充

軍之人、奏乞停者、自今望下本路、闕元犯保委聞奏、免縱凶惡還鄉、復爲搔擾。從之。

- (18) 『長編』卷一一二—一四、明道二年六月壬寅。先是、配隸罪人皆奏待報、既而繫獄淹久、奏請煩數、壬寅、詔有司參酌輕重著爲令。

- (19) 『宋會要』刑法四—一、乾德五年二月十四日。自後、命官犯罪當隸者、多於外州編管、或隸牙校。其坐死特貸者、決杖黥面配遠州牢城、經恩量移、卽免軍籍。

- (20) 編管について、滋賀「刑罰の歴史—東洋—」は次のように解説している。「編管とは、遠隔地に押送して、その地で自主的に生計を立てさせながら、その地の地方官廳の觀察下におくものである。編管の者は、毎月出頭して點呼を受ける義務を負うだけで、日常生活は一般市民と異ならない。貧乏で自活し得ない者には、乞丐に準じて常平倉から米が支給される」(一〇三頁)。なお、編管以上の處分を受けた官僚は、勒停(停職)の處分も併せて受ける(趙升『朝野類要』卷五)。

- (21) 牙校は、將吏衙前ともいい、唐宋五代の節度使麾下の武將の流れを汲むものであるが、宋初の節度使體制の解體にともない、漸次衰えていった。周藤吉之「宋代州縣の職役と胥吏の發展」『宋代經濟史研究』東京大學出版會、一九六二年、六九—九三頁を参照。

- (22) 牢城は、正確には「牢城軍」という。宋代の配軍は、罪の輕

重により本城と牢城とに分かれていた。牢城軍の起源は五代にまで遡り得るが、それが配隸と結びつくのは、宋初の折杖法施行後のことと思われる。佐伯富「宋代における牢城軍について」(『劉子健博士頌壽紀念宋史研究論集』同朋舍、一九八九年)を参照。

- (23) 曖昧な書き方がなされているが、具體的には次の記事に據るものと思われる。『長編』卷二〇—一〇、天聖元年十一月壬寅。都官員外郎知漣水軍鄧餘慶受枉法贓、閤門祇候三陽寨主荆信監倉自糶粟入中、殿直監興平縣酒稅何承助・監進賢鎮鹽酒稅易著明、並自盜官物、各貸死、杖脊、配廣南牢城。壬寅、詔以余慶等罪狀申警羣吏。なお、この詔自體は、『宋大詔令集』卷一九二、政事、誡飭に「誠告貧汚詔」(天聖元年十一月)と題して收められている。

- (24) 『長編』卷一〇三—五、天聖三年四月甲寅。平羌縣尉鄭宗諤、決杖、配安州牢城。宗諤受枉法贓抵罪、會赦、當追官勒停。上問輔臣曰、縣尉月俸幾何、豈祿薄不足以自養耶。王欽若曰、俸祿雖不厚、然廉士固亦自守也。故重懲之。

- (25) 平羌縣は成都府路嘉州に屬する。熙寧五年、鎮に降格されて龍遊縣に編入された。治所は現四川省樂山市。

- (26) 『宋刑統』卷二、名例律。諸犯十惡・故殺人・反逆緣坐、極成者、雖會赦猶除名。卽監臨主守於所監守內犯姦盜・略人、若受財而枉法者、免所居官。

(27) 『宋史』職官志（卷一七一）によれば、月額六千から十二千錢が縣尉の月俸であった。

(28) 王欽若、字は定國、臨江軍新喻（江西省新喻縣）の人。眞宗朝以來の重臣。皇太子時代の仁宗の師。時の宰相丁謂とあわず罷免されたが、仁宗の即位後再び宰相に返り咲いた。『宋史』卷二八三に傳がある。

(29) 安州は、荊湖北路に屬する。治所は現在の湖北省安陸市。

罪人のうち死刑を免除された者は、以前はその多くが沙門島に配隸されていたが、島に行った者は死んでしまうことが多かった。景祐年間（一〇三四―一〇三八）に詔があり、沙門島に配すべき者はただ廣南地方の牢城に配するようにし、廣南の罪人の場合は嶺北に配するようにした。しかしながらその後また沙門島に配される者もあった。慶曆三年（一〇四三）、全國の未決囚の罪を審理したので、詔を下して諸路の配隸されて勞役に服している者も皆な釋放された。六年（一〇四六）、また詔を下された。「聞くところによると、人民が軽い罪を犯した場合でも、地方の長官は勝手に他州に刺配しているという。朕はこのことを非常に憐れに思う。今後は、法の枠にとられず事を行うことを許された者を除き、みだりに罪人を入れ墨して配隸してはならぬ」。皇祐年間（一〇四九―一〇五四）、恩赦が下されたのち、知制誥曾公亮・李絢に命じて配隸人の罪狀を査閱、報告させ、その結果、多くの者を許すこととなった。公亮はこれを

決まりとして成文化することを請い願ひ、益州・梓州・利州・夔州の四道は轉運・鈐轄司のところで直接に罪人の罪を調べさせるよう、あわせ願ひ出た。その後は恩赦があることに、官僚に命じて概ねこれを通例とさせるようになった。配隸のうち、最も重いものは沙門島の城砦、その次が嶺南、以下、三千里から鄰州まであり、その次が羈管、その次が遷郷であった。判決が確定すると、季節を問わず即刻出發させた。吳充が建言して請うには、「流人は冬の寒さで凍傷にかかり、出發しても途中でその多くが凍死してしまします。どうか今後は、情理の凶惡な者以外は、冬の間はその地に留めて勞役させ、春になってから配隸地に送られますように」。これを許可する詔が下された。

(1) 『長編』卷一一九―一、景祐三年七月辛巳。罪人貸死者、舊多配沙門島、島在登州海中、至者多死、辛巳、詔、當配沙門島者、第配廣南遠惡地牢城、廣南罪人乃配嶺北。其後亦有配沙門島者。『宋會要』刑法四―一九、景祐三年七月五日。詔、諸道新犯罪人内、準宣敕合配沙門島者、今後止刺面配廣南遠惡牢城、如南人、即配嶺北。

(2) 『長編』卷一四一―一、慶曆三年五月庚午。御崇政殿、錄繫囚、命御史沈遼等分詣京畿及三京、其諸路、即委轉運使・提點刑獄官親行疏決、雜犯死罪以下、遞降一等、杖以下釋之。

(3) 『長編』卷一四一―一、慶曆三年五月丁丑。又詔、諸路配役在疏決以前者、並釋之。

- (4) 『長編』卷一五九一、慶曆六年七月乙酉條は刑法志と同文。『宋會要』刑法四一二、慶曆六年七月七日。詔、如聞州郡民若犯輕罪而多行刺配他處、使其有離去鄉里之歎、朕甚憫之、自今非嘗受朝廷指揮、毋得擅於法外施行。
- (5) 原文「於法外從事」。前注所引の『宋會要』では、この部分を「嘗受朝廷指揮」とする。「便宜從事」などと同様、法の枠にとらわれず事柄を決裁することを皇帝からじきじきに許された者という。
- (6) 『宋會要』刑法四一二、皇祐二年十一月六日。詔知制誥曾公亮・李絳、看詳諸州軍編配罪人元犯情理輕重以聞。自今每降赦後、即命官看詳如例。『長編』は同年十二月己丑に繋げる(卷一六九一七)。
- (7) 曾公亮、字は明仲、泉州晉江縣(治所は現福建省泉州市)の人。仁宗朝末の嘉祐六年(一〇六二)から王安石の登場する熙寧三年(一〇七〇)までの十年間、宰相の任にあった。王安石の起用を神宗に推薦するのに力があつた。『宋史』卷三二二に傳がある。
- (8) 李絳、字は公素、邛州依政縣(治所は現四川省成都市新津縣附近)の人。『宋史』卷三〇二に立傳されている。
- (9) 『宋會要』刑法四一二三、皇祐三年十三日。翰林學士曾公亮言、昨奉敕以明堂赦後、看詳諸道編管配軍人罪犯輕重、逐時具狀、貼黃奏訖、伏思、自前南郊赦令、雖與今一體、及其奏到、罪人犯狀、久不蒙移放、不惟赦令失信、其間甚有州軍妄行編配遂至一二十年、羈囚至死、傷害和氣、衆所共聞、欲乞特降恩旨、今後依此、永爲著例。
- (10) 前注所引『宋會要』の續き。兼詳益・梓・利・夔四路、地里至遠、凡取索干證文字、經年未得齊足、況此四路各有鈐轄司、欲乞今後益・梓・利・夔四路編管配軍人、如經大赦、只就本路轉運・鈐轄司同共看詳、據犯狀輕重、量移釋放。詔、依奏、其益・梓・利・夔四路編配人内、情理重及干礙條貫者、奏裁。
- (11) 益州路の治所は、現四川省成都市。嘉祐四年(一〇五九)に成都府路と改められた(『元豐九域志』卷七)。
- (12) 梓州路。治所のあつた梓州は、現四川省三臺縣。
- (13) 利州路。治所のあつた興元府は、現陝西省漢中市。
- (14) 夔州路。治所のあつた夔州は、現四川省奉節縣。
- (15) 前注(9)所引『宋會要』を參照。
- (16) この部分、刑法志が何に基づいているのか未詳。因みに、南宋の淳熙十一年(一一八四)頃になされた刑部・大理寺の上奏によれば、當時の配隸は次の十四等級に分かれていたという(『文獻通考』卷一六八、刑考)。①永く放還せざる者②海外(海島)③遠惡州軍④廣南⑤三千里⑥二千五百里⑦二千里⑧一千五百里⑨一千里⑩五百里⑪鄰州⑫本州牢城⑬本州本城⑭刺面せざる者(⑫⑬は、宮崎「法制」一八〇頁に據つて補正した)。
- (17) 『史學指南』獄訟。羈管、謂寄留以養也。滋賀氏は、「編管に

似てそれよりも觀察の程度のゆるやかなものを言うらしく思われるが、よくは分らない」（『刑罰の歴史』一〇三頁）という。沈家本『刑法分考』は、配隸—羈管—編管の順で軽くなると推測している。

(18) 唐律の「移郷」に類似した處分か。未詳。

(19) 唐律の流刑の場合、流人は季ごとに一度まとめて都から配流地に送り出され、季末三〇日以内に都に到着した場合は、次季の者と一緒に送られることになっていた。『唐令拾遺』七七〇頁參照。

(20) 『長編』卷二二七—二二八、熙寧四年十月丙子。樞密副使吳充言、竊見在京及諸路州軍、斷配軍民、其中多爲寒餒所迫、冒犯刑辟、竄伏他所、或遇冬寒上道、被創露肌膚、得活者十無一二、國家緣情立法、重輕具有常科、苟元犯止於配流、而必置之死地、殆非聖朝好生欽恤庶獄之意、欲乞自今雜犯配軍所坐不至巨蠹者、每遇十一月後斷刺訖、且留本處工役、至二月、卽遞送所配州軍、其已配未發、遇恩降、並依元斷、如願之配所者亦聽、首獲逃軍、當遞還本所者、準此。從之（舊紀書、詔罪人遇冬流配者、至中春乃遣。新紀因之）。この規定は、『條法事類』卷七五、刑獄門、編配流役に、時令として載せられている。諸配軍應部送者、遇寒月（謂拾壹月至次年正月終）、隨所斷或所過州、權留工役（内、逃軍免役）、並給請受、至貳月遣行（不願留者、聽）。其情理巨蠹、或配廣南而已入本路者、不用此令。

(21) 吳充、字は冲卿、建州浦城縣（治所は現福建省浦城縣）の人。王安石と姻戚關係にありながら彼の政策には批判的で、安石に代わって宰相となるや、司馬光ら舊法黨の人々の召還を神宗に願ひ出ている。『宋史』卷三二二に傳がある。

熙寧二年（一〇六九）、比部郎中^②で房州知事の張仲宣^③は、嘗て巡檢^④に書狀を送り、金州の金鑛山^⑤の調査を行わせたが、何の成果も上がらなかった。地元の人々は徵發が行われるのを危惧し、黃金八兩^⑥を獻上して、仲宣に官を差し向けぬよう願ひ出た。事件が発覺するに及んで、司法官は仲宣を枉法贓の罪を犯したとして、本來なら絞刑に處すべきところを、以前の判例^⑦を援用して死刑を免じ、背中を鞭打った上で入れ墨を施し、海島^⑧に配隸した。審刑院長官の蘇頌^⑨は言った。「仲宣の犯した罪は、律の恐喝の條文^⑩に比附すべきであります。また、いにしえは刑罰は大夫に及びませんでした。仲宣の官位は五品、罪があつても車に乗ることのできる身分です。今、彼の刑罰を配隸とすれば、彼自身はあわれむに足らぬ人物であっても、恐らくは士大夫の品位を汚すこととなります」。この結果、仲宣は鞭打ちと入れ墨を免除され、賀州^⑪に流されることとなった。以後、官僚に對して鞭打ちや入れ墨刑が行われることはなくなった。^⑫
六年（一〇七三）、審刑院が申し上げるには、「登州沙門^⑬皆への配隸は二百人が定員であるため、それに収まりきらぬ者は海外に移しております^⑭。が、これは惡事を禁ずるといふ陛下のご意志に反しま

す」。そこで詔を下して三百人を定員とした。廣南轉運司が申し上げた。「^①春州は瘴癘の地であるため、配隸されていった者は十人のうち八、九人までが死んでおります。どうか春州への罪人の配隸をおやめ下さいますように」。そこで詔して、本來沙門島に配隸すべき者は春州に配してもよいが、それ以外の者はそこに配隸しないようにされた。^②やがて配隸は、凶惡な盜賊を除き、少壯の者は皆な河州に配置し、五百人になれば止めるようにした。^③はじめ神宗は、流人が郷里を離れ途中で病死し、しかも護送する禁軍兵士の往來の費用もかさむために、張誠一の建議を用い、地方ごとに軍の重役に（罪人を）配隸するようにしたが、^④のち御史中丞黃履らの建言により罷められた。

およそ、盜みの罪を犯せば、耳の後ろに輪型の入れ墨をする。罪が徒・流にあたる場合は方形の入れ墨をし、杖の場合は圓形の入れ墨をする。三度杖にあたる罪を犯せば、入れ墨する場所を顔面に移す。入れ墨の直径は五分を超えない。

（1）『宋史』卷三四〇、蘇頌傳。時知金州張仲宣坐枉法贓罪至死、法官援李希輔例、杖脊黥配海島。頌奏曰、希輔・仲宣均爲枉法、情有輕重、希輔知臺、受賂數百千、額外度僧、仲宣所部金坑、發檄巡檢體究、其利甚微、土人憚興作、以金八兩屬仲宣、不差官比校、止係違令、可比恐喝條、視希輔有間矣。神宗曰、免杖而黥之、可乎。頌曰、古者刑不上大夫、仲宣官五品、今貸死而黥之、使與徒隸爲伍、雖其人無可矜、所重者、汚辱衣冠耳。遂

免杖黥、流海外、遂爲定法。『文獻通考』卷一六七、刑考、刑制は刑法志とほぼ同文を載せるが、字句に若干の異同がある。

（2）比部郎中は、從五品の寄祿官。元豐の官制改革により、これら六部郎中は從六品・正七品に格下げになる。宮崎「宋代官制序説」四四～四五頁参照。

（3）前注（1）の『宋史』『文獻通考』は、ともに金州に作る。

房州・金州ともに京西南路に屬し、治所はそれぞれ今の湖北省房縣、陝西省安康縣にあった。ここは中華書局標點本校勘記（五〇三〇頁）が言うように、金州が正しいと思われる。

（4）巡檢は、廂軍を率いて管轄區内をパトロールする警察隊。その巡回する範圍は數州、數縣に亙ることもあれば、一州、一縣に止まることもある。『宋史』卷一六七、職官志、巡檢司及び宮崎「宋代官制序説」三五頁。詳しくは、曾我部靜雄「宋代の巡檢・縣尉と招安政策」（一九六四）のち『宋代政經史の研究』吉川弘文館、一九七四、所收）を参照されたい。

（5）前注（3）で引いた標點本校勘記にもあるように、金州では金が採れ、土貢として朝廷に献上していた（『元豐九域志』卷一、京西南路、金州）。

（6）宋代の一兩は約三七・三グラム。開元錢十枚の重さである。詳しくは狩谷棧齋『本朝度量權衡攷』2（富谷至校注、平凡社東洋文庫、一九九二）附録、卷下之上を参照のこと。

（7）原文「前比」。比については、「譯注稿（上）」四五三頁注

(12) を参照のこと。

(8) 前出の通州海島を指す。

(9) 蘇頌、字は子容、泉州同安縣（治所は現福建省廈門市同安縣）の人。父の蘇紳は、仁宗朝に翰林學士、知制誥をつとめた。頌は慶曆二年（一〇四二）の進士。熙寧初に知制誥となったが、王安石と衝突して罷免された。神宗の親政時代に中央政界に返り咲き、哲宗の元祐年間には宰相にまでなった。

(10) 『宋刑統』卷一九、賊盜律、恐喝取人財物。諸恐喝取人財物者、准盜論、加一等。雖不足畏忌、財主懼而自與亦同。（中略）准周顯德五年七月七日敕條、今欲改諸恐嚇人取財物者、若被官司形勢、不因公事、非理逼迫、或被所由節級因事動搖、或偶有違犯、被人稱欲發舉論告、及紀拾州縣并諸職司、以求裨補、或受雇論事、以此取財物等、贓滿二十匹、頭首處死、同情者減一等、贓不滿者、等第科斷。

(11) 『禮記』曲禮上。禮不下庶人、刑不上大夫。

(12) 具體的に宋代のどの法令に基づく記述であるか未詳。参考までに唐令の規定を掲げておく。『唐令拾遺』獄官令。諸決大辟罪、皆防援至刑所、囚一人防援二十人、每一囚加五人、五品以上聽乘車、並官給酒食、聽親故辭訣、宣告犯狀、仍日未後乃行刑（犯惡逆以上、不在乘車之限、決之經宿、所司即爲理瘞、若有親故、亦任收葬、即囚身在外者、奏報之日、不得驛馳行下。

(13) 賀州は廣南西路に屬し、その治所は今の廣西壯族自治區賀縣

にあった。

(14) 宋初に折杖法が制定されて以來、流刑が律の規定通りに行われることはなくなったはずであったが、實際には史料中、たとえば『宋史』本紀にも例が散見される。これが配隸とどのような異なるのかについては後考を俟ちたい。

(15) 『長編』卷二四五—一四、熙寧六年六月丙子、審刑院言、登州沙門島罪人、以二百人爲額、有餘卽移配過海、恐非禁姦之意、乞配沙門島罪人並配瓊・崖・儋・萬四州牢城、其見在人依例隨赦量移。詔自今以三百人爲額。（七月十八日、又治平四年六月二十五日李慶事可考。）『宋會要』刑法四—二六、熙寧六年六月四日。樞密言、登州沙門島罪人、請以（衍字）二百爲額、額外有二百一人、若移配過海、恐非禁姦之意、自今配沙門島罪人、並配瓊・崖・儋・萬州牢城、其見在人依例隨赦量移。詔以三百人爲額。

(16) ここは、沙門島からみた「海外」、つまり中國本土と考えるければ意味が通らないことは、次に挙げる例からも明らかであろう。『宋會要』刑法四—二六、熙寧五年閏七月二十一日。知審刑院崔台符言、看詳沙門島量移罪人、令先次編排到熙寧元年以前罪人趙能等九十三人情理輕者、分作兩等。詔、趙能等四十四人、並量移過海、相度情理輕重、分配逐路牢城、姚素等依舊收管。『同』刑法四—二五、治平四年六月二十五日。登州并沙門寨監押李慶奏、依赦分析罪人二百七人。詔、特取三十二人、

仍選使臣二人、管押赴闕、交附軍頭司刺面、分配淮南路牢城、內一名遇赦不還、改配荊湖南路牢城、餘係所犯情重及在彼未久、並仍舊。前者では、恩赦があつて沙門島の配隸人を量移する際に「過海」させている。また後者から「過海」した配隸人の行き先が中國本土諸州の牢城軍であることがわかる。以上から、刑法志のこの部分で問題となっているのは、沙門島の配隸人の定員に収まりきらない罪人を便宜的に本土に送還している點と考えられる。

(17) 春州は廣南東路に屬する。現廣東省陽春縣に治所があつた。熙寧六年、廢されて南恩州に統合された。

(18) 瘴癘とは、瘴氣つまり山川の毒氣にあたつておこる熱病。マラリヤの類を指す。春州が瘴癘の地であつたことは、『長編』卷二四一七にも見える。

(19) 『長編』卷二四六二、熙寧六年七月己酉。詔、諸路配人罪、除凶惡盜及應配本州・鄰州若沙門島外、少壯者配河州、內應配廣南及去河州千里者、決如法、餘並免決配、及五百人止。

(20) 河州の治所は、今の甘肅省臨夏回族自治州臨夏縣にあつた。この一帯は神宗登極後の積極策により宋朝の版圖となり、熙寧路と命名された。河州の收復が成つたのは熙寧六年八月のことである。詳しくは榎一雄「王韶の熙寧河經略に就いて」(『蒙古學報』一、一九四〇)を参照されたい。

(21) 『長編』卷三三四一一〇、元豐六年三月辛丑。上批、早來擬

奏配軍畫一法內稱、刺充某指揮配軍、恐於上軍稱呼有嫌、可諭修法官改云某指揮雜役。時犯罪法應配流者、其罪輕得免配行、盡以隸禁軍營爲雜役、然禁卒素憚配法、嘗恥言之故也。上於人情至微、無不曲盡。配軍畫一、蓋張誠一等所更定也。凡犯盜流以下皆配本州爲雜役軍、以省禁兵護送、其人與所隸將校相犯、論如奴主相犯律、與營卒相犯、加減凡人一等。原注に「此據神宗史・刑法志增入。(中略)熙寧三年八月二十一日、初議改舊配法、元豐八年九月四日、依舊配行」とある。

(22) 張誠一は開封府(治所は現河南省開封市)の人で、樞密都承旨、客省使をつとめた武臣。父の張耆は眞宗に親しく仕えた名將である。『宋史』卷二九〇。

(23) 『長編』卷三五九一一、元豐八年九月乙未。初神宗以流人離去鄉邑、或疾死於道、而護送禁軍失教習、有往來勞費、故放免犯罪者、加決刺、隨所在配諸軍重役。於是、中丞黃履有言、故令應配者悉配行如舊法、仍委長吏無下所降敕。『宋會要』刑法四一二九は同年十月八日(配法改正の詔)に繋ける(『長編』卷三六〇一一、同年十月己巳條原注を参照)。

(24) 黃履、字は安中、邵武軍(治所は現福建省邵武縣)の人。嘉祐二年(一〇五七)の進士。蔡確・章惇らについた新法黨の人士である。『宋史』卷三八に傳がある。

(25) 『長編』卷三六二一一、元豐八年十二月癸酉。詔、犯盜、刺環於耳後、徒・流以方、杖以圓、三犯杖、移於面、徑不得過

五分。

元祐六年（一〇九二）、刑部が上言した。「沙門島に配隸した者の中で、強盜・殺人をして放火をし、贓額が五萬錢に満ちた者、強姦のため相手を殴り傷つける罪を二度犯し死刑となった者、贓の累計額が二十萬錢となった者、殺人を計畫し實際に相手を死に到らしめた者及び十惡中の死罪を犯した者、蠱毒を造畜してすでに人を殺した者は、他の地方に移し換えない。強盜の一味で人を殺したが最初から共謀していたのではない者、贓額が二十五萬錢に満ちた者は、恩赦に遇えば廣南に移し替えるが、配隸人の定員枠を超えた場合には遠惡地に配隸する。上記以外の罪人が恩赦に遇った時は、荊湖南北路・福建路の諸州に移し替えるが、定員を越えた場合は廣南に配隸する。沙門島に配隸されている期間が五年に満ちていれば、恩赦に遇っても他地方に移し替えてはならぬ者や歸還が許されぬ者のうち、六十歳以上の者は、廣南に移し替える。沙門島に十年間配隸されている者は、一般の罪人の規定に基づき他地方に移し替える。篤疾または七十歳以上の者で、沙門島に三年以上いる者は、郷里に近い州軍に移し替える。罪状からみて移すべき者や老疾の者も同様にする。永久に歸還を許されぬ者は、それぞれ二年を加えて移し替える」のちにまた令を定められた。「沙門島はすでに配隸人の定員を超えているので、瓊州・萬安軍・昌化軍・朱崖軍に移し替えよ」。

紹聖三年（一〇九六）、刑部侍郎の邢恕らが申し上げた。「太祖が

初めて天下を平定された頃は、監督官吏が自ら監督する財物を盗んで贓額が規定に満ちたならば、往々にして死刑となりました。仁宗の初めの頃も、この風はまだ廢れておりませんでした。その後、法の運用がやや緩やかになり、官吏が自盜の罪を犯して、罪が死刑に相當する場合でも、おおむね死刑を減免されることが多くございました。しかし、程度の甚だしい者は入れ墨を施されて島に配隸されたのであり、錢仙芝は館職を帯びており、李希甫は轉運使を歴任しておりましたが、いずれも刑を免れませんでした。近ごろ朝廷の法の運用は益々緩やかになっており、監督に當る胥吏や軍人が法を犯すことがあっても、通例としてそれぞれ死刑を免除され、これにはほぼ違いがありません。どうか、祖宗以來の決まりをお説きあかしになって、およそ自盜の罪を犯し、贓額の合計が多い者については、隨時ご聖斷を下され、内外を肅正なさいますように。詔に、「今後、およそ枉法・自盜の罪を犯し、罪が死刑に相當したり、贓額が多い者については、すべて皇帝に決裁を仰ぐように」。

また、加役流の法が極めて重く、官側に監督・護送の手間がかかり、途中で罪人が逃亡する虞れのあることも問題であった。蘇頌が元豐年間に次のような建言を行なったことがあった。「どうか、いにしえに倣って園土を置かれますように。流罪に處すべき者で裁判の終わった者を集め、剃髮して足かせをし、晝間は勞役に服さしめ、夜間は園土に收容し、滿三年の後に釋放し、一年に満たない時に恩赦に遇った場合は罪を赦さぬようにいたします。釋放した者は本人

の郷里に送還してその行動を監察し、更に三年間罪を犯さなければ、そこで自由の身とさせるのでございます。この時は結局、實行されなかった。崇寧年間（一一〇二—一一〇六）に、はじめて蔡京⁽³¹⁾の請願によって諸州に園土を築かせ、そこに強盜を犯しながら死刑を免除された者を收容し、晝は勞役に服させ、夜は園土に監禁して、罪の輕重に應じてその年限を決めた。園土を出た日に廂軍に入れられ、そこで過ちを犯さなければ、釋放された。二年間行なってみたが、この法は不便であるため廢止された。大觀元年（一一〇七）に再び實施されたが、同四年（一一〇九）にはまた廢止された。

(1) 『長編』卷四六八—六、元祐六年十一月癸卯。刑部言、配沙門島人、強盜親下手、或已殺人放火、計贓及五十貫、因而強姦親屬人折傷兩犯至死、或累贓滿三百貫、贓二百貫以上、謀殺人造意或加功而致死、十惡本罪至死、造畜蠱毒藥已殺人、不移配強盜徒伴殺人元不同謀、贓滿二百貫、遇赦移配廣南、溢額者、即配遠惡處牢城、餘犯遇赦移配荆湖南北・福建路州軍・溢額者、即配廣南牢城、沙門島人遇赦不該移配并遇赦不還而年六十以上、在島五年、移配廣南牢城、在島十年、依餘犯格移配、篤疾或年七十、在島三年以上、移配近鄉州軍牢城、犯狀應移而老疾者同、其永不放還者、各加二年移配。從之。『宋會要』刑法四—三二、元祐六年十一月十九日もほぼ同じ。

(2) 『宋刑統』卷一九、賊盜律。諸故燒人舍屋及積聚之物而盜者、計所燒減價、併贓以強盜論。『同』卷二七、雜律。諸故燒官府

廨舍及私家舍宅若財物者、徒三年、贓滿五匹、流二千里、十匹絞、殺傷人者、以故殺傷論。『條法事類』卷八〇、雜門、燒舍宅財物、雜敕。諸故燒有人居止之室者、絞。無人居止舍宅若積聚財物、依燒私家舍宅財物律（以下略）。

(3) 『宋刑統』卷二六、雜律。諸姦者、徒一年半、有夫者、徒二年、（中略）強者各加一等、折傷者、各加鬪折傷罪一等。『條法事類』卷八〇、雜門、諸色犯姦、雜敕。諸因姦而過失殺傷人者、論如因盜過失律。因強姦者、以故殺傷論。

(4) 前注(1) 所引の『長編』『宋會要』ともにこの部分は「累贓滿三百貫、贓二百貫以上」に作る。刑法志には字句の脫落があると考えべきである。

(5) 『宋刑統』卷一七、賊盜律。諸謀殺人者徒三年、已傷者絞、已殺者斬。

(6) 『宋刑統』卷一、名例律に定められた十惡のうち、死刑となるのは次の通り。①謀反、②謀大逆、③謀叛、④惡逆、⑤不道、⑥大不敬のうち盜御寶、偽造皇帝寶、合和御藥誤不如本方及封題誤、造御膳誤犯食禁、御幸舟船誤不牢固、指斥乘輿情理切害、對捍制使而無人臣之禮、⑦不孝のうち告言祖父母父母、詛詈祖父母父母、⑧不睦のうち謀殺期親尊長、謀殺總麻以上尊長已殺、⑨不義のうち殺本屬府主・刺史・縣令・見受業師、吏卒殺本部五品以上官長、⑩內亂のうち強姦小功以上親折傷、強姦從祖祖母姑・從祖伯叔母姑・從父姉妹・從母・兄弟子妻、姦父祖妾・

伯叔母・姑・姉妹・子孫之婦・兄弟之女。

(7) 蠱毒とは、或る種の蠱などを用いて、祕傳の邪法によって製造する毒であつて、人を害する力があると信ぜられていたもの。造畜とは製造または所持の意である（『譯註』五、四一頁）。

『宋刑統』卷一八、賊盜律。諸造畜蠱毒及教令者絞、（中略）造畜者、雖會赦、并同居家口及教令人、亦流三千里。

(8) 原文「移配」。移は量移、配は配隸の意である。恩赦などによって、最初の配隸地よりも條件のよい地に移し替えられること。

(9) これに完全に當てはまる條文は未詳。參考までに次の史料を掲げておく。『宋刑統』卷二〇、賊盜律。（前略）其共盜、臨時有殺傷者、以強盜論、同行人不知殺傷情者、止依竊盜法。（中略）議曰、謂共行竊盜、不謀強盜、臨時乃有殺傷人者、以強盜論、同行人而不知殺傷情者、止依竊盜法、謂同行先謀竊盜、不知殺傷之情、止依竊盜爲首從、殺傷者依強盜法。

(10) 『長編』『宋會要』ともに「二百貫」に作る。

(11) 「譯注稿（上）」四三〇頁注（25）を參照。

(12) おおよそ現在の湖北省・湖南省にあたる。

(13) 篤疾は、戸令に規定されている身體障害のうち最も重度なものである。「譯注稿（上）」三九三頁注（2）を參照。『條法事類』卷七四、刑獄門、老疾犯罪、戸令。（前略）惡疾・癡狂・二支廢・兩目盲之類爲篤疾。

(14) ここでいう老疾は、特に七十歳以上の老齡者と廢疾以上の身體障害者を指すと考えられる。『條法事類』卷七四、刑獄門に

「老疾犯罪」の項があり、そこに掲げられている戸婚赦・斷獄赦は、老疾により贖罪が認められる場合に生じる問題に関するものである。廢疾とは、戸令所定の身體障害の等級のひとつで、痴癡（智能低き者、おし）、侏儒（こびと）、腰または背の折れた者、手足のうち一本用をなさぬ者等をいう（『譯註』五、一八〇頁）。『宋刑統』卷四、名例律。諸年七十以上十五以下及廢疾、犯流罪以下、收贖。八十以上十歳以下及篤疾、犯叛逆・殺人應死者、上請、盜及傷人者亦收贖、余皆勿論。九十以上七歳以下、雖有死罪、不加刑、即有人教令、坐其教令者、若有贓應備、受贓者備之。

(15) ここでいう「定令」がいつのことなのか、未詳。次に掲げる史料から、かかる措置が實際にとられていたことは確かである。『宋會要』刑法四一三四、政和二年二月十二日。尙書刑部侍郎馬防等奏、契勘昨降指揮、應配沙門島人、爲盜額、權配廣南遠惡處、海南州權配海北、緣遠惡處內、海南住配外、海北新・循等九州、前後配過人數不少、深恐未便、乞除合配沙門島并海南人、依已降朝旨配海北遠惡處外、將其餘應配遠惡處人、權配廣南諸州軍、將來沙門島并海南人配行、即依並依舊。從之。

(16) 瓊州は廣南西路に屬する。現在の海南省瓊山縣に治所があつた。

- (17) 萬安軍は廣南西路に屬する。現在の海南省萬寧縣に治所があった。
- (18) 昌化軍は廣南西路に屬する。現在の海南省儋縣新州鎮附近に治所があった。
- (19) 朱崖軍は廣南西路に屬する。現在の海南省三亞市崖城郷に治所があった。
- (20) 邢恕、字は和敍。『宋史』本傳は、鄭州陽武縣の人とする(卷四七一、姦臣傳)が、これは原武縣(治所は現河南省原陽縣原武郷)の誤り。『金石萃編』卷一三四、零陵縣朝陽巖題名。臨川劉蒙資明、原武邢恕和敍、河東安惇處厚、元祐七年九月二十一日、泛舟渡江、同遊朝陽巖。はじめ崇文館校書となるも、新法批判のため左遷。のち蔡確が宰相となるやこれに附託し、章惇・黃履とともに四凶と呼ばれた。哲宗擁立に功勞ありと妄稱して左遷されたが、紹聖初年、章惇・蔡卞が政柄を執ると復活して刑部侍郎、御史中丞となり、亡き宣仁皇太后の哲宗廢立計畫をでっち上げ、また梁燾・劉摯らを罪に陥れ、族滅にまで追い込んだ。蔡京が宰相になると、西北邊境防衛の任に就いたが、失策續きで退けられ、七十歳で卒した。
- (21) 原文「藝祖」。宋朝の太祖、趙匡胤を指す。『日知錄』卷二四、藝祖を参照。
- (22) 原文「主典」。唐代では長官・通判官・判官に續く四等官の最下のものを指すが、ここではむしろ「監臨主守」とほぼ同義で使われている。
- (23) 監臨主守自盜の罪は『宋刑統』卷一九、賊盜律に規定されている。諸監臨主守自盜及盜所監臨財物者、加凡盜二等、三匹絞。
- (24) 『長編』卷一四七—三、慶曆四年三月癸酉。祠部郎中・集賢校理錢仙芝、貨命決配沙門島、坐知秀州受枉法罪當死、特貸之。
- (25) 李希甫については未詳。この判例は前出の張仲宣の枉法職をめぐる議論の際にも、引き合いに出されている(『宋史』卷三四〇、蘇頌傳)。
- (26) 葉夢得『石林燕語』卷二。前世常患加役法太重、官有監驅之勞、而配隸者有道路奔亡困踣之患、蘇子容元豐中建議、請依舊置園土、取當流者治罪訖、髡首鉗足、晝夜(則の誤り)居作、夜則置之園土、滿三歲而後釋、未滿歲而遇赦者不原、既釋仍送本郷、譏察出入、又三歲不犯、乃聽自如、崇寧中、蔡魯公始行之、人不以為善也。
- (27) 加役流については、『譯注稿(上)』三六〇頁注(5)を参照。折杖法により「脊杖二十、配役三年」に讀み替えられる。
- (28) 『蘇魏公文集』卷一八、請重議加役流法。臣聞曩歲嘗有議者欲復肉刑、將以寬減重辟、而以此法久廢難以猝行、又聞頗患配隸之人轉徙遠方、監驅促迫、經涉寒暑、強者有奔亡之虞、弱者有疲羸之困、思革其弊、宜求厥中、(中略)今欲寬省嚴誅、又憫配隸轉徙之勞、臣愚以謂莫如重議加役流法、取當黥代者依條

斷罪、髡髮鉗足、晝則居作、夜則置之園土、實滿三歲、然後釋之、中間雖逢恩宥、未滿歲則不在原免之限、其初釋放者、仍送所居鄉貫、稽察其出入、又三歲不犯故爲之罪、乃得聽從便、其無鄉貫者、鄰近州縣拘管稽察如前、雖有凶頑之人、而更三歲勞役之苦、且足以懲艾矣、復有鄉保稽察之嚴、又足以戒懼也、如其性凶暴、釋放之後不知悔改、復爲人患、則誅之可也、投之四裔可也、如此措置、不惟省遠道奔亡之患、又足以開其自新之路、化暴惡爲良民、使愚俗知教化、亦省刑止殺之一端也。（以下省略）

(29) 『周禮』地官、比長。若無援無節、則唯園土內之。鄭注。鄉中無援、出鄉無節、過所則問、繫之園土、考辟之也、園土者、獄城也、獄必園者、規主仁、以仁心求其情、古之治獄、閔於出之。現在の刑務所に近いものであらう。

(30) 『宋會要』刑法四一三三、崇寧三年三月十四日。尙書省言、比年強盜累犯、習知案問、皆能巧法求免、或累十犯、猶入生議、又配流者、盡往東南諸路、歲無慮千計、至配所者、則聚爲寇掠、中道亡命者、復暴橫鄉閭爲良民害、今欲倣周官司園土之法、令諸州築園土、以居強盜貸死者、晝則役作、夜則拘之、視罪之輕重、以爲久近之限、許出園土日充軍、無過者、縱釋之。從之。當時、蔡京は左僕射であつた。

(31) 蔡京については、「譯注稿（上）」三五五頁注（3）を参照。

(32) 『宋會要』刑法四一三三。崇寧五年正月十九日。詔罷園土。

(33) 『宋會要』刑法四一三三。大觀元年五月二十八日。通判河陽張疎言、園土之法、乞檢前後所修園土成法、早賜頒降施行。從之。

(34) 『宋會要』刑法四一三四、大觀四年三月二十七日。詔、配園土法、並罷、已配園土之人、具依舊法、候鎖盡日、其園土卽行去拆。

宋室が南方へ移ってからの配隸であるが、『大中祥符編敕』では僅か四十六條しかなかったものが、慶曆年間（一〇四一―一〇四八）には一七〇條に増加し、淳熙年間（一一七四―一一八九）になると五七〇條にまで増えてしまった。これは慶曆年間に較べて四倍の多さである。配隸の法が多くなると、その法を犯す者も日増しに多くなり、入れ墨を施されて配隸された人は至るところに充ち溢れた。

淳熙十一年（一一八四）に、校書郎の羅點が配隸法が非常に重いことを上言し、そこで刑部・大理寺に詔を下して集議させ、その結果を上奏して報告させたが、十四年になってもまだ定論を得ないありさまであった。その後、臣下が次のように建議した。「もし勞役を廢止し、郷里を離れなくてもよいということになれば、惡事をなす者に恵みを与えることとなり、惡を懲らすのに十分ではなくなってしまうでしょう。もし配隸の法をその通りに適用して、入れ墨を施すのを憚らなければ、ひとたび傷ものとなった顔など、誰がまた顧みましようや。荒くれ者は、暴行・脅迫を増してゆくこととなり、

いったん過ちを犯せば、更生する機会がなくなってしまうでしょう。『元豐刑部格』を調べましたところ、編管・配隸人には、量移をしないもの・放還をしないもの・量移をするもの・放還をするものというランクづけがございますし、『政和編配格』にも、情状が重い・やや重い・軽い・やや軽いの四つの等級がございます。舊格に依據して若干訂正を加え、「情状が重い」に入れば、従来通り顔面に入れ墨をし、「不移不放（量移・放還をしない）の格」を用います。その次の「やや重い」であれば、ただこめかみに入れ墨するのみで、「配及十年（十年間配隸する）の格」を用います。その次の「やや軽い」ならば、入れ墨を免除し、「不刺面・役滿放還（顔面に入れ墨せず、勞役の期間が滿了すれば釋放される）の格」を用います。その次の「最も軽い」ならば、勞役に減刑し、別に年限・放免の規定を定めます。もし従犯の者が編管されれば、その者を本城に留め置き、釋放までの期間を短縮するようにします。このようにすれば、現行の法規に抵觸することなく、かつ顔面への入れ墨は専ら情状の凶惡な者にのみ施されて、その他の者が刑罰を受ける場合は皆な顔面を無傷のまま保って、身を惜しむことを知るようになり、自ら更生することができるでしょう。入れ墨の徒を少なくし、惡黨をなくすことは、誠に天下の急務でございます。ただちに關係官廳に詔を下して法を定めさせたが、その後やはり以前の制度のようになってしまった。

嘉泰四年（一一〇四）、臣下が上言した。「思うに、配隸人には二

種類ございます。ひとつは、村びとがその時の勢いで相手を殴って殺傷したり、胥吏が金銭がらみの犯罪を犯して死刑を免れ配隸となつた人々であります。彼らはもし逃亡しても必ずしも大罪を犯すことなどできませんから、徒刑にして本州牢城に配隸して重役に充て、期限が来れば證明書を與えて、また良民となさいますように。いまひとつの、強盜の累犯や人手を集めて密賣を行う私商人、かつて捕り手を殺傷したことのある者については、（その凶惡さは）村民や胥吏の比ではありませんから、すべて駐屯部隊に配隸し、年限を定めて、期限が来れば改めて入れ墨を施して禁軍に入られますように。寧宗はこの言に従われた。

なお配隸の地は、高宗以來、廣南の海外四州^⑩に配したり、淮漢・四川地方に配したりで、度宗の御代に至るまで定まった法がなく、どれもここに記すほどのことではない。

（１）『文獻通考』卷一六八、刑考、徒流、淳熙十四年八月。臣僚言、刺配之法、始於晉天福間、國初加杖用貸死罪、其後科禁浸密、刺配日増、考之祥符編敕、止四十六條、至于慶曆、已一百七十余條、今淳熙配法、凡五百七十條、配法既多、犯者自衆、黥配之人、所至充斥（『皇宋中興兩朝聖政』卷六三——一四もほぼ同じだが、省略部分が若干ある。）

（２）原文「充斥」。充滿すること。『左傳』襄公三十一年。敝邑以刑政之不脩、寇盜充斥。杜注。充滿斥見、言其多。

（３）『皇宋中興兩朝聖政』卷六一——九、淳熙十一年七月。校書郎

羅點言、比年以來、所在流配人甚衆、強盜之獄、每案必有逃卒、積此不已、欲銷逃亡之卒、不可不減刺配之法、望詔有司將見行刺配、情輕者從寬減降、別定居役或編管之令、其應配者、檢會淳熙元年五月指揮、擇其強壯刺充屯駐大軍、庶幾州郡黥配之卒漸少。上曰、近歲配隸稍多、久後當如何。王淮等奏、如難犯死罪猶可從輕、至如劫盜六項指揮之行、爲盜者莫不曉得、將欲爲盜必先虛立爲首之名、殺人濫奸之罪皆歸之、以故爲首者不獲而犯者免死、盜何由死。上曰、可令刑・寺集議奏聞。既而刑部・大理寺奏上、壬寅、進呈。上曰、朕夜來思量配法、難犯死罪、只配本州牢城、犯私茶鹽之類、不必遠配、只刺充本州廂軍、令著役、若是劫盜已經三次、便可致之死、可刑・寺官子細商議奏來(『文獻通考』卷一六八、刑考、徒流、淳熙十一年も參照のこと)。

(4) 羅點、字は春伯、撫州崇仁縣(治所は現江西省崇仁縣)の人。淳熙三年の進士。『奏議』二三卷を残した(『宋史』卷二〇八、藝文志)。『宋史』卷三九三に傳がある。

(5) 前注(1)所引『文獻通考』の續き。近臣僚建議、請改定居役之法、已降指揮看詳。至今未見定論、蓋緣刺配情理稍輕、既欲降居役、則編管乃爲從坐、不應却令徒鄉、輕重不倫、議乃中格、竊謂前後創立配條、不爲無說、若盡用配法、不恤黥刺、則面目一懷、誰復顧藉、強民適長威力、有過無由自新、檢照元豐刑部格、諸編記(配の誤り)人、自有不移・不放及移・放條限、

政和編配格又有情重・稍重・情輕・稍輕四等色目、莫若依做舊格、稍加參訂、將犯配法人、如入情重、則依舊列(刺の誤り)面、用不移不放之格、其次稍重、則止刺額角、用配及十年之格、其次稍輕、則與免黥刺、面(用の誤り)放還之格、其次最輕、則降爲居役、別立年限縱免之格、儼使居役本條、或有從坐編管、則置之本城、減其放限、如此、則於見行條法並無抵牾、且使刺面之法專處情犯凶蠹、而其他偶麗於罪、皆得全其面目、知有顧藉、可以自新、省黥徒、銷姦黨、誠天下之切務、惟陛下留神速、詔有司裁定施行。後迄如舊制。

(6) 原文「威力」。『譯註』六、三〇三―三〇四頁に、この語についての詳細な解説がある。

(7) 『長編』卷三四四―、元豐七年三月乙酉原注に引く「藝文志」。元豐編敕令格式敕書德音申明共八十一卷、元豐七年、崔台符等修。

(8) 政和年間には、敕令格式の編纂が二度行われている。①政和重修敕令格式。『宋會要』刑法四一二六、政和二年十月二日。司空尚書左僕射權門下侍郎何執中等上表、修成敕令格式等一百三十八卷、并看詳四百一十卷、共五百四十八冊、已經節次進呈、依御筆修定、乞降敕命雕印頒行、仍依已降御筆冠以政和重修敕令格式爲名。從之。仍政和三年正月一日頒行。②政和敕令格式。『宋會要』刑法四一二九、政和六年閏正月二十九日。詳定一司敕令王韶奏、修到敕令格式共九百三卷、乞冠以政和爲名、鏤版

頒行。從之。

- (9) 『宋會要』刑法四一六四、嘉泰四年正月二十三日。臣僚言、後世衣食之路日蹙、犯法者既衆、配隸之人、中路多逸、及到配所、州郡憚於贍養、往往故縱不捕、此徒雖幸脫免、而其身毫無所容於天地間、飢寒切身、若非郡(群の誤り)衆販賣私商、卽是聚爲強盜、配隸之人、蓋有二種、其間鄉民一時鬥毆殺傷、及胥吏犯贓貨命流配等人、設使逃逸、未必皆是強勇能爲大過、欲止從徒配本州牢城重役、立爲赦限、限滿給據、復爲良民、至於累犯強劫、及聚衆販賣私商、曾經殺傷捕人之人、皆能跳梁山溪、運動兵仗、非村民胥吏之比、欲並配屯駐軍、立爲年限、限滿改刺從正軍衣糧、此外更有前後逃亡未獲之人、該遇今郊、亦並許出首投充正軍、不惟人有改過之門、而軍伍之中、亦得強壯之助、誠爲利便。從之。

- (10) 海南島(現海南省)にある四つの州軍を指す。

- (11) 淮水上・中流域及び漢水流域地方。當時の淮南西路・京西南路あたりをいう。

- (12) 度宗、諱は禔、南宋第六代の皇帝である。在位は景定五年(一二七四)～咸淳十年(一二七四)。理宗の同母弟の子であったが、理宗が無子であったため皇太子に立てられた。時に北方にはフビライ汗の元朝が成立、急速に南進しつつあったが、國內は前朝以來續く權臣の黨争に明け暮れ、國力は衰亡していった。

(辻 正博)

いったい中央・地方^①から上奏されてくる裁判案件は、刑部、審刑院、大理寺^②が審理に參與し、さらに糾察在京刑獄司^③があつて再検討を行いあうことになっていた。元豐の官制改革が實施されると、審刑院と糾察在京刑獄司は廢止され、その職務は刑部に併歸された。

地方にある獄——未決監^④、以下同じ——は提點刑獄司^⑤がこれを統轄していた。各官廳下の獄としては、開封府では府司の獄と左・右軍巡院の獄があり、在京の諸司では、殿前司・馬軍司・步軍司と四排岸司^⑥の獄があり、各路では三京^⑦の府司と左・右軍巡院の獄があり、諸州軍には州院・軍院と司理院の獄^⑧があり、下は縣に至るまで全て獄が置かれていた。これらの獄には全て高窓があり、飲み水の設備を作り、むしろを敷いてあり、時々沐浴をさせていた。食事は温めたものを出し、寒い折には薪炭や衣物を支給し、暑い盛りには五日に一度枷^{くわ}・杻^きの洗滌^{せんじ}を行つた。州縣においては、擔當官が自ら獄の検査をし、獄がいたんでいれば修理をして牢固ならしめていた。

神宗皇帝^⑨は卽位の初めに詔を下して言われた。「獄は人民の生命に關わっている。このごろ聞くところによると、擔當官廳が毎年全國から上奏されてくる案件を調べてみたところ、獄中での死亡者が多いとのことである。よくよく考えてみるに、獄吏どもが何かにかこつけて惡事を働き、事實調査はいいかげんで、我が民草をいわれなくこうした被害に遭わせているのである。」^⑩『書經』にも「無實の者を殺すよりは、(罪あるものをゆるして)常法を破る方がましだ」と言っているではないか。詳細に法令を作り、すべて諸處の軍巡院

と州の司理院が拘禁している罪人で、一年に獄中で病死する者が二人に及び、五縣以上を統轄する州の場合は一年に死亡者が三人になり、開封府の府司と軍巡院は死亡者が七人になれば、推吏と獄卒は全て杖六十とし、死亡者が一人増えることに罪一等を加えて、最高杖一百とする。典獄官がもし獄での取調べにおいて二度誤りを犯せば、ただちに違制（の失）の罪に當てる。提點刑獄司は年の終わりに死亡者の數を合計して上奏し、中書がこれを檢察し、死亡者が極端に多い場合は、官員・胥吏はすでに處罰を實施済みであっても、さらに黜責を加えなくてはならない。

（1）『通考』卷一六七、元豐元年。國朝舊制、刑部・審刑院・大理寺主斷内外所上刑獄與凡法律之事。又有糾察在京刑獄司以參稽審覆。官制既行、審刑院・糾察司皆省、而歸其職於刑部。四方之獄、非秦讞者、則提點刑獄主焉。官司之有獄者、在開封、則有府司・左右軍巡院、在諸司、則有殿前・馬・步軍司及四排岸、外則三京府司・左右軍巡院、諸州軍院・司理院、下至諸院、皆有之。

（2）刑部、審刑院、大理寺の職掌については「譯注稿（上）」三九〇頁の注（3）参照。

（3）「譯注稿（上）」三八九頁の注（9）参照。

（4）原文「官制既行」。『長編』等北宋末期の史料中にみられる「官制」とは、「官制以前」「官制後」「官制行」「官制之行」のようにな使われ方をする場合、神宗の元豐三年以降實施された所謂元

豐の官制改革を指す。

（5）「獄」とは、現在言う監獄や刑務所とは異なり、容疑者を拘束し、又は死刑囚を刑の實施まで留置しておく、未決監、留置所のことである。宮崎「法制」一九五頁参照。

（6）國都開封府の裁判機構については『宋史』卷一六六「開封府」に次のようにある。其屬有判官・推官四人、日視推鞠、分事以治、而佐其長。……司錄參軍一人、折戸婚之訟、而通書六曹之案牒。……左・右軍巡使・判官各二人、分掌京城爭鬥及推鞠之事。左・右廂公事幹當官四人、掌檢覆推問、凡門訟事輕者聽論決。ここに見える「司錄參軍」が府司府院の獄を掌ったのであり、州の場合で言う錄事參軍の州院の獄に相當する。司錄參軍は所謂曹官のトップで、他の曹官としては功曹・倉曹・戶曹・兵曹・法曹・土曹の六曹參軍が開封府に置かれていた。軍巡院は四京の風火盜賊の取締りと訊問を擔當し、長官は軍巡使で、州の司理院、司理參軍に當る。宮崎「法制」二九五頁の注（15）には「國都開封府には司理院がなくて、その代りに左右軍巡院の獄があった。これと府院の獄と三者が鼎立し、その間に推移が行われた。」とある。鄭壽彭『宋代開封府研究』（一九八〇、臺北）一二七～一二九、六四六～六五三頁、及び『中國歷史大辭典 宋史』（一九八四、上海辭書出版社）一四五頁の「軍巡使」「軍巡院」の項参照。

（7）三衙、つまり殿前都指揮使司、侍衛親軍馬軍都指揮使司、侍

衛親軍歩軍都指揮使司のことで、北宋期の正規軍である禁軍を統轄する。『宋史』卷一六六「殿前司」には「凡軍事皆行以法、而治其獄訟、若情不中法、則稟奏聽旨。……軍兵有獄訟、則以法鞠治」と、軍中での裁判のことが見え、『宋會要』刑法四一八六（獄空）紹聖二年正月二十八日に「（殿前司）前副都指揮使保康軍節度使苗授言、殿前司獄空、詔賜銀絹有差」とあり、同五一四〇（省獄附）乾道二年六月に「中書門下省言、邇來淫雨爲沴、竊慮、刑獄淹延、雖委官決遣、尙恐未盡。詔、大理寺・臨安府并三衙及浙西州縣見禁罪人、在內委刑部・御史臺官、在外州委守臣、縣委通判、躬親就獄引問、……」とあることから、三衙が管轄する獄が存在したことがわかる。

(8) 『宋史』卷一六五「司農寺」に「排岸司四、掌水運綱船輸納雇直之事」とあり、『宋會要』職官二六一二八「四排岸司」の冒頭に「東司、在廣濟坊、掌汴河東運江淮等路綱船輸納、及槽運至京師、分定諸倉交卸、領廣濟・裝卸役卒五指揮、以備卸綱牽駕、以京朝官二人勾當。西司、在順城坊、領汴河上鑣、以京朝官一人勾當、裝卸指揮五伯二人。南司、在建寧坊、領惠民河・蔡河、以京朝官一人勾當、廣濟兩指揮一千人爲額。北司、在崇慶坊、建隆三年置、領廣濟河、以京朝官一人勾當、廣濟一十五指揮、元額七千五百人、並在曹・鄆・濟等州并廣濟軍住營、每年春初、准催綱司差配上綱執役」とあり、四排岸司の所在地と職掌、管下の役卒指揮数がわかる。北宋期、汴河・惠民河・蔡

河・廣濟河から開封に綱運されてくる物資の受け取り、積み卸し、諸倉への搬入等を擔當した。四排岸司に獄が置かれていたことは、『宋會要』刑法六一五二咸平五年八月二十七日（禁囚）に「詔、四排岸司繫囚、無親屬者、量給薪米、仍速裁斷」とあることからわかり、『注釋（續）』一二四頁の注（6）では「在綱運過程中、如有阻碍裝卸或盜竊貨物、都由排岸司處理、因各設獄、拘禁人犯」とする。

(9) 三京とは、首都の東京開封府を除いた、西京河南府——現在の河南省洛陽市——、南京應天府——現在の河南省商丘市——、北京大名府——現在の河北省大名縣——を指す。『宋史』卷一六六「河南應天府」には曹官のトップとして「司錄（參軍）」の名が擧がっており、又「尹以下掌同開封府、……使院牙職・左右軍巡・同開封、……」とあることから、三京においても開封府と同様に司錄參軍・左右軍巡院が置かれ、それぞれ獄を持っていたと思われる。

(10) 州の獄については宮崎「法制」一九七頁に詳細に述べてある。それによれば、州には二つ又は四つの獄が置かれており、錄事參軍が掌る「州院の獄」、司理參軍の掌る「司理院の獄」——大州で左・右司理參軍が置かれる場合は獄も二つ——、判官・推官が掌る「當直司の獄」がそれぞれあり、前二者は五代以來併立していたものであり、「當直司の獄」は宋代になって便宜的に設置されたものであった。そして一つの州に複数の獄が並置

されたのは、事實審理、罪狀に疑義がある場合に、獄を移して再審理を行うためであった。ここに見える原文「諸州軍院」は、「諸州の軍院」ではなく、「諸州軍の院」と解した。

(11) 以下の文は典據は未詳であるが、關連史料はいくつか見い出せる。『長編』卷四四三・二、元祐五年六月己未。先是、給事中范祖禹言、臣近準中書省錄黃節文、尙書有檢準元祐敕。獄暑月五日一次、湯刷枷杻。其罪人以時沐浴。奉聖旨、令刑部遍下諸路・開封府界、今後每歲暑月、依上條施行者。『宋會要』刑法六一五六（禁囚）熙寧元年十月二日。詔、諸處禁繫罪人、慮冬寒有失、存恤。在京刑獄司及諸道委當職官吏、應繫人獄房常給柴炭、務令溫煖、製造衲襖袴并衲襪手衣、權給與闕少衣服罪人、及所供飯食、無容司獄作弊、使囚人凍餒以致疾患。仍委長吏逐時提舉。その他『作邑自箴』卷二には「牢獄牆壁門窗、常切周視、務要牢壯」、「禁囚、令冬暖夏涼時與洗浴、自少疾病。冬月臨上匣時、人與熱熟水一盃、夏月旋汲水與喫」とあり、同卷四には「刷湯枷杻、置曆輪差節級監管、務要潔淨」、「獄中常要潔淨。薦席之類、一一整齊、匣前置小牀子、搭起罪人脚跟、令通氣脈、遂無瘡腫」とあり、同卷五には、「倉庫・牢獄主典、不輟照管、稍有損動、火急乞修整……」とある。『畫簾緒論』治獄篇第七には「今在在州縣獄、多有頽牆敗壁不甚完固者、固當亟加整葺。……牆之上必加以茨、壁之內必來以板、每五日一次、躬自巡行相視、有不完處、隨加修補」、「春夏天氣蒸鬱、須

與疎其牕櫺、蠲其穢汗、使不至卑濕輿滯致與疫癘。如稍向寒、便當糊飾戶牕、支給綿炭、使各得溫暖和適、可免疾患」と見える。

(12) 『宋會要』刑法六一五六（禁囚）治平四年十二月二十二日。（神宗已卽位、未改元。詔、夫獄者、民命之所繫也。比聞、有司歲考天下之奏、而瘦死者甚多。竊懼乎、獄吏與奉法者旁緣爲姦、檢視或有不明、使吾元元橫罹其害、良可憫焉。其具爲令、應今後諸處軍巡・州司理院所禁罪人、一歲內在獄病死及兩人者、推司・獄子並從杖六十科斷、再增一名加罪一等、至杖一百止。如係五縣以上（上？）軍・州、每院歲死及三人、開封府司・軍巡歲及七人、即依上項死兩人法科罪、加等亦如之。典獄之官、如推獄經兩犯、即坐本官、仍從違制失。其縣獄亦依上條。若三萬戶以上、即以五縣以上州軍條。其有司若不依條貫者、自依本法。仍仰開封府及諸路提點刑獄、每歲終會聚死者之數以聞、委中書門下點檢、或死者過多、官吏雖不科斷、更加點責。『通考』卷一六七、治平四年十二月にはこれを簡略化した記事が載せてある。（時神宗已卽位）令應諸州軍巡・司理院所禁罪人、一歲在獄病死及二人者、推吏・獄卒皆杖六十、增一人者加一等、罪止杖一百。如五縣以上州、歲死三人、開封府司・軍巡、歲死十人、如死二人法、加等亦如之。典獄之官、如推獄經兩犯、即坐仍從違制。大縣三萬戶以上、依五縣以上州法。提點刑獄司終歲會死者之數以聞、委中書檢察、或死者過多、官吏雖已行罰、當更點

責。

(13) 原文「獄吏並縁爲姦」。前注(12)の『宋會要』刑法六一五六では「獄吏與奉法者旁縁爲姦」とする。『宋會要』に従えば譯文「何かにかこつけて」は「ぐるになって」とすべきかも知れない。

(14) 『書經』大禹謨。與其殺不辜、寧失不經、好生之德、洽于民必。

(15) 原文「諸州軍巡司院」。前注(12)の『宋會要』には「諸處軍巡・州司理院」とあり、『通考』には「諸州軍巡・司理院」とある。軍巡院が置かれたのは開封府や河南府等の陪京であり、一般の州には置かれていなかったので、『宋會要』の記事によって譯出した。

(16) 推吏は、州では州院・司理院、開封府等では府院・軍巡院等の推鞠(訊問、事實調査)を行う獄擔當の胥吏、獄卒は獄子とも言われ牢獄を管理する役人である。

(17) 典獄官とは司錄參軍・軍巡使・錄事參軍・司理參軍等の獄を掌り、推吏・獄卒を指揮し推鞠に當る官員を指すと考えられる。

(18) 原文「從違制」。前注(12)の『宋會要』では「從違制失」とある。「失」とは、行政上の裁定ないし監督においてあやまちを犯し不覺をとることを言うときに用いる語。『譯注稿(上)』四二六頁の注(17)参照。

(19) 原文「官吏雖已行罰」。前注(12)の『宋會要』では「官吏

雖不科斷」とするが、以下の文に「當更黜責」、「更加點責」とあることから原文通りでなくてはならない。

しばらくして再び詔を下し、「誤って人を死罪にしてしまい、すでに刑を執行してしまうことが三人に上れば、正官(首罪の官員)は除名^③して編管とし、これに次ぐ官(第二従の官員)は除名とし、さらに次ぐ官(第三従の官員)は免官^⑦して勒停とし、胥吏は千里に配隸する。二人以下の場合、以上の規定になぞらえ、差をつけて罪に當てる。赦・降や去官を理由に罪を許すことはしない。未だ刑の執行をしていない場合であれば、それぞれなぞらえて罪一等を減じ、赦・降・去官であればさらに一等減ずる。審刑院と刑部の詳議官・詳斷官に、年の終わりに、かつて誤って人を徒罪にしてしまうこと五人以上に達するものを書き出させ、京朝官は磨勘の年を展^⑬ばし、幕職・州縣官は考を展^⑭ばし、或いは任期がきても差遣ポストを指射するの^⑮に與^⑯からしめず、或いは現在の差遣を罷めさせ、さらにただちに給與の停止を行う」とされた。これは以前の法が整っていなかったため、この詔を出したのである。又かつて次のような詔を下した。「官廳が誤って人を罪に當ててしまい、その罪人がまさに原免さるべき場合でも、官廳の罪はなおやはり規定通り(失人罪で)裁く。もし誤って人を罪から逃れさせ、徒罪に當てるべきところを杖罪にしてしまい、その罪人がまさに原免さるべきような場合には、官廳はそこではじめて『罪人に因りて以て罪を致すの律』を

適用されることができる」。

(1) 『宋會要』刑法四十七五（斷獄）熙寧二年十二月十一日。詔、今後失入死罪、已決三名、爲首者、手分刺配千里外牢城、命官除名編管、第二從除名、（第三・）第四從追官勒停。二名、爲首者、手分遠惡處編管、命官除名、第二從追官勒停、第三・第四從勒停。一名、爲首者、手分千里外編管、命官追官勒停、第二從勒停、第三・第四從衝替。以上赦降・去官不免。後合磨勘酬獎轉官、取旨。未決者、比數遞減一等。內使相・宣徽使・前兩府、取旨、大卿監・閣門使以上、以類上條、降官降官落職マヤ分司或移差遣。其武臣知州軍、自來不習刑名者、取旨施行。「（第三・）」は筆者が補った。『條法事類』卷一〇、職制門「同職犯罪」の斷獄赦には参考となるものが残されている。諸、官司火（失？）入死罪、壹名、爲首者、當職官勒停、吏人厩里編管、第貳從、當職官衝替、事理重吏人伍伯里編管、第參從、當職官衝替、事理稍重吏人鄰州編管、第肆從、當職官差替、吏人勒停。貳人各遞加壹等（謂如第四從、依第三從類）、爲首者、當職官追壹追勒停、吏人貳厩里編管。三人又遞加一等、爲首者、當職官追貳追勒停、吏人配千里（以上雖非一案、皆通計）。並不以去官・赦・降原減。未決者、各遞減一等（謂第三從、依第四從、第四從三人、依二人之類）、會赦恩去官者、人（又？）遞減一等（以上本罪仍依律。其去官・會恩者、本罪自依原減法）。則事涉疑慮、若係強盜及殺人正犯、各應配、或中散大夫以上及武官犯

者、並奏裁。

(2) 正官とは『律例定本明律國字解』（荻生徂徠著、内田智雄・日原利國校訂、一九六六、創文社）には、「長官」と「佐貳官」の總稱で、明では州・縣の場合、知州・知縣と同知・判官・縣丞・主簿を指す例（四〇頁）と封贈官に對する本来の官員という意味で用いられる例（五九頁）が挙げられている。又『條法事類』には、添差官、權攝官と對比される概念として正官が使われている（卷六、「差出」職制勅、同職制令、卷七、「巡尉出巡」職制令、卷三、「理缺」廐庫敕）。ところで、刑法志の本條の詔は官・吏の公罪における連坐についての規定であり、『宋刑統』卷五、名例、同職犯公坐の條を踏まえたものと考えられる。そこには次のようにある。諸同職犯公坐者、長官爲一等、通判官爲一等、判官爲一等、主典爲一等、各以所由爲首。……議曰、……假如大理寺斷事有違、即大卿是長官、少卿及正是通判官、丞是判官、府・史是主典、是爲四等。各以所由爲首者、若主典檢請有失、即典爲首、丞爲第二從、少卿・二正爲第三從、大卿爲第四從、即主簿・錄事亦爲第四從。若由丞判斷有失、以丞爲首、少卿・二正爲第二從、大卿爲第三從、典爲第四從、主簿・錄事當同第四從。各官廳の官吏を「長官」「通判官」「判官」「主典」の四つの範疇に分類し、「主典↓判官↓通判官↓長官（↓主典↓）」という公罪の首・從適用のサイクルのどの段階で失錯が生ずるかによって、首罪・第二從・第三從・第四從がい

かに決められるかについての規定が見えている。そして前注

(1) の『宋會要』・『條法事類』の分類は、「爲首者命官」あるいは「爲首者當職官」と「第二從」・「第三從」・「第四從」、「爲首者手分」あるいは「爲首者吏人」となっており、ここに見える「命官」「當職官」は、先にあげた「正官」＝「長官＋佐貳官」とするような、特定の職事官を指すものではないことは明らかである。『宋刑統』に見えるものを基本原則として念頭におきつつ、『宋會要』・『條法事類』の規定を勘案すれば、刑法志本文の「正官」とは、或る官廳で公罪が生じた場合の「爲首者」即ち首罪の官員を指すと考えられ、その「正官」＝官員が長官、佐貳官あるいは通判官、判官等のいずれであるかは、官廳の事務のどの段階で失錯が生じたかによって決まることとなるのである。そうすると、「正官」に對比される範疇として、「正官」に續いて挙げられている「これに次ぐ官」・「さらに次ぐ官」——原文「貳者」・「次貳者」——とは、「第二從」・「第三從」の官員を指すことになる。

(3) 除名とは、官・爵すべてを剝奪して庶人の身分に落とすこと。

「譯注稿(上)」四二九頁の注(14) 参照。

(4) 編管とは、遠隔地に押送して、その地で自主的に生計をたてさせながら、地方官廳の監察下におくこと。「譯注稿(上)」四〇〇頁の注(6) 参照。

(5) 原文「貳者」。前注(2) 参照。

(6) 原文「次貳者」。前注(2) 参照。

(7) 免官とは、除名が出身以來の官・爵全てを剝奪されて庶人に落され、六載後でないと再敘任が許されないのに對し、官——職事官・散官・衛官・勳官——のみ剝奪されることで、三年後に先の品階から二等下げて敘任される。『宋刑統』卷二、名例律、以官當徒除名免官免所居官の條參照。

(8) 勒停については、『中國歷史大辭典 宋史』は四二一頁で「又稱『停任』。對犯罪官員的一種處分、即勒令停職」と解説する。官・爵の剝奪を行わず、現在任じている差遣ポストの職務停止處分を受けることか。

(9) 配隸とは、配軍・配流とも言い、地方の雜役軍である廂軍へ編入されること。「譯注稿(上)」三九二頁の注(6) 及び四〇〇頁の注(6) 参照。

(10) 赦も降もともに恩赦のことであり、赦は完全な赦免、降は減刑を與える。「譯注稿(上)」三九九頁の注(5) 参照。

(11) これ以下は、本刑法志では前注(1) であげた熙寧二年の詔の中に入れられてしまっているが、全く別の詔である。『長編』卷三〇二一六、元豐三年正月戊子。詔、審刑院・刑部斷議官、自今歲終具嘗失人徒・流罪五人以上、或失人死罪者、取旨連簽者二人當一人、京朝官展磨勘年、幕職・州縣官展考、或不與任滿指射差遣、或罷、本年斷絕支賜、去官不免。先是、熙寧十年、嘗詔、歲終比較取旨、而法未備故也。

(12) 原文「審刑院・刑部斷議官」。ここに見える「斷議官」とは、

詳斷官と詳議官の總稱と考えられる。詳議官は審刑院の屬官で問題ないが、詳斷官は大理寺の屬官であり、刑部のそれは詳覆官と言った。ただし『宋史』卷一六三「刑部」には「（熙寧）八年、……仍減議官一・斷官一。元豐二年、……（審刑院一著者）増詳議官一、刑部増詳斷官一。三年八月、詔、省審刑院歸刑部。以知院官判刑部、掌詳議・詳覆司事、刑部主判官爲同判刑部、掌詳斷司事、……」とあることからすれば、熙寧・元豐年間ごろには刑部にも詳斷官が居たことは明らかである。

(13) 前頁注（11）の『長編』の記事では「失入徒・流罪五人以上」とする。

(14) 京朝官は京官と朝官の總稱。「譯注稿（上）」三七四頁の注（10）参照。

(15) 原文「展磨勘年」。磨勘とは、銓選に關連して使われる場合は、官員の勤務評定の際の書類審査のことで、考課及び選人改官や京朝官が寄祿官階を遷る時など、官員の位階昇進の節目節目で行われる。そして「磨勘年を展ずる」とは、官員の昇進に關わる審査を一年或いは二年・三年と遅らせる罰則措置のことである。梅原『研究』二九〇三〇頁參照。

(16) 幕職官とは、州の知州・通判の下の各種の推官・判官や節度掌書記のことであり、州縣官とは、州の錄事參軍・司理參軍等の曹官と縣令・縣丞・主簿・縣尉と言った縣官を指す。幕職・

州縣官には京官が任用されることもあったが、主としてこうしたポストには選人が最も多く任用された。梅原『研究』一一一・一三頁參照。

(17) 原文「展考」。宋代では官員の差遣（職事官）ポスト一任の任期は、ポストによって二年・三十ヶ月・三年というように一定しないが、二任或いは數任の單位期間を勤めあげると、次の昇任の基準資格を得ることになる。そしてこの一任期中、一年ごとに勤務成績が考査され、この一年ごとの査定を「考」と言い、考と任の數の組み合わせによって昇進がきまて行く。

「考を展ずる」とは、ある差遣ポスト一任において決まっている考の數を増やす、又は一年一考と決まっている査定を遅らせることと思われる。考については梅原『研究』二六頁參照。

(18) 原文「不與任滿指射差遣」。官員が一ポストの一任期を終えることを「任滿」と言い、これら官員が自分の希望する次のポストを選定することが「指射差遣」である。

(19) 『長編』卷二六三・二八、熙寧八年閏四月癸丑。大理寺言、洪州斷百姓周汝熊、應坐徒而決杖、汝熊餘罪會恩免、官吏失出徒罪、當劾。中書堂後（官？）劉資駁議、以謂、律因罪人以致罪、罪人遇恩者、準罪人原法。議曰、因罪人致罪、謂保證不實之類、供州官吏、因推罪人以致失出之罪、自合從原。緣法寺斷例、官司出入人罪、不用因罪人以致罪之法。乞、自今官司失出許用此法。審刑院・大理寺以謂、失入人罪、卽是官司誤致罪於

人、難用囚罪人致罪之法、其失出人罪、宜如衮議。從之。ここに
に見えている、供州が周汝熊の罪を失出した件に關しての、劉
衮の意見とそれに對する審刑院・大理寺の見解に基づく最終的
結論の要點のみを記したのが、刑法志の文である。

(20) 原文「囚罪人以致罪之律」。『宋刑統』卷五、名例律、犯罪已
發未發自首の條に「即囚罪人以致罪、而罪人自死者、聽減本罪
二等。若罪人自首及遇恩原減者、亦准罪人原減法」とあり、又
「議曰、囚罪人以致罪、謂藏匿罪人或過致資給及保證不實之類。
今罪人、非被刑戮、而自死者、又聽減罪二等」、「議曰、謂囚罪
人以得罪、罪人於後自首及遇恩原減者、或得全原、或減一等・
二等之類、一依罪人全原減降之類」とあるのが、この律と、そ
れについての解説である。即ち、罪人をかくまったり、手助け
をしたり、保證がいかげんであることによって罪を得た場合、
その罪人が自首したり、恩赦に遇って、放免又は減刑となつた
ならば、「囚罪人以致罪」の人も同様に放免又は減刑のあつか
いとなる、というものである。

神宗皇帝は國初に大理寺の獄を廢したことを正しくないとお考え
になり、元豐元年（一〇七八）に詔を下された。「大理寺に獄があ
るといふのは由來の古いものである。現在では、京師みやこの官員が摘發
して取り調べをする場合には、全て開封府の諸獄しよこにつないでおり、
こうした囚人が多數に上るので、處を隔てて訊問することが出來ず、

又夏の暑い盛りには疫病が発生するものであり、それに傳染して獄
中で死亡することも起る。或いは裁判官の所見が異なり、一年経っ
ても判決がおりない。朕ははなはだこれをうれうものである。大
理寺の獄を復置し、卿一人・少卿二人・丞四人を置いて、専ら推鞠
に當らせることとし、又檢法官二人・主簿一人を置く。すべて三司
と諸寺・諸監の胥吏が杖罪・笞罪を犯してそれ以上取り調べる必要
がない者については、ただちに刑を執行することを許し、その他の
者については皆大理寺の獄に送ることとする。そのうちまさに上奏
すべき案件は、すべて刑部・審刑院に再審理を行わせ、あらゆる全
國から上奏されてくる案件もやはり刑部・審刑院に送ることとする。
五年（一〇八二）、大理寺少卿に命じて左斷刑と右治獄をそれぞ
れ擔當させた。左斷刑では、大理評事と檢法官が詳斷を行い、大理
寺丞がそれを評議し、大理寺正がそれを審査する。右治獄では、大
理寺丞は専ら推鞠を擔當し、大理寺主簿は裁判書類の檢討が職掌で
あった。（二人の）大理寺少卿がこうした職務を分擔して管轄して
おり、大理寺卿が總領したのである。六年（一〇八三）、刑部が次
のように述べた。「もとのやり方では、詳斷官が裁判案件を分擔し
て斷じ終われば、主判官がこの原案を檢討し改正を加え、詳議官に
送って再審議を行い、誤りや問題點があれば檢討文の末尾に記して
おき、詳斷官に送り返して改正し、主判官が審査してから、判決が
出來上るといふ手順になっていた。詳議官が大理寺に併歸されて大
理寺評事・司直となり、詳議官が大理寺丞となるに及んで、各官が

検討した判決案は長官・次官^②の手を経ることがなくなり、差誤が多く生じております」。そこで制度を定め、大理寺評事・司直から人を分けて大理寺正とともに斷司とし、大理寺丞と長官・次官を合わせて議司として、およそ裁判案件を斷ずる場合には、大理寺正が先ずその當否を詳らかにし、結論が定まれば署名・捺印して年月日を記した上で、議司に送って再審議を行い、訂正すべき點があれば具さにその議論を記し、長官・次官が更に検討を加え、そうした上で判決文が完成すれば書きつけて奏上することとなった。

（１）『長編』卷二九五—八、元豐元年十月戊午。以權知審刑院・度支郎中崔台符爲右諫議大夫・大理卿、屯田郎中・直史館・權發遣江淮等路發運副使喬周輔、太常博士・權判都水監楊汲爲少卿、丞及檢法官、令舉官以聞。先是、上以國初廢大理獄非是（要見國初廢大理獄事因）、以問孫洙、洙對合旨。於是、中書言奉詔、開封府司・左右軍巡院刑獄、皆本府公事、而三司・諸寺・監等凡有繫繫、並送三院、繫囚猥多、難以隔訊。又盛夏疾氣熏染、多致死亡。官司各執所見、吏屬苦於諮稟、因緣留滯、動涉歲時、深爲未便。參稽故事、宜屬理官、今請、復置大理獄、應三司及寺・監等公事、除本司公人杖・笞罪非追究者隨處裁決、余並送大理獄結斷。其應奏者并天下奏案、並令刑部・審刑院詳斷。大理寺置卿一人・少卿二人・丞四人、專主推鞠、檢法官二人、餘悉罷。應合行事、委本寺詳具以聞。從之。……『宋會要』職官二四一六（大理寺）元豐元年十二月十八日、『宋史』

卷一六五「大理寺」、『通考』卷一六七、元豐元年にも同様の記事が見える。

（２）原文「開封諸獄」。前注（１）の『長編』に見えているように、府司及び左・右軍巡院の獄を指す。

（３）原文「隔訊」。『州縣提綱』卷三「事須隔問」には、「……獄事須分處隔問、無令相通。衆說皆倖、始得其眞、如有矛盾、必反覆窮詰。若附之於吏、聚干連人於一處、而泛然問之、則隨是非衆口一律、不至誤入、必至誤出矣」とあり參考となる。容疑者・證人等の取り調べの際に、これらの者達を一つ處に集めておくと、互いに口裏を合わせるようなことをし、眞實の自白・證言が取りにくいことから、場所をきちんと別け隔てて訊問することを隔問と言ひ、「隔訊」もこれと同義の語であらう。

（４）三司は元豐の官制改革以前における、宋朝の中央經濟官廳。『譯注稿（上）』三九五頁の注（８）參照。諸寺・諸監とは、大理寺・司農寺・大府寺等の九寺と、國子監・將作監・軍器監等の五監のこと。

（５）應奏とは、一度死刑と判決を下したが、刑名に疑慮があり、情狀酌量すべきもの等で、今一度天子の奏裁を請うことになっている案件を言う。「譯注稿（上）」三八二頁の注（２）參照。

（６）原文「應天下奏按亦上之」。前注（１）の『長編』に「其應奏者并天下奏案、並令刑部・審刑院詳斷」とあることから、本文のように「刑部・審刑院に送る」を補って譯出した。

(7) 以下の一條は典據が未詳であり、「五年」という繫年も正し
いかどうかはわからないが、關連する記事はある。『宋史』卷
一六五「大理寺」に「元豐官制行、置卿一人・少卿二人・正二
人・推丞四人・斷丞六人・司直六人・評事十有一人・主簿一人。
卿掌折獄・詳刑・鞠讞之事。凡職務分左・右、天下奏劾命官・
將校及大辟囚以下以疑請讞者、隸左斷刑、則司直・評事詳斷、
丞在京百司事當推治、或特旨委勅及係官之物應追究者、隸右治
獄、則丞專推鞠。蓋少卿分領其事、而卿總焉」とあり、『通考』
卷一六七、元豐元年の注に「時官制既行、斷讞還大理。於是、
左斷刑・右治獄以分寺事。斷刑、則評事・檢法詳斷、丞議、正
審。治獄、則丞專推劾、主簿掌案籍。少卿分領其事、而卿總焉」
とあり、刑法志本文よりやや詳しく大理寺の官制・職掌につい
て述べている。

(8) 左斷刑と右治獄。元豐の官制改革後、大理寺は左斷刑・右治
獄という二つの部局に分かれて業務に當り、二人居る少卿がそ
れぞれ左斷刑と右治獄を統轄した。左斷刑は、全國から奏上さ
れる文武官員の彈劾案件や死刑案件で請讞されるものの再審理
を行い、右治獄は、京師の諸官廳の裁判案件の事實調査や特旨・
翻異・稱寃による別推の案件などを擔當した。

(9) 『長編』卷三三四一一、元豐六年三月辛巳。刑部言、舊刑官
詳斷官分公案、斷訖、主管論議・改正・注日、方過詳議官覆議、
有差失問難、並於檢尾批書、送斷官具記改正、上主判官審定、

然後判成錄奏。自三司並歸大理、斷官爲評事。司直、議官爲丞、
所斷案草不由長貳、日者、斷案類多差忒。欲乞、分評事・司直
與正爲斷司、丞與長貳爲議司、並斷公案、先上正看詳當否、論
難・改正・簽印・注日、然後過議司覆議、如有批難、具記改正、
長貳更加審定、然後判成錄奏。從之。『宋會要』職官一五一
二(刑部) 元豐六年三月六日。尙書刑部言、舊刑部詳斷官公案
斷訖、主管論議・改正・注日、方過詳議官覆議、有差失問難、
並於檢尾批書、送斷官具記改正、上主判官審定、然後判成錄奏。
自三司並歸大理、斷官爲評事・司直、議官爲丞、所斷案草不由
長貳、日者、斷案類多差忒。欲乞、分評事・司直、與正爲斷司、
丞與長貳爲議司、並斷公案、先上正看詳當否、論難・改正・簽
印・注日、然後過議司覆議、如有批難、具記改正、長貳更加審
定、然後判成錄奏。從之。

(10) 注(9)の『長編』には「刑官詳斷官」とあり、『宋會要』
にも「刑部詳斷官」とある。刑部に詳斷官が置かれていたこと
については七六頁の注(12) 参照。

(11) 主判官とは、刑部の場合長官である刑部尙書、當時の判尙書
刑部を指すと思われる。『宋史』卷一六三「刑部」に「(元豐)
三年八月、詔、省審刑院歸刑部、以知院判官判刑部、掌詳議・
詳覆司事、刑部主判官爲同判刑部、掌詳斷司事、審刑議官爲刑
部詳議官」とあるのが参考となる。

(12) 原文「檢尾」の「檢」とは判決原案の所見書の類か。『注釋

（續）一二九頁の注（18）では「檢尾——檢閱文稿的後面」とする。

（13）原文「自詳斷官歸大理爲評事・司直、議官爲丞」。注（9）の『長編』『宋會要』はともに「自_二司直歸大理、斷官爲評事・司直、議官爲丞」と記す。この文の意味するところは、刑法志本文前段「五年」の左斷刑の職務を説明している部分に對應しているように思われる。大理寺の左斷刑の部局が大理寺少卿の管轄下に本格的に機能し始めることにより、刑部の詳斷官・詳議官が大理寺左斷刑に業務を移換させられることになったということを言っているのか、今は判斷を保留しておく。

（14）原文「長貳」。大理寺では長官は大理寺卿、次官は大理寺少卿である。注（7）の『宋史』の記事参照。

元祐の初め三省が述べた。「かつて糾察司を置いたことがありましたが、これは誤りや怠慢を摘發し、そのことによって裁判をつつしき重んじようとしたためでした。糾察司を罷めて刑部に併歸してからは、糾察の制度というものが無くなってしまっており、糾察の職務を御史臺の刑察に委ねて兼任させ、御史臺の獄については尙書省の右司に糾察させることとするよう申し上げます」。

三年（一〇八八）、大理寺の獄を廢止した。當初、大理寺に獄を置いたのは、もともと獄に繋がれている囚人に對する取り調べが滞っていたため、司法業務に體統有らしめんとしたがためからであった。

しかるに大理寺卿の崔台符^⑨らは皇帝陛下のありがたい御心を承奉することができず、士大夫もしくは命婦^⑩であっても、獄での取り調べ中の罪人の言辭において少しでもこれに言及することがあれば、容易にすぐさまひっ捕えて獄に繋いでおり、すべて（皇城司の）密偵^⑪からの偵察報告があれば、ただちに獄に繋ぎ、むりやり犯罪事實をでっち上げ、無實の罪を認めさせないことは無いという有様であった。そこで台符らは全員罪を得ることとなり、大理寺の獄も廢止されたのである。

八年（一〇九三）、中書省が次のような意見を述べた。^⑬「先年、全國に詔を下して、年の終りに獄中で死亡した囚人の數を書き出させました。ところが諸路が上奏してきたものには、結局獄に繋がれている者二〇人に對し死亡した者が一人の割合の場合は書いておりません。これだと、年に獄に繋がれている者二〇〇人であれば十人が獄中で死亡するのを認めてしまうことになり、おそらくは州縣では裁判に取り組む姿勢に弛みが出ることとなり、はなはだ陛下が獄囚を恤^{あわれ}まれる意圖にそぐいません」。刑部に詔を下し、今後は勝手に獄に繋がれている者の人數（に對する死亡者の數）によって分別してはならない、とした。紹聖二年（一〇九五）、戸部は、三司の舊制にならって推勘檢法官^⑭を置き、あらゆる京師の諸官廳の財務に關連してまさに取り調べを行うべき者については、杖罪以下であればただちに判決を下して刑の執行をさせた。

（紹聖）三年（一〇九六）、再び大理寺の右治獄を置き、官員數

は元豐の時と同じとした上で、なお司直一名を増置した。大理卿の路昌衡⁽¹⁸⁾が次のように請うた。「大理寺丞を分けて左・右推となし、もし繡異⁽¹⁹⁾する者があったなら、左推から右推へと換推⁽²⁰⁾することとし、更に再び繡異したなら、官員が審問する或いは御史臺が取り調べる」とし、開封府の獄との間で勘鞫をやり直したり、現場地域における探索調査をすることは許さない。互に相方があだをさしはさむような事態を改めんことを願うてのこととあります。徒以上の罪は御史臺に移し、官員の逮捕をする場合は、いちいち規定に従って行うこと。もし探索調査がいかげんな者、私情で請託を行う者は、全て身柄を拘束して奏上する」。

(1) 『長編』卷三七七—三、元祐元年五月戊午。三省言、舊置糾察在京刑獄司、蓋欲他司總領、察其違慢、所以謹重獄事。向罷歸刑部、無復申明糾察之制。請、以異時糾察職事、悉委御史臺糾察兼領、刑部毋得干預。其御史臺・刑部獄、令尙書省右司糾察。從之。

(2) 元祐元年(一〇八六)を指す。注(1)参照。
(3) 三省とは、門下省・中書省・尙書省のこと。宋初において三省の官名は寄祿官階を示すのみとなり、三省の職務は形骸化して、判中書省事・判門下省事・權判尙書都省事各一名が殘務處理役として居たにすぎなかった。これが元豐の官制改革以後になると、形式的には唐制の三省六部ではあるものの、實際上は三省が合體してしまい、尙書左僕射が門下を兼ね、尙書右僕射

が中書を兼ねるというように、門下と中書が尙書に合併されたものとなる。宮崎市定「宋代官制序説——宋史職官志をいかに讀むべきか——」(佐伯富『宋史職官志索引』東洋史研究会、一九六三、所收)一一、一七—二〇頁参照。

(4) 糾察在京刑獄司。大中祥符二年に設置され、元豐三年、官制改革に伴い刑部に併歸される。職務は、開封府城内の全ての獄に居る徒罪以上の者について報告を受け、適正な裁判が行われているかを調べ、又再審理を行った。「譯注稿(上)」三八九頁の注(9)参照。

(5) 刑察とは、御史臺官のうち尙書六部を分擔監察する形で置かれた六名の監察御史Ⅱ六察の一つで、刑部擔當のもの。梅原『研究』六二頁参照。

(6) 右司とは、尙書省の部局の一つで、左司とともに六部の業務を監督する。右司は兵部・刑部・工部・案鈔房を統轄する。『宋史』卷一六一「尙書省」参照。

(7) 『長編』卷四一〇—六、元祐三年五月丁未。三省言、大理寺右治獄並罷。請、依三司舊例、於戶部置推勘檢法官、治在京應干錢公事。從之。『通考』卷一六七、元祐三年。詔、罷大理寺右治獄。戶部如三司故事、置推官法官、治在京錢穀事。尋詔、大理獄既廢、開封府軍巡院事繁。其復置判官一員。府司妨礙公事、體小者、送戶部取勘。(先是、元豐初、置大理獄、本以懲革囚繫淹滯、事有所統。而崔台符等不能奉承德意、士大夫小有

連逮、輒捕繫、雖命婦亦不免追攝、邏者所探報、下之於獄、傳會鍛鍊、無不誣服、人皆惕息。至是、台符號皆得罪、獄亦罷。

(8) 大理寺右治獄を指す。注(7) 参照。

(9) 崔台符、字は平叔、祁州蒲陰縣（現河北省安國縣）の人。

『宋史』卷三五五に傳がある。王安石に見込まれて用いられ、知審刑院・判少府監を歴任する。『宋史』の傳では本件について次のように記す。復置大理獄、拜右諫議大夫、爲大理卿。時中官石得一以皇城偵邏爲獄、台符與少卿楊汲輒迎伺其意、所在以鍛鍊答掠成之、都人惴栗、至不敢偶語。數年間、麗文法者且萬人。官制行、遷刑部侍郎、官至光祿大夫。元祐初、御史林旦、上官均發其惡、出知潞州、又貶秩徙相州。

(10) 士大夫とは狹義には官僚身分保持者、即ち官員を指し、廣義には生員や舉人をはじめとする無官の讀書人層をも包括した概念である。ここで言う士大夫とは前者を指すと思われる。官僚士大夫、士人、讀書人等の意味内容に關する研究としては、高橋芳郎「宋代の士人身分について」『史林』六九・三、一九八六）があり、士大夫（官僚）——士人（無官の讀書人）——庶民という身分秩序の宋代における形成を主張している。

(11) 命婦とは朝廷より封號を授與された女性。「譯注稿（上）」四三九頁の注（12）参照。

(12) 原文「邏者」。注（9）に挙げた『宋史』卷三五五、崔台符傳に「時中官石得一以皇城偵邏爲獄」とあり、又同書卷四六七

「石得一」傳に「神宗時、帶御器械・管幹龍圖天章實文閣・皇城司、四遷入內副都知。元祐初、……。御史劉摯言、得一頃究皇城、恣其殘刻、縱遣邏者、所在棋布、張弮設網、以無爲有、以虛爲實。朝廷大吏及富家小人、飛語朝上、暮入狴犴、上下惴恐、不能自保、至相顧以目者殆十年」とあることから（皇城司の）密偵」と譯出した。

(13) 『長編』卷四八一・七、元祐八年二月壬子。中書省檢會、元祐五年五月二十五日指揮、諸路・開封府界提刑司、每歲終具諸獄病死人數、仍開析因依、申刑部。內數多者、申尙書。在京禁繫、委御史臺取索、報刑部。看詳、上件朝旨、即無許分別禁繫人數目。至元祐七年、諸路具到獄死人數、刑部遂分每禁二十八人以上死一人者、更不開具。即是今後應繫囚處、歲禁二百人許破十人獄死。深慮、州縣官公然懈弛、甚非欽恤之意。詔刑部、今後更不得分禁繫人數、依元降朝旨、將病死人數多者、申尙書省（元祐五年五月二十五日指揮、附見不別出、七年十二月壬子當考詳）。『宋會要』刑法六一五七（禁囚）元祐八年二月五日の條にも同様の記事あり。

(14) 原文「昨詔内外」。この詔は注（13）の『長編』の記事から元祐五年五月二十五日の指揮とわかるが、『長編』『宋會要』『宋史』等には見えない。

(15) 紹聖二年とあるが、これは「元祐三年」の誤り。前注（7）の『長編』卷四一〇、及び『宋會要』職官二四一一〇（大理寺）

元祐三年五月二日、同食貨五六・二七（戸部）元祐三年五月二日、同刑法三一六八（勘獄）元祐三年五月二日條を参照。本來は前段元祐三年の記事の末尾に附すべきもので、誤ってここに混入されたのであろう。

- (16) 推勘檢法官とは、『宋史』卷一六二「三司使」に「三司推勘公事一人、以京朝官充、掌推勘諸部公事」とある官が、元豐の官制改革により三司が廢され戸部が復立し、又大理寺の右治獄——在京諸官廳の裁判事件を取り扱っていた——が罷められることにより、戸部推勘檢法官と名を改めて置かれたものと考えられる。

- (17) 三年とあるがこれは二年の誤り。本段は、以下に挙げる『宋會要』職官二四・一二（大理寺）紹聖二年の各條を一つにまとめたものである。七月二十三日。詔、大理寺復置右治獄、仍具元豐舊例、添置官屬員數。二十八日。詔、大理寺復置右治獄官、內置司直一員。於左斷（刑？）刑部差、餘依元豐年員數差置。八月十三日。試大理卿路昌衡言、欲、令本寺丞據數員、分左・右推、有讞異、即左移右推、右移左推、亦如開封府三院讞變公事、改送別院、若再有讞異、即乞申朝廷差官審問、或送御史臺推究、更不與開封府互勘。庶事得其實、可革互送挾讞之弊。應勘鞠公事、乞、不許地分探報適足生事。從之。

- (18) 路昌衡は、字は持正、開封府祥符縣（現河南省開封市）の人。『宋史』卷三五四に傳がある。哲宗・徽宗兩朝において、江淮

發運使・知廣州・知開封府・南京留守等を歷任する。

- (19) 讞異とは、罪人が推鞠で自白した内容について、自白書に署名する時、或いは刑に臨む段になって、前の白狀を取り消して冤を訴えることを言う。そして讞異があつた場合は、今一度事實審理をやり直さねばならず、この再調査を換推・別推・覆推などと呼ぶ。宮崎「法制」二一〇頁参照。

- (20) 注(19) 参照。原文には「自左移右」とだけ記すが、讞異に伴う審理のやり直しを意味しているのは明らかなので、「換推」の語を入れて譯出した。

- (21) 注(17) の『宋會要』には「乞申朝廷差官審問」とあり、こちらの方が意味はより明確となる。二度目の讞異の場合には、中央から別に官員を派遣してもらい審問するのである。

- (22) 原文「開封府互勘」。注(17) の『宋會要』に「與開封府互勘」とあるのを参考にして譯出した。又「互勘」の「勘」は、同じく『宋會要』の後文に「應勘鞠公事」と見える「勘」の謂と考へ、勘鞠＝推勘として譯出した。

- (23) ここに言う「相方」とは、前後の文脈から大理寺右治獄と開封府（の獄）を指すと思われる。

- (24) 官品を有する者に對する官當減贖の規定を指すと思われる。

最初、大理寺が裁判をする場合、死罪案件では誤って人を罪に當ててしまうと罪になったが、誤って罪から逃れさせてしまつても罪

には問われなかった。そこで、誤って人を死罪から逃れさせてしまうこと五人を、誤って人を死罪に當ててしまうこと一人に換算し、誤って人を徒罪あるいは流罪から逃れさせてしまうこと三人を、誤って人を徒罪・流罪に當ててしまうこと一人に換算することとし、法令とした。

元符三年（一一〇〇）、刑部が「先の皇帝の御代に、誤って人を罪に當ててしまった場合の罪を重くしたのは、刑罪の適用を行うのに慎重を期さんがためでした。そもそも誤って人を罪から逃れさせるのは臣下の小さな過ちであり、生命を尊ぶのは聖人の大きな徳であります。誤って人を罪から逃れさせたために受ける責罰は罷め、擔當官廳がこれについて伺いをたて審議する際には、務めて寛大な姿勢で行わねられますようお願い上げます」と建言し、詔してこれを認めた。

政和三年（一一一三）、臣僚が上言した。「京師から遠く離れた地の官員は、法律の條文に疎いがために刑罪の適用に當を得ず、冤罪が無いとは言いがたいです。願わくば、御史臺官に委ねて、三カ月に一度ずつ各官が管轄している獄を四分して録問を行い、もし無實で收禁されている者があれば、先ず釋放してやり、その後で報告することとし、年の終りに釋放した人数の多寡を比べて、職務実績の優劣を決めることといたしましょう。いたずらに功を求めてことさらに有罪の人を釋放する者については、法の規定通りに罪に當てることとします」。詔を下して、刑部に法規を制定させ、「すべて人を

徒罪・流罪に當て、すでに判決がなされた案件について、録問の官員が能く較正した場合、あるいは（他の官員が）事に因って能く推正した場合には、それを累計して七人に達したなら、死罪の一人一名を救ったのになぞらえて推賞することとする」とした。

（一）『長編』卷四七六―一、元祐七年八月丙辰。臣僚言、伏見、

法寺斷大辟、失入一人有罰、失出百人無罪。斷流・徒罪、失入五人則責及之、失出雖百人不書過。常人之情、能自擇利害、誰出公心爲朝廷正法者。令乞、於條內添入、失出死罪五人、比失入一人、失出徒・流罪三人、比失入一人。從之。『宋會要』刑法四一七八（斷獄）元祐七年八月五日、『通考』卷一六七、元祐七年の條參照。

（二）『宋會要』刑法四一七八（斷獄）元符三年五月二日（徽宗已卽位、未改元）。臣僚言、大理寺讞斷天下奏案、元豐舊法無失出之罪罰。後因臣僚建言、增修失出比較。逮紹聖立（法？）、遂以失出三人比失入一人、則一歲之中、偶失出死罪三人者、便被重譴、甚可惑也。〔失出〕者臣下之小過、好生者聖（人？）之大德。〔乞罷理官〕失出之罰。詔、紹聖四年十一月二十九日指揮勿行。——『宋會要』には原缺が數カ所あり、筆者が自らの判斷で『通考』卷一六七、元符三年の條により補ったところは「一」で示しておいた。又、本史料に見える「紹聖四年十一月二十九日指揮」とは、『長編』卷四九三、紹聖四年十一月丁丑の「大理寺言、本寺官歲終比較失出死罪或徒・流罪、各三人

比失入一人。從之。(元符三年正月戊辰、改此)」の記事を指している。

(3) 刑法志本文には「刑部言」とあるが、注(2)の『宋會要』には「臣僚言」とあるのみである。『通考』卷一六七、元符三年の條には正しく「刑部言」とある。

(4) 原文「祖宗」。これは、本刑法志の前の部分、「譯注稿(上)」七四頁の「しばらくして再び詔を下し、……」以下の一段の内容を指している。「祖宗」とはこの場合は神宗皇帝の時代のこと。

(5) 原文「恤刑」。『書經』舜典。欽哉欽哉、惟刑之恤哉。

(6) 『宋會要』刑法六・五八(禁囚) 政和三年十二月八日。臣僚上言、竊見、遠方官吏、於文法既疎、於職事亦怠。故刑罪失中、民不能無冤、積日纍久。得無傷陰陽之和・虧仁厚之政、願委耳目之官、專一分錄所部見禁囚、遇有冤抑、先釋而後以聞、歲終較所釋多寡、爲之殿最。其微功故出有罪者、論所法。詔、依奏、仍令刑部立法。

(7) 原文「季一分錄所部囚禁」。「季」とに「たび」及び「分」から錄すの「分」に注目して、「季ごと」であるから三カ月ごとに、「所部の囚禁」を四つに分けて順に錄問して行く意に解し譯出した。錄問については注(8)参照。

(8) 錄問とは、宋代徒罪以上の案件で、犯人を訊問してその供述を取り終った後、具體的な法文適用(議刑)をし判決案を作成

する以前において行われた、犯人に對する犯罪供述書内容の再確認のことである。通常錄問は、地方の州では隣りの府州から官員が派遣され、京師では御史台官が擔當——糾察在京形獄司設置時にはこれが擔當——した。戴建國「宋代刑事審判制度研究」(『文史』三一、一九八八、一一五—一二三頁)一二五頁参照。

(9) 「諸人入徒・流之罪……」以下は典據が不明。しかし南宋のものではあるが、本文と完全に一致すると思われるものが『條法事類』卷七三「推駁」の賞令に見える。諸人入徒・流罪或配已結案(注略)、而錄問官吏(元勘當職官非、下文准此)能駁正、或因別推而能推正者、各累及案人、比大辟一名計數推賞。

(10) 原文「錄問官吏」。『注釋(續)』一三三頁の注(9)では「錄問官吏——審核案件・錄問囚犯的官吏、如知州・提刑等」とするが、文脈から考えて、この場合は臣僚の上言中に見える「耳目之官」即ち御史臺官を指すとするのが妥當であろう。

(11) 駁正は『條法事類』にある程度まとまった形で用例が見い出せる。注(9)に挙げたものや、同書同卷同條の斷獄敕には「諸、置司鞠獄不當、案有當駁之情、而錄問官司不能駁正、致罪有出入者、減推司罪壹等」とあり、同賞格には「命官 入人死罪、而非當職官(謂州非知州・通判・職官之類)能駁正者」とある。これらとこれらの史料による徐道鄰氏の見解——「宋朝刑事審判中的覆核制」、『東方雜誌』七一、一九七三、のち

『中國法制史論集』に收録——を参考としつつ整理してみる。
宋代における較正とは、錄問官吏のように特別の任務を帯びた官員・胥吏、或いは本案件擔當ではない官員が、推鞠や原判決の不當を指摘糾弾し正すことを言うと考えられる。

(12) 原文「或因事而能推正」。「因事」とは、注(9)の『條法事類』には「或因別推而能推正」とあり、同書同卷同條の賞令に「卽舉較人人死罪、雖議人情、而止作疑似、或因疑似舉較及翻異稱冤、而推正・較正者」とあり、同賞式の「保明推正較正入人死罪酬賞狀」の割注に「或因翻異・稱冤而別推推正、或定奪較正者」とあることからすれば、犯人が翻異したり稱冤したため別推（換推、覆推）等を行ったことに因つて、という意味になる。又、「推正」については、以上に挙げた史料の他、やはり『條法事類』の同卷同條の賞式「保明推正縣解死罪酬賞狀」に次のようにある。

某州

據某縣解到某人係死罪、某官姓名推正、……合具保明者
右將元勘案款看詳得、某縣、於某年月日到某人、招犯某事、
准條該某罪（……）。尋送某院、據某官姓名、再行推勘得、
某人前來罪款、不是詣實、已行結正（……）、斷遣（……）。
取到元解不當官吏姓名伏罪狀、如何施行訖、卽非本院已結正、
未錄問聞、翻異・稱冤後推正、檢准令格、該某酬賞。保明並
是詣實。……

これは、縣から州に送られてきた死罪の人を「推正」した官員に對する報賞を申請する際の保證書である。これらから判斷すると、較正が未だ當該案件に問題が生じていない段階で不當を摘發することであるのに對し、推正とは、縣から州の州院や司理院に送られてきた、或いは（州での？）翻異や稱冤による別推によつて送られてきた裁判案件を、擔當の官員が審理をやり直すことによつて、前官廳での事實調べ或いは判決案の不當を正すこととなる。また「推正」の「推」は推鞠の意であろう。なお、「較正」の語は『唐律疏議』にも見えるが、推正の語は見えない。注(11)に挙げた徐論文參照。

(13) 死罪の人を較正・推正した場合の推賞については、『條法事類』卷七三「推較」の賞格を參照。

紹興六年（一一三六）、すべて裁判における推鞠において犯罪調書の事實關係で異同があり、しかも病死した者については、提點刑獄司に調査させ、もし無實の罪の者があつたなら、朝廷に上申して判斷を仰ぐこととさせた。

(紹興)十二年（一一四二）、すべて翻異の案件を調査究明する場合、初任の官員や蔭補出身の者及び進士合格者で初めて任官する者に擔當させてはならず、ベテランの官員を擇ぶこととする。

(紹興)二十七年（一一五七）、監察御史に冬と夏ごとに獄を調査させ、推鞠において不當なものがあれば、刑部郎中の例に照らし

て、ただちに獄を移させることとした。

(紹興¹⁹)二十九年(一一五九)、人を殺したが證據が無く検屍も行われていない裁判案件は、判決案を作成して上奏し裁可を願ひ、そうした上で提點刑獄司に委ねて審査させることとする。もし疑問點があるものや翻異した場合は、提點刑獄司から官員を州へ派遣して重ねて推鞠を行い、判決案が出来れば路に上せ、その路の別の監司に移文し審理して結着させ、一件書類をそろえて上奏させる。

(再び翻異し)結着できなければ、その監司から再び官員を派遣して推鞠をし、それでもまだ承伏しない(で翻異する)場合は、再び上奏して裁可を仰ぐこととした。これより以前²⁰、擔當官廳が、「外路の裁判案件で三度翻異し(首都臨安から)千里内のもものは、大理寺に移して別に推鞠させましょう」と建議したが、刑部がこれは祖法とは違っているとしたため、そこでこれを罷めた。

乾道年間(一一六五—一一七三)、諸州の翻異した罪囚は、その20本州(の再調査=別推)を経てから、次に隣りの路に移文(して官を差して審理)している。もし更に翻異した時には一つ隔てた路に移文しており、中には路を二つ隔てているものもあり、擔當の官員達はあちらこちらへと出向き、捕えられて獄に繋がれる者達は喚び出されて證言するのに苦しんだ。

(乾道²¹)四年(一一六八)、そこで、その路の監司から幾度かかつて官員を派遣して審理したが、それでもやはりなお冤を稱している者を推鞠する場合には、ただ隣りの路の監司へのみ移文すること

とし、さらになお翻異するなら、中央に上奏して裁可を仰がせるようにした。

淳熙三年(一一七六)、縣尉が縣の行政を臨時代行する場合は、みづから推鞠に當ってはならないこととし、縣丞と主簿がこれに參與する。縣令・縣丞・主簿を全て缺いている場合は、州の官員あるいは隣縣の官員内から選んで代行させることとした。

(1)『要錄』卷九七一〇、紹興六年正月癸巳。殿中侍御史王縉言、諸處推鞠公事、惟姦賊之吏、多挾智數重賄獄司、追理干繫停緩歲月、使陳訴及照證之人、各有退心、然後贓狀可以昭雪。其堅執不退者、往往非理致死。欲乞、委諸路提刑司檢法官看詳有情款異同而申報病死者、研究情實、如有冤枉、具申朝廷。庶幾官吏不致輕害人命。從之。『宋會要』刑法三二七六(勘獄)紹興六年正月二十五日。殿中侍御史王縉言、乞、應置司推鞠公事、有干證訴等人死獄中及拷掠慘毒責出即死者、候結案訖、令提點刑獄司委檢法官、取索碎款看詳、有詞款異同而申報病死者、研究情實、如有冤枉、即具事因、申尚書省。從之。

(2)原文「鞠勘」。獄における、場合によっては拷問を伴いながら行われる犯罪の事實調査のこと。勘鞠、推鞠に同じ。

(3)原文「情款」。注(1)の『要錄』は「情款」、『宋會要』は「詞款」に作る。「情款」の用例としては、「諸州大辟案、已決者、提點刑獄司類聚具錄情款・刑名及曾與不曾駁改並駁改年月・有無稽留、季申尚書刑部」(『條法事類』卷七三「決遣」斷獄令)、

「諸囚、在禁病者、即時申州（外縣不申）、差官視驗杖以下（品官流以下）、情款已定、責保知在、餘別牢醫治、……」（同卷七四「病囚」斷獄敕）、「如解至犯者十名、點差他案貼吏十名、各於一處隔問、責供頃刻可畢。內有異同、互加參詰、既得大情、輕者則監、重者則禁、然後附主吏、雖欲改變情款・誣攤平人、不可得矣」（『州縣提綱』卷三「詳究初詞」）が擧げられる。犯人を推鞠することによって得られる、犯罪の行われた事情・事實關係を記した正式の口述調書の意に解した。

（4）原文「上朝廷」。注（1）の『宋會要』には「申尚書省」と見えることから、「朝廷」とはこの場合、中央政府の裁判擔當官廳である刑部——尚書刑部——を指すと考えられる。

（5）この一段の冒頭部分は「紹興六年、令……」となっている。この「令」は今使役の意味にとつて譯したが、「敕・令・格・式・申明」と併稱される「令」と解すべきかも知れない。その場合、訓讀としては「令して……とす（せしむ）」又は「令もて……とす（せしむ）」とし、その方向で譯出するべきである。刑法志本文の以下の、十二年、二十七年、二十九年、乾道四年の各條も同様。

（6）『要錄』卷一四四、紹興十二年二月丁亥。言者請、自今鞠獄、必差經任人。上曰、文學・政事、在孔門中、自是兩科今士方離科舉、未親民事、據使之鞠獄、安能盡善也。其從之。『宋會要』刑法三〇（勘獄）紹興十二年二月二十三日。臣僚言、比者、

諸路推究讞異公事、或朝廷委之鞠勘、多於閑慢。可差出之官、例皆初官・蔭補子弟及新第進士、於法令、實未暇習。其勢必委之於其下、老胥猾吏得以輕重其手。欲乞、行下諸路、逐司應有勘鞠公事、並須擇曾經任人。庶幾奸吏更無所措手。

（7）讞異に同じ。

（8）原文「初官」。例えば推鞠を行う官で言えば、錄事參軍や司理參軍といった差遣ポストにつくのははじめてである官員のこととて、これを初任と言ひ、同じランクのポストを一任——二年——三年——ずつ務めて行くと、二任、三任となる。

（9）原文「蔭子」。父祖が官職についたことをもつて、その子孫・親族が科舉の試験によらず自動的に官位職階を與えられることが恩蔭であり、任子・蔭補等の名で呼ばれる。「蔭子」とは恩蔭で官位を手に入れた者を指す。梅原『研究』四二三頁參照。

（10）原文「曾經歷任人」。推鞠擔當の差遣ポストを一任以上経験したことがある官員。

（11）『宋會要』刑法三〇八二（勘獄）紹興二十七年二月二十一日。監察御史何溥言、伏見、在京諸獄、刑察御史每季點檢。夏冬仲月、刑部郎中循行督遣、而郎官所指、如遇勘鞠失實・事理妨礙、直行移送、惟御史未明文。乞、今後御史點覆諸獄、許依刑部已得指揮施行。從之。

（12）原文「刑部郎官」。注（11）の『宋會要』により「刑部郎中」と改めた。

(13) 「刑部郎中の例」とは、注(11)の『宋會要』に見える「夏冬仲月、刑部郎中循行督遣、而郎官所指、如遇勘鞠失實・事理妨碍、直行移送」を指す。

(14) 原文「移送」。注(11)の『宋會要』より、獄での推鞠等に問題點が見つかった場合、「罪人を推鞠する獄を換える」と解した。

(15) 『宋會要』刑法三三八三(勘獄)紹興二十九年五月十一日。

廣西提刑王孝光言、殺人無證・屍不經驗公事、依條先具按奏裁候朝廷斷下、專委提刑前去審問施行。若或情犯稍有可疑、或罪人翻異申冤、具奏取旨、方行下差官重勘、往來待報經隔年歲、不得決遣。今欲乞、案成、先申提刑親行審問、訖後、具奏取旨斷遣。刑部看詳、奏裁公事、雖斷敕下日、尙委提刑司審問、盡防冤濫、重惜人命。若先申提刑審問、訖具奏、竊慮、或有失寔。今後、訖、將諸路初奏到上件狀、降斷敕下日、委提刑親行審問、如有可疑及翻異、卽決、本司選差清強官、重別勘鞠、候案成、申本路不干碍監司(先漕臣、次提舉官)、躬親審問。如無翻異、卽報所差官、于案內聲說聞奏、若依前翻異、從審(問?)監司一面差官別勘。如監司俱有妨碍、卽申安撫司差官。尙行翻異、令本司具案并翻異因依、申取朝廷指揮施行。從之。

(16) 原文「他監司」。注(15)の『宋會要』には「本路不干碍監司(先漕臣、次提舉官)」とある。漕臣は轉運使、提舉官は提舉常平使等のこと。

(17) 『要錄』卷一九〇一、紹興三十一年五月甲申。初議者請、外路之獄、二經翻異而在千里內者、移送棘寺。事既行、權刑部侍郎張運以爲、追逮干證、經涉修塗、多致困斃、且繫囚充塞、於天獄刀鋸頻施、於都市豈所以示四方。望、復祖宗舊制。詔、給舍詳議。給事中黃祖舜等奏、如運章。從之。『宋會要』刑法三三八三(勘獄)、紹興三十年五月十三日。詔、今後外路翻異之囚、悉祖宗條格施行、更不移送大理寺。先是、有司建議、外路之獄、三經翻異、在千里內者、移送棘寺。刑部寺郎張運言、其非祖宗法。至是、給舍看詳、故有是命(以上中興會要)。

(18) 『要錄』は「三十一年」とするが、『宋會要』は「三十年」に繫年する。後者は誤りと考えられる。

(19) 本段の典據は未詳。

(20) 本州とあるが、先の紹興二十九年の條(八七頁)にみられるように提點刑獄司から官員を派遣する場合もあった。

(21) 『宋會要』刑法三三八五(勘獄)乾道四年正月二十一日。權刑部侍郎姜誥言、自乞今(乞、自今?)遇有翻異公事、先須本路提刑・轉運・安撫司通行差官推勘。尙尙仲寔、却于鄰路再差勿復隔路。其已遍經鄰路置勘而又翻異者、令後勘官開具前後所招及翻異因依、申取朝廷指揮。從之。

(22) 『宋會要』職官五一四八(三司推勘院)淳熙三年二月七日。詔、自今縣獄有尉司解到公事在禁、若令・丞・簿全闕去處、卽仰本縣、依條申州、於合差官內、選差無干礙官權攝。其徒罪以

上囚、令・佐聚問無異、方得結解赴州。以大理評事張維言、縣尉職在巡警、及其獲盜、解縣禁繫、推鞠屬之縣令。若捕盜官或暫權縣、自行鞠獄、既以元捕爲賞、又欲因以受賞、惟務獄成、而獄卒例是尉司弓手、往往迎合、逼令招承。故有是詔。

（長井 千秋）

「金で刑罰の贖いとする」^①のは、鞭扑の罪のなかで、情狀・法理からも酌量に値するものならば、寛大に扱おうとするからである。周の穆王のとき五刑まで贖させたのは、法からはずれるものだった。宋になり従来の制度に手を加え、官位による恩蔭を使い贖刑できるようにしたのは、官爵と俸給を惜しみ、廉恥心を育ませるためなのである。

乾德四年（九六六）、大理正の高繼申が申し上げた。「『刑統』の名例律によりますと、それぞれ三品・五品・七品クラス以上の官僚の場合、親屬が罪を犯せば、各々差等をつけて贖刑がされます。^②ただし世代も重ねておりますと、出來の悪い者が先祖の恩蔭をかさにきて、刑典をも憚らぬ仕儀にもなりましょう。いまや罪を犯したとき官位がなければ、祖父または父が宋朝の官僚だったことのある者なら、官品と俸額^③に従い刑を贖わせませす。もし前朝のとき仕官していた場合には、民に對して功績・恩恵があつて稱賛され、しかも三品以上の官位をもった者でなければ、請願できないようにするのです^④。これが採用された。のちさらに「流内にある、つまり品官で

あるものが流外ポストにあるときは、律の規定に準據し、徒以上の罪ならば當贖條項^⑤どおりに扱う。諸官廳において勒留官を與えられたり歸司^⑥した者が、徒罪や流罪などを犯したとき、公罪ならば贖刑を認め、私罪ならば實刑を科す」と定められた。

淳化四年（九九三）、「諸州で民の犯罪につき、金を納めて贖わせる際には、長官は意のままに輕重の操作ができるので、今後は贖刑の適用はまかりならぬ」という詔が下された。既婚の女性^⑦は、杖以下の罪を犯しても、故意によるものでなければ、その輕重を衡量して答うちにするか、または贖銅させてから放免することにした。

（１）この部分は『書經』舜典にいう「象以典刑、流宥五刑、鞭作官刑、扑作教刑、金作贖刑」に關する蔡沈の解釋を基本にしている。「金作贖刑者、……蓋罪之極輕、雖入於鞭扑之刑、而情法猶有可議者也。……據此經文、則五刑有流宥而無金贖、周禮秋官亦無其文。至呂刑、乃有五等之罰、疑穆王始制之、蓋非法之正也」（『書集傳』卷一）。この鞭扑之刑について、朱熹は「鞭作官刑者、此官府之刑、猶今之鞭撻吏人、蓋自有一項刑專以治官府之胥吏、如周禮治胥吏鞭五百・鞭三百之類。扑作教刑者、此一項學官之刑、猶今之學舍夏楚。……凡教人之事有不率者、則用此刑扑之、如侯明。撻記之類是也」と述べ、流を代刑とする五刑とは明確に區別する。つまり「金作贖刑、謂鞭扑二刑之可恕者、則許用金贖其罪」のであり、五刑の贖罪など、穆王の創作であり、もちろん法の正しい在り方からも逸脱する

(原文「非法」)と、結論は蔡沈とはば一致している(『朱子語類』卷七八、尙書一、舜典)。

(2) 贖刑に用いられる金とは、『尙書正義』によると金・銀・銅・鐵など金屬一般を指す。漢・魏・晉は純金の地金を提供すれば、實刑の執行に代えたと規定していた。北魏以降その入手が困難になると、しだいに絹匹に切り替えられ、唐律において銅の地金を單位とする制度が確立した。

(3) これは『書經』呂刑の注に引く孔安國の解釋に基づく。すなわち「穆王訓夏贖刑」を「呂侯以穆王命作書、訓暢夏禹贖刑之法、更從輕以布告天下」と考え、「五刑不簡、正于五罰」は「不簡核、謂不應五刑、當正五罰、出金贖罰」と理解する。穆王は周の第五代天子、五刑とは墨・劓・剕・宮・大辟のこと。

(4) 原文「用官蔭得減贖」。流罪以下につき一等減刑されるのは、本人自身の有する官品(官)による者と親族の蔭による者とに分けられる。この「減」以上の特權をもつ者は、やはり流罪以下なら贖する特典を有し、それぞれ當贖・蔭贖とよばれる(『譯註』五、七九〜八二頁)。

(5) 『長編』卷七十四、乾德四年三月乙酉。大理正高繼申言、準刑統、三品・五品・七品以上官、親屬犯罪、用蔭減贖。伏恐年代已深、子孫不肖、爲先代曾有官品、不畏刑章。欲請自今犯罪人用祖父親屬蔭減贖者、即須祖父曾任皇朝官、據品秩得使。前代官、即須有功及國、有惠及民、爲時所推、官及三品以上者、

方可。從之。同じ記事は『宋會要』刑法一一、乾德四年三月十八日にもみえる。

(6) 大理正。『宋史』卷一六五、職官五、大理寺。國初、大理正・丞・評事皆有定員、分掌斷獄。其後選他官明法令者、若常參官則兼正、未常參則兼丞、謂之詳斷官。

(7) 高繼申の詳細は不明だが、太祖・太宗の信任は厚かったと見え、のち攝大理卿を務めたのち、行在轉運副使を経てさらに河北路轉運使、河北南路都轉運使を歴任したことが知られる。

『長編』卷二二一六、同卷三〇一三、同卷三〇一九。

(8) 本項は『宋刑統』卷二に掲載する名例律の第九條から第一一條に到る法規を總括した記述である。まず職事官三品以上は八議のひとつ議貴に相當するため(名例七)、期親以上と孫は「請」(上請、死罪に關する勅裁特權事項)の適用をうけ、流罪以下なら「減」(例減、ふつう罪一等を輕減する)の對象となる(名例九)。それ自體死罪につき「請」の特權を有する官爵五品以上(名例九)の祖父母・父母・兄弟姉妹・妻・子孫には、流罪以下につき「減」が適用できる(名例一〇)。また七品以上の官の祖父母・父母・妻・子孫は、流罪以下につき「贖」が認められる(名例九)。詳細は『譯註』五、七九〜八二頁參照。

(9) 原文「品秩」。官品と俸給額のことだが、これを併せ表示するものが寄祿官、つまり本官である。

(10) 原文「有功惠及民」。『長編』の「有功及國、有惠及民」に従

えば、「國家に功績があり、人民に恩恵を施し」とならねばならず、句づくりからみてもより適切である。

(11) 『長編』卷二四二、太平興國八年（九八三）三月丁巳朔。

有司言、京諸司流外選滿並授官。勅留及有歸司者、準律、品官任流外及雜任於本司、杖罪以下依決罰例、徒罪以上依當贖法。今諸司使副・三班使臣犯罪、比同品官具決罰・當贖取裁、而諸司職掌即依例當贖、非便。望自今流內品官任流外職事、準律文處分。諸司授勅留官及歸司人、犯徒流等罪、公罪許當贖、私罪以決罰論。從之。ここにいう律とは『唐律』名例一七に定める「其流內官而任流外職、犯罪以流內官當及贖徒年者、各解流外任」のこと。

(12) 原文「當贖法」。官を削ることをもって流罪・徒罪の實刑に代替させる官當法では、官の不足分および官を削るに値しない罪の端下は贖によって埋合わせるので、あわせて當贖法という。ただし官品を有する者は、贖の特典は使えても、官當を優先しなければならぬ（『譯註』五、三一頁、一〇六―一〇八頁）。

(13) 勅留とは「除外勅留」と熟するように、官位を授けたまま胥吏として勤務させ続けること、また歸司とは官位を受けて出向していた胥吏がもとの部署に戻ってくることと理解される（梅原『研究』五八一―五八三頁）。

(14) ほぼ同じ記事は『通考』卷一七一上、刑十上の端拱二年（九八九）に繫年され、原文の「罪」は「薄罪」、つまり州縣かき

りで決着しうる杖以下の罪責と斷っている。

(15) 『長編』卷六六一、景德四年（一〇〇七）秋七月丁卯。詔、婦人犯罪、杖以下非故爲者、量輕重答罰、或贖銅釋之。

仁宗は民の無知さをたいそう不憫に思ひ召し、贖刑條項を設けて、輕い刑罰に對處させようと、關係官廳に詔を出された。^②「古えの聖王による法の運用は簡便であり、人々にとってしてはならぬことは分かりやすく、また従いやすかった。ところが後の王朝では、茶・鹽・酒そして商税の規制が作られ、民の豊かな收益を取りあげただけでなく、刑法は著しく繁雜になった。現行の編敕は、すべて律の枠外に制定されているうえに、いくども改定されているため、官吏ですら通曉でない。まして一般人民がどうして聞き知れようか。ひとたび法度にふれたなら、^④事情に憐憫の余地はあっても、法的には贖罪は許されていない。禮樂による教化が行きわたらず、^⑤刑罰ばかり多用してきた弊害ではないだろうか。漢の文帝は全國から穀物を國境地方に納めさせ、爵を授け、罪を免じることによって、^⑥刑罰がなくてすむすがたに近づけた。^⑦いったい律として成文化されることのない法令の審議に際しては、たとえば禁令にさわる利得あさりや規則に反する奢侈、あるいは情狀酌量すべき過誤などには、とくに贖刑條項を立てよ。農民は穀物で、まちの人間は現錢や絹帛で贖わせ、民に穀物を大切に扱わせ、また刑罰を免除してやれば、農耕にも勵みが出て、富裕となって長壽を保つことも期待できよう。」こ

の詔敕^⑧が発令されると、富者なら刑が贖えても、貧者は實刑を免れられず、國家の立法の主旨に忤る、と人々から論じられた。おりしも政府では大臣たちに命じ、それぞれ分野を決めて任務を取締まらせていた^⑨。參知政事の范仲淹^⑩は刑法關係の擔當であったが、見るべき成果の上からいうちに罷免され、このことは沙汰やみになった。

⑪ 至和年間（一〇五四〜五五）のはじめ、ついで詔が下った。「前王朝の君主の後裔であり、宋朝に仕えながら、七品官まで昇進できなかった者でも、祖父母・父母・妻子の犯した罪が流刑以下ならば、贖なうことができる。たとえ仕官の経験はなくとも、何らかの恩賜に與つたことのある者は、法にふれても、大惡人でない限り、やはり同様に扱う」。隨州^⑫の司理參軍である李抃の父がある人を毆殺した^⑬。抃はいただいた官位を返上して父の罪を贖おうとしたところ、仁宗はこれに同情され、お許しになられた。名士たちは刑法の使い方をあやまつものだとして評したが、決して以後の先例とはならず、宋朝の終焉まで、贖刑は輕微な犯罪にしか適用されなかったのである。

(1) 原文「薄刑」。『國語』魯語上。大刑用甲兵、其次用斧鉞、中刑用刀鋸、其次用鑕、薄刑用鞭撻、以威民也。重刑に對する輕い刑罰のこと。

(2) 『長編』卷一四三・二九、慶曆三年（一〇四三）九月癸巳。詔、先王用法簡約、使人知禁而易從。後代設茶鹽酒稅之禁、奪民厚利、刑用滋章。今之編敕、皆出律外、又數改更、官吏且不能曉、百姓安得聞之而不一陷於理。身體髮膚、以之毀傷。父母

妻子、以之離散。情雖可哀、法不可贖。豈禮樂之化未行、而專用刑罰之弊歟。孔子曰、禮樂不興、則刑罰不中、刑罰不中、則民無所措手足。漢文帝使天下入粟於邊、以受爵、免罪、而幾乎刑措。其後京師之錢、累百鉅萬、太倉之粟、陳陳相因。其議科條、有非著於律者、或細民難知、或人情不免、或冒利犯禁、或奢侈違令、或過誤可憫之類、別爲贖法、鄉民以穀麥、市人以錢帛。使民重穀帛、免刑罰、則農桑自勸、富壽可期矣。

(3) 原文「茶鹽酒稅之禁」。具體的には唐末から整備された茶・鹽・酒の專賣收益と商稅收入、つまり課利に關する法的規制のこと。

(4) 原文「百姓安得聞之。一陷於理」。なお、前注(2)の記述に従うと、「一般人民はどうして聞知し、規制にふれずにおれようか」と譯さねばならない。

(5) この論理は前注(2)の記事に引く孔子の發言、すなわち『論語』子路篇の一節をふまえたもの。

(6) 『漢書』食貨志。方今之務、莫若使民務農而已矣。欲民務農、在於貴粟、貴粟之道、在於使民以粟爲賞罰。今募天下入粟縣官、得以拜爵、得以除罪。如此、富人有爵、農民有錢、粟有所渫。……使天下人入粟於邊、以受爵免罪、不過三歲、塞下之粟必多矣。重農論に立つ鼂錯から文帝に提言され、また實行された「納粟授官」の原案である。本文の詔は殆どこれを基調に敷衍されているにすぎない。贖刑のあり方については古くから純刑罰論の

ほかに、時の財政問題が決まって絡んでおり、しばしば物議のたねとなった。

- (7) 『漢書』文帝紀。贊曰、……專務以德化民、是以海內殷富、興於禮儀、斷獄數百、幾乎刑措〔應劭曰、措、置也。民不犯法、無所刑也〕。

- (8) 『長編』卷一四三・二九、慶曆三年九月癸巳。諫官余靖言、……今三邊有百萬待哺之卒、計天下二稅上供之外、能足其食乎。故茶鹽酒稅・山澤雜產之利、盡歸於官、尙猶日算歲計、恐其不足。民貪其利而犯禁者、雖死不避也。今乃一爲贖刑、以寬其禁、三軍之食、於何取之。……朝廷之尊、惟先制度、今一去令式、任其僭侈、上下無紀、莫甚於斯。伏乞追改前詔、特令寢罷。……時議者亦以爲若遂行此詔、則富人皆得贖罪、而貧者不能自免、非朝廷用法之意。卒不果行。

- (9) 『長編』卷一五一・一八、慶曆四年（一〇四四）八月辛卯。命參知政事賈昌朝領天下農田、范仲淹領刑法、事有利害、其悉條上。

- (10) 范仲淹（九八九―一〇五二）、あざなは希文。蘇州吳縣（現江蘇省吳縣）の人。傳は『宋史』卷三二四にある。慶曆三年八月、參知政事に登用されてより、翌四年に罷免されるまで、いわゆる「慶曆新政」の主役を演じた。この段の冒頭にある仁宗の贖刑論も、實は范仲淹が慶曆三年九月に建言した「奏乞於陝西河東沿邊行贖法」〔『長編』卷一四三・二七、『范文正公政

奏議』卷上）に刺激された嫌いが強い。

- (11) 『長編』卷一七六・一二、至和元年八月丁酉。詔、前代帝王後、嘗仕本朝爲八品以下官、其祖父母・父母・妻子犯流以下罪、聽贖、未仕而嘗受朝廷賜者、身所犯非凶惡、亦聽以贖論。ふつう現王朝に先行する二王朝の後裔は、國賓として八議〔唐律〕名例七に數えられるはずだが、この命令はその對象から洩れた者に對する特別措置と考えられる。

- (12) 隨州は京西南路に屬する。現在の湖北省隨縣。

- (13) 『長編』卷一八五・七、嘉祐二年（一〇五七）四月癸丑。貸隨州參軍李抃父阮死罪。初、阮毆佃客死、而其子抃願納所受赦告、以贖父罪。上矜而許之、仍免決、送湖南編管。

恩赦の制度^①。いったい大赦とは、全國に對し、雜犯死罪以下の赦免を行うもので、極端な場合、一般の恩赦では對象にならない犯罪^③でさえ、すべて赦される。曲赦とは、ある路、ある州、または三京とか畿内^⑤にのみ行われるもの。また德音^⑦というのは、死罪および流罪以下については減刑、そのほかは無罪放免とするものであり、ときおり流罪でも赦免になる。なお施行の範圍は一定していない。さらに天子は毎年みやこに繋留される罪人を自ら斟酌され、畿内には使者が派遣される。大抵、雜犯死罪以下は順次減刑とし、杖罪と答罪については釋放され、ことによると徒罪もまた釋放された。もし諸路にも及ぶときは監司に命じ、獄あらためをさせた。

さて、太宗が郊祀の禮にあたり、大赦につき討議させられたことがある。そのとき、秦再恩という者からお上に差し出された書面には、恩赦はしないようお願いしたいとあり、諸葛亮が劉備の輔弼にあたった數十年間、いちども恩赦を實施しなかった故事を引用していた。太宗もかなり判斷に迷われたが、ちょうど趙普が「郊祀のとき罪人を赦すのは、聖朝にとって動かせぬこと、その仁慈は天に例えられないものです。わずか一地方に汲々としていた劉備など、それがしなら手範とは致しません」と申し上げたので、お上はもともとだと思し召しになり、かくて恩赦のきまりは出來あがった。そのかみ太祖は南郊の祭祀にのぞみ、「兩京・諸道においては、十月以後に強盜や竊盜を犯せば、郊祀に伴う恩赦の適用はしてはならぬ。各地の長官は民に告示して法にふれぬよう教諭せよ」という詔を下された。それから、郊祀のときには、豫め必ずこの詔が繰り返された。

天聖五年（一〇二七）、馬亮は次のように言上した。「朝廷からはこの詔敕が出されているとはいえ、法務に携わる官員たちは、いざ裁きになると、結局恩赦が発令されたではないかといって、減刑してしまうことが多いのです。これでは惡人に恩惠となるばかりで、詔の主旨にはずれることにもなります」。こうして「すでに恩赦の出たあとで、押しこみを働いたり、下級役人が取りこみをすれば、決して上聞に達してはならぬ。すべて律の規定どうりに論罪せよ」との詔敕が下った。同七年（一〇二九）の春、みやこを見舞った長雨は月をこえても降り止まなかった。仁宗は大臣に向かい、「いま

だ政道が天意になんていないということだろうか」と語られ、ついで「かねてより死刑案件につき、地方には三度、みやこなら五度も上奏させているのは、それほど人命を尊重しているからだ。關係官廳には裁きにのぞみ量刑するときは、法の歪曲・濫用があつてはならぬと訓令せよ」と仰せられた。また「赦免はそうたびたびあつてはならないが、かといって、もしそうでなければ溫和な天候など望めまい」と言われ、全國への大赦の發令を命じられた。

(1) 『通考』卷一七三、刑考二、赦宥。宋朝赦宥之制、其非常覃慶、則常赦不原者咸除之。其次釋雜犯死罪以下、皆謂之大赦、或止謂之赦。雜犯死罪減等而余罪釋之、流以下減等、杖百釋之、皆謂之德音。亦有釋雜犯罪至死者、其恩霈之及、有止於京師・兩京・兩路・一路・數州・一州之地者、則謂之曲赦。赦とは完全な赦免、降とは減刑を意味し、ともに一般に布告される恩赦である。なお「大赦」は單に「赦」ともよばれる（『譯註』五、七九頁）。

(2) 雜犯死罪については「譯注稿（上）」三八三頁を参照のこと。
(3) 原文「常赦所不原」。常赦とは特赦の對語。通常の大赦・曲赦・德音はすべてこれに含まれる。『唐律』斷獄二〇。其常赦所不免者、依常律（常赦所不免者、謂雖會赦、猶處死及流、除名・免所居官及移鄉者）。宋では主に十惡、鬪殺・劫殺・謀殺それぞれの既遂、放火、また官典につき死罪に相當する正枉法贓などは「常赦所不原」の對象とされた。

(4) 趙升『朝野類要』卷四。曲赦、特降比赦頗輕、乃專爲一事一處、有兵災罪皆之類。

(5) 原文「別京」。西京河南府（洛陽）、北京大名府（魏州）、南京應天府（宋州）のこと。東京開封府とあわせて四京という。

(6) 畿内とは開封府を含む京畿路のこと。その範圍には時期により變動がある（『宋史』卷八五、地理一）。

(7) 『朝野類要』卷四。德音、泛降而寬恤也。

(8) 宋代に行われた録囚の梗概については、『宋會要』刑法五一
一〇一五の記述のほか、沈家本『歷代刑法考』赦二二、論赦、
宋代録囚に本紀の記事が要領よくまとめられている。

(9) 『長編』卷二二一五、太平興國六年（九八一）十一月辛亥。
合祭于天地圜丘、大赦、御乾元殿、受冊尊號。先是、有秦再思
者、上書願勿再赦、且引諸葛亮佐劉備數十年不赦事。上頗疑之、
以問趙普。普曰、國家開創以來、具存彝制、三歲一赦、所謂其
仁如天、堯舜之道。劉備區區一方、用心何足師法。上然其對、
赦宥之文遂定。このやりとりは『長編』卷八九一四、天禧元
年（一〇一七）三月辛酉に掲載する眞宗の發言にもそのまま引
用されている。秦再思は『長編』では全て秦再思とあり、『通
考』卷一七三では秦恩につくる。

(10) 郊祀とは、天子が國都の郊外に壇（圜丘）を築いて天を祀る
儀式。宋では諸祭をすべて統合した三年に一度の大禮が、この
南郊とそして明堂において交互に行われた。唐代以後の慣行と

して、大赦はこのとき布告されるが、郊祀つまり南郊大禮なら
南郊赦、明堂大饗の場合は明堂赦という。その意味を總合的に
論じたものに、梅原郁「皇帝・祭祀・國都」『歴史のなかの都
市』（中村賢次郎編、ミネルヴァ書房、一九八六）があり、ま
た山内弘一「北宋時代の郊祀」『史學雜誌』九二一一、一九八
三）、小島毅「宋代の國家祭祀」『政和五禮新儀』の特徴一
（池田溫編『中國禮法と日本律令制』東方書店、一九九二）もあ
る。

(11) 常璩『華陽國志』卷七、劉後主志。初、丞相諸葛亮時、有言
公惜赦者。亮答曰、治世以大德、不以小惠。故匡衡・吳漢不願
爲赦。先帝亦言吾周旋陳元方・鄭康成間、每見啓亂之道備矣、
曾不語赦也。若〔劉〕景升・季主父子歲歲赦宥、何益於治。故
亮之時、軍旅屢興、而赦不妄下（『太平御覽』卷六五二、刑法
部十八、赦にも引用あり）。『長編』卷一九四一一、嘉祐六年
（一〇五六）八月乙丑。司馬光言、臣竊以赦害多而利少、非國
家之善政也。……漢大司馬吳漢病篤、光武親臨、問所欲言。對
曰、惟願陛下無赦而已。王符亦曰、今日賊良民之甚者、寬大於
數赦贖、赦贖數、則惡人昌而善人傷矣。蜀人稱諸葛亮之賢、亦
曰、軍旅屢興、而赦不妄下。然則古之名君賢臣、未嘗以赦爲美
也（『溫國文正司馬公文集』卷一八、論赦及疎決狀）。諸葛亮の
逸話は恩赦反對論には缺かせぬ古典だったのである。

(12) 趙普（九二二～九九二）あざなは則平。幽州薊縣（現河北省

薊縣)の人。宋建國第一の功臣。太祖・太宗二代の宰相をつとめた。傳は『宋史』卷二五六にある。

- (13) 原文「南郊肆眚」。南郊赦のこと。『書經』舜典。眚災肆赦、怙終賊刑(眚過災害、肆緩賊殺也。過而有害、當緩赦之)。

- (14) 原文「其仁如天」。『史記』五帝本紀。帝堯者、放勳、其仁如天(素隱曰、如天之涵養也)。

- (15) これと同文は『長編』卷二二一一、開寶四年(九七二)冬十月甲申にみえる。なお『通考』卷一七三には乾德元年(九六三)につくる。

- (16) 『長編』卷二〇五一八、天聖五年秋七月壬寅。詔、自今大禮前已降約束、而犯劫盜及官典受贓、並論如律、仍毋得禁奏聽裁。先是、知亳州馬亮言、按律、知有恩赦而故犯者、不得以赦原。朝廷每於赦前下約束、蓋欲申警貪盜之人、令犯者禁奏聽裁。及案下大理寺、而法官復不詳律意、乃言終是會赦、因而多所寬貸、頗爲惠姦。故有是詔。

- (17) 馬亮、あざなは叔明。廬州合肥(現安徽省合肥縣)の人。傳は『宋史』卷二九八にある。

- (18) 原文「官典」。典とは主に財務關係の部局で文案を扱う胥吏の總稱と考えられる。唐宋時代に集中してみえる。關係論文に長谷川誠夫「唐宋時代の胥吏をあらわす典について——典吏・典史と關連して——」(『史學』四九・二・三、一九七九)がある。

- (19) 『長編』卷二〇七一三、天聖七年三月丙戌。遣官祈晴。上因謂輔臣曰、昨令視四郊、而麥已損腐、民何望焉。此必政事未當天心也。古者大辟、外州三覆奏、京師五覆奏、蓋重人命如此。其戒有司、審獄議罪、毋或枉濫。又曰、赦不欲數、然舍是無以召和氣。

- (20) 原文「州縣」。大辟つまり死刑案件の判決と報告義務をもつ單位は、州クラスなので、正しくは前注(19)に倣い、「外州」とつくるべきである。

- (21) 『長編』卷二〇七一三、天聖七年夏四月庚寅。赦天下、免河北被水民賦租。京師自三月朔雨不止、前赦一夕而霽。

仁宗は長く帝位にあり、人のうらおもてを明察されていたが、秘密の詮索は最も嫌惡され、そのため當時の士大夫も厚いまごころを持つようになった。だが時の経過につれ、つまらぬ輩は隙をとらえては、天子にこっそりと文書をとどけ、他人の落ち度を列べたて、うまい話にはともすれば皆で口裏を合わせ、恩赦以前のできごと^①で問題にしだした。翰林學士の張方平^②や御史の呂誨^③から意見が出されたのを機に、次のように詔された。「聞くところによると、よく治まった古えの世には、君臣は心を合わせ、上下一致協力し、他人の密事をあばく風潮^④などなかったという。なんと立派な徳政であろう。それを朕はかねて敬慕するからこそ、重臣たちを勵まし、ともに仁義の道に向かってきた。なのに教化はいまだゆきわたらず、薄

情さばかりが日ましに目立つばかりである。近ごろ中央・地方の官僚たちには、上奏によって、人のしくじりに言及し、確かめようのない罪状をあげつらうものが多い。表向き公正な議論を装っているが、内實は私的な恨みつらみのために、うそいつわりやあやふやなことで善良な人々を陥れようとする。恩赦とは、天下を挙げ、ものごとの一新のために行なうものである。しかるに、關係官廳において恩赦の布告のまへの事柄につき、審問しているのは、君命に信を置き、刑罰を重じることによって、人々に改心の機會を與えようという意圖とは殆ど相いれない。いまや上奏して誰かの罪について告發したり、恩赦のまえにおきたことを言上する者は、詰問せよ。言責を擔う官たるもの、全體のために精勵しなくてはならない。御政道に關わらぬ限り、とるに足らない瑣末な事件は、いちいち調べることあげることなどいらぬ」。

- (1) 『宋史』卷二二、仁宗紀四。贊曰、……在位四十二年之間、吏治若嫌情、而任事蔑殘刻之人。刑法以緩弛、而決獄多平允之士。國未嘗無弊倖、而不足以累治世之體。朝未嘗無小人、而不足以勝善類之氣。君臣上下惻怛之心、忠厚之政、有以培養宋三百年之基。
- (2) こうした事態に對する指摘は多いが、『長編』卷二二—三七、寶元二年三月戊申にみえる吳育の發言は、ひとつの好例といえよう。
- (3) この文書とは、後注(7)に引く『長編』などには「封」と

か「封章」と表現されており、基本的に嚴封して天子に送達する親展狀をさしている。

- (4) 張方平『樂全集』卷二〇、論事。論赦前事。伏見、近歲臺諫及按察官等多發人積年罪狀、及有奏劾之事、輒請不以赦降原減作法於涼、甚非治道。赦書之文云、敢以赦前事言者、以其罪罪之、所以省刑本而著至信也。人之多僻、其亦久矣。在於中人、孰能無過。若一眚之故而爲終身之累、甚恐舉世無全人矣。既經赦宥、許之惟新、勿復追論、誰將自保。快一時之小忿、失天下之大信、相沿弊迹、寢成險俗、棄瑕錄善、義則不然。伏望特降詔書、明諭中外、今後、言事及按察官等不得發人累經赦宥之事、乞不以赦降原減。上資忠厚之風、允穆大公之化。張方平は慶曆六年（一〇四六）十一月から同八年八月（一〇四八）まで、翰林學士のポストにあり、この上奏文はこの間に提出されたと考えられる。ただし『長編』などにはみえない。
- (5) 張方平（一〇〇九—九二）、あざなは安道。宋州（現河南省商邱縣）の人。北宋中期の財務官僚として名高い。傳は『宋史』卷三一八にある。
- (6) 呂誨（一〇一四—七一）、あざなは獻可。開封（現河南省開封市）の人。この一件は『宋史』卷三二一の本傳にも紹介されている。當時、彼の正式な肩書きは殿中侍御史。朝會をはじめ公式儀禮にあたり、儀制を亂す官吏の彈劾を職責とする（『宋史』卷一六四、職官四、御史臺）。

(7) 『長編』卷一九一—一九五、嘉祐五年(一〇六〇)六月乙丑。

詔戒上封告訐人罪或言赦前事、及言事官彈劾小過或不關政體者、時殿中侍御史呂誨言、故事、臺諫官許風聞言事者、蓋欲廣其采納、以輔朝廷之闕失。比來、中外臣僚多上章告訐人罪、既非職分、實亦侵官。甚至詆斥平素之缺、暴揚曖昧之事、刻薄之態、浸以成風、請懲革之。故下是詔。『東都事略』卷六、本紀六、仁宗皇帝二。嘉祐五年六月乙丑。詔曰、前代之稱治者、君臣同心、上下輯睦、人知禮儀之節、俗無激訐之風、何其德之盛也。朕雖弗敏、切嘗慕焉。自今臣僚如有輒上封章告人罪及以赦前事言者、並當訊劾之。言事之臣雖許風聞、宜務大體、如事關朝政、無憚極論、自餘小過細故、勿須察舉。詔勅の原型により近いのがたは『宋大詔令集』卷一九四、誠飭五に「誠約不得言人赦前事及小過細故詔」として掲載されている。

(8) 原文「激訐」。『後漢書』楊震傳。今趙騰所坐、激訐謗語爲罪、與手刃犯法有差。

(9) 原文「更始」。『漢書』宣帝紀。元康二年春正月、詔曰、書云文王作罰、刑茲無赦。今更修身奉法、未有能稱朕意、朕甚慙焉。其赦天下、與士大夫厲精更始。

(10) 原文「言官」。言路の官、つまり臺諫官一般のことと考えられる。臺官とは官吏の彈劾糾察にあたる御史臺の官僚。また諫官とは、元豐官制までは諫院につめる知諫院以下をいい、國政のすべてについて皇帝を諫め、不正不條理の諫諍を役目とした。

元豐官制までは諫院につめる知諫院以下のもとに管轄され、以後は中書省と門下省に分屬する左右正言・左右司諫・起居郎・起居舍人などにまとめられた。

神宗は即位なさると、さらに詔を下して仰せられた。「そもそも恩赦とは、國家による大いなる恩恵であり、きずけがれは洗い清め、新たに直す場を與えるものだ。さればこそ、古えの聖王は重じられたのである。全國の官僚のなかには、恩赦のまえのことにつき、至るところから情報収集しては、裁判事件に持ちこんでしまう者が大勢いる。ふとした過誤があると、誰もが心中穏やかでなくなってしまうようでは、情け深さを心がける意圖との懸隔も甚だしい。これでは我が命令に對する天下の信賴もあつたものではない。内外で言論を役目とする官と按察官は、今までのように人物の名を擧げて彈劾したり、調査書を揃えて敕裁を仰いではならない。違反すれば、違制の罪に問う。御史臺では取り調べのうえ、責任を追及すべく上聞せよ。もし大理寺でくだんの審問内容を認めた上申書が見つかれば、ことあげて糾問のため言上してよい」。知諫院であつた司馬光はこう述べた。「按察官に對し、恩赦以前におきた事件で裁判沙汰にせぬようにと取締まるのは、なるほど極めて善いことと存じます。が、こと言論が役目の官となると、事情は些か違つて參ります。何故かと申しますと、御史たるものの職責は、本來百官の總取締りとして穩された事實の究明と摘發にあるからです。邪惡な狀況は決し

て一日で醸成されたものではありません。かねて國家としては寛容さと深い憐みに留意し、いくども布告される恩赦は、一年に二・三回となることもあります。恩赦の前におきたことは全く口にしてはならないと仰せられますと、申し上げるべき事柄など殆どなくなってしまう。萬に一つとはいえ邪惡な臣下がおり、朝廷ではそうとは知らず重用したといたします。御史はそのむね言上しようとすれば、このたび發令された詔敕に抵觸することになります。かといっておし黙っていたとしたら、陛下は何をたよりにご存じになれるのでしょうか。それがしの氣がかりは、この君命をよいことに言責にある者たちがこれを口實にして安逸を貪り、邪惡な者は恐れることなく安泰でいられるということなのです。こうなると臣下には至福であつたとしても、國家にはさきさきの利益になるものではありません。どうか今いちど前の詔に手直しして、『言事』の二文字は削除していただきとう存じます。司馬光の反論は數度に及んだ。神宗は「言責を擔う官は好んで恩赦以前のことと誣告しておる」と諭されたが、彼は「申し上げたことが眞實ならば、それはきつとお知りになりたいことのはずであります。もし事實に反するときは言論を司る官を處罰すればようございましょう」と答えたので、司馬光に命じ、くだんの詔を中書に送付された。

(1) 神宗の即位は、治平四年（一〇六七）正月丁巳（八日）のこと。翌日の戊午（九日）即位の大赦が發令され、「常赦所不原者」にも適用されている。

(2) これと同文は『通考』卷一七三、刑考二、赦宥にみえる。なお司馬光の『溫國文正公傳家集』卷四「論不得言赦前事劄子」によると、「臣伏觀今月二十三日手詔、應官吏黎庶犯罪在赦前者、並依前後敕條施行。内外言事・按察官司、更不得依前舉劾具案取旨。如違、並科違制之罪」とあり、治平四年九月二十三日に布告された手詔と、ついで二十七日に提出された司馬光の反論から構成されたものと分かる。

(3) 原文「蕩滌瑕穢」。『禮記』昏義。正義曰……是故日食、則天子素服而修六官之職、蕩天下之陽事者、謂救日之時著素服、蕩除天下之陽事有穢惡者。また『禮記集解』には「蕩、蕩滌、去穢惡也」とある。

(4) 原文「持心近厚」。『後漢書』韋彪傳。忠孝之人、持心近厚、鍛練之吏、持心近薄。

(5) 按察官とは、「監司・守倅、皆按察官也」（『要錄』卷八五・二一）といわれ、また名例敕に「稱按察官者、謂諸司通判以上之官及知州・通判、各於本部職事相統攝者」（『條法事類』卷七、監司知通按舉）と規定されるように、具體的には監司・知州・通判など、地方の行政監察に任ずるポスト。

(6) 違制については、「譯注稿（上）」四二六頁、注（20）を参照。

(7) 原文「奏按」。『朝野類要』卷四、奏按。州郡或提刑司勘成大辟及合奏獄按也。得回降則斷之、若姦穢則只申省。

(8) 『宋史』卷一六一、職官一、左散騎常侍。國初、雖置諫院、

知院官凡六人、以司諫・正言充職、而他官領者、謂之知諫院。

正言・司諫亦有領他職而不預諫諍者。

(9) 『溫國文正公傳家集』卷四一、論不得言赦前事節子。臣竊惟、

按察之官以赦前事興起獄訟、枉繫平民、及以輕淺之罪、奏乞不
原、聖恩禁之、誠爲大善。至於言事之官、事體稍異、恐難以一
例指揮。何則、御史之職、本以繩案百僚、糾摘奸邪。奸之邪狀、
固非一日所爲也。國家素尚寬仁、數下赦令、或一歲之間、至于
再三。若赦前之事皆不得言、則其可言者無幾矣。萬一有奸邪之
臣、朝廷不知、誤加進用、御史欲言、則違今日之詔、若其不言、
則陛下何從知之。臣恐因此言者得以藉口偷安、奸邪得以放心不
懼。此乃人臣之至幸、而非國家之長利也。伏望聖慈追改前詔、
除去言事兩字、勿使羣臣得以壅蔽聰明也。取進止(『溫國文正
司馬公文集』卷三八)。

熙寧七年(一〇七四)三月、神宗は早ばつを理由に恩赦を降そう
と考えられた。この時すでに二回の赦免が行われていたため、王安
石は「殷の湯王は早ばつに見舞われたとき、六項目にわたる自己批
判のなかで『政道に節度がないからだろうか』と言ったと申します。
一年の間に三回の恩赦では、それこそ政道に節度がないというもの
です。天災をとどめる筋道ではございません」と申し上げ、結局取
り止めとなった。

同八年(一〇七五)、いちど罷免された官吏の登用に關する條項

の制定に伴い、定例の恩赦なら、地方官として規定どうり官界に復
歸できるようにした。またふつう一定期限を三回こなせば任用は約
束されていたが、たとえ期日は満了していなくとも、臨時の恩赦に
あえば、同様に扱うものとされた。

元祐元年(一〇七四)、門下省が建言した。「官員が職務懈怠を働
いたなら、官の剝奪は免れないとしても、なお意見の申し立てはで
きます。そもそも恩赦の大いなる恵みとは、萬物とともに改まるこ
とにあり、押しこみ・人殺しでさえもお赦しになるのです。いちど
の過ちがもとで一生罪を引きずらせてよいものでしょうか。このほ
ど刑部で作成された削官・恩赦による刑の免除・輕減を認めない條
項は、どうかあらためて削除・改定していただきとうございます」。
徽宗の在位は二十五年、その間に行なわれた大赦は二十六回、曲
赦は十四回、德音は三十七回あった。さらに南に移ったあとの紹熙
年間(一一九〇〜九四)には年に四回まで恩赦が発令された。刑政
は紊亂し、恩典が濫發されていたからである。

(1) 『長編』卷三五一・一七、熙寧七年三月己未。先是、上欲赦
以救旱災、僉謂一歲三赦非宜。是日、上復欲赦、王安石曰、湯
早以六事自責、首曰政不節、若一歲三赦、卽是政不節、非所
以弭災也。乃止。

(2) 神宗時代になると、仁宗のときまで頻發していた水害とほう
て變わって、旱害が急速に増加しはじめ、とりわけ熙寧年間の
事態は深刻であったという。

(3) 同年の先行する恩赦としては、ともに三月に行われた壬寅（五日）の「錄繫囚、雜犯死罪第降一等、杖以下釋之」とある德音と、嚴密には獄あらためというべき庚戌（十三日）の「以早遣官分禱京城・畿内諸祠、其五獄・四瀆並委長吏致祭、仍令諸路監司檢察巡按所淹延枝蔓刑獄・審刑大理未斷公事、疾速結絕以聞」（以上『長編』卷二五）とを確認できる。

(4) 『說苑』卷一、君道。湯之時、大旱七年、洛汭川竭、煎沙爛石。於是、使人持三足鼎祝於山川、教之祝曰、政不節耶。使民疾耶。苞苴行耶。讒夫昌耶。宮室榮耶。女謁盛耶。何不雨之極也。蓋言未已而天大雨、故天之應人、如影之隨形、響之効聲者也。

(5) この法令に最も關連の深いのは、次の記事であろう。『長編』卷二六九—二二、熙寧八年冬十月甲寅。詔、今月壬寅赦前合敍用人、依該非次赦恩與敍京朝官・大小使臣。非因贓降監當者、後無贓私罪、到任及三年、牽復差遣。貶謫官未量移者、與量移。使臣未得與差遣者、聽於所屬投狀。軍員犯罪降配、委所屬具元犯以聞。軍員送軍頭司、未得與差遣者、後無過犯、卻與差遣。應降配充殿侍及配衙前、并刺面。不刺面配本城牢城。編管羈管人等、在京委所屬官司、諸路委轉運使・副使・判官・提點刑獄以分定州軍。近經南郊赦、未該停放人並減三年、理爲簡放年限。南郊赦後、至今月壬寅赦前編配人、量元犯輕重簡放。命官・使臣、今刑部以經南郊人、各具已經赦數、并壬寅赦與理一赦、申

中書・樞密院移放衝替。命官係事重者、減作稍重、稍重者減作輕、輕者與差遣。使臣比類施行。また『長編』卷二七〇—六、熙寧八年十一月庚辰には「詔責降見丁憂人許用赦敍復」とあり、いずれも注記から前年十二月甲戌の「中書檢會降官・降職・降差遣人取裁」（『長編』卷二五八）とする措置に對して命じられた赦文指揮に基づき立案されたものと分かる。

(6) 原文「廢免人敍格」。ここでの「敍」は「敍用」と同じく「敍復」のこと。『朝野類要』卷五、敍復。被責之人、該恩敍復舊官者、自有格法。

(7) 原文「期」。「期限」ともいう。赦と並行して敍復に要請される一定の年限。これには次が參考になろう。『長編』卷三五四—一〇、元豐八年（一〇八五）四月癸未。刑部言、敍用人連遇三赦、合敍三官、惟遇第一赦人、多赦前已歷歲月、及赦文內稱特理三期、而文武臣僚敍法乃有一期二期一敍者、欲應赦前合敍、期限已滿之人、偶未投狀、該前項第一赦者、先具期限、次具赦恩、各與敍用。若該第一次赦恩所敍期限未滿、即以赦恩敍訖、仍留實歷過年月後敍收使、并文武臣僚合一期二期一敍者、赦文雖稱與理三期、止合每赦與敍一官、即不在收留赦文內剩期之限。從之。

(8) 『長編』卷三八三—一〇、元祐元年七月庚辰。門下省言、刑部刪修到不以去官赦降條件、看詳、當職官以職事壓曠、雖去官不免、猶可言。至於赦降大恩、與物更始、雖劫盜・殺人、亦蒙

寛宥、豈可以一時差失、負罪終身。竊謂不以去官赦降原減條内所留尙多、所刪尙少。今欲更刪改存留。從之。同じ記事は『宋會要』刑法一一三、元祐元年七月二十五日にもある。

(9) 原文「當官」。「官に當って」とは、該當官員が役所で立ちあがり、事務處理をするとき用いられる語。前注(8)の文獻はすべて「當職官」つまり「本官、本職」につくる。

(10) 原文「不以去官赦降原減條」。恩赦適用の枠外であることを定めた「不以赦降原減」という用語は、北宋中期ころから、官當法の對象外であることを示す「不以去官原減」とともに、從來の「常赦所不免」とは別に頻出しはじめ、やがて定着する。

これには犯罪の捉え方や恩赦をめぐる事情の變動が背景にあると推測される。なお参考までに『條法事類』卷十、同職犯罪の項に引く名例赦から、南宋における「不以赦降原減」の基本枠を紹介しておく。諸稱不以赦降原減、除緣姦細事、或傳習妖教託幻變之術、及故決盜決江河堤堰已決外、餘犯若遇非次赦、再遇大禮赦者、聽從原免。

(11) 同じ記事は『通考』卷一七三および岳珂『愧郈錄』卷一五「赦宥之數」に内譯とともにみえており(德音は二十七回につくる)、ほぼ二歳三赦に近い徽宗時代に最も恩赦の多かったこととは、刑法志のいう通りである。また『宋史』の本紀にみえる恩赦關係記事の一覽は、沈家本『歷代刑法考』赦考、述赦四・大赦・述赦五・曲赦に書き出されているが、發令の理由・回数

ともに噛み合わないところもあり、後考を俟ちたい。

(12) 『容齋三筆』卷一六、多赦長惡。近者八年之間、再行覃霈。婺州富人盧助教、以刻核起家、因至田僕之居、爲僕父子四人所執、投置杵臼内、搗碎其軀爲肉泥。既鞠治成獄、而遇己酉赦恩獲免。至復登廬氏之門、笑侮之曰、助教何不下莊收穀。茲事可爲冤憤、而州郡失於奏論。紹熙甲寅歲至於四赦、凶盜殺人一切不死、惠奸長惡、何補於治哉。己酉赦とは光宗の卽位に伴い淳熙十六年(一一八九)二月甲子(四日)に布告された大赦のこと。なお紹熙甲寅とは同五年(一一九四)であり、この年の恩赦を『宋史』卷三六〇三七から列擧すれば以下の通り。①(肆赦)五月戊寅、以壽皇聖帝疾、赦。②(卽位大赦)七月丙寅、大赦。③(明堂赦)九月辛未、合祭天地于明堂、大赦。④(曲赦)十二月丁丑、減臨安・紹興二府死罪以下囚、釋杖以下。また『兩朝綱目備要』卷三、紹熙五年九月辛未にいう。是歲、五月、以孝宗大漸嘗肆赦。七月、上登極、九月、宗祀明堂。尙書省契勘、一歲之間、三行赦放。恐有凶盜累犯之人指恩作過。內曾犯徒流以上罪、已經登極赦恩免罪、後再犯徒流以上、情理深重者、未得斷遣、別聽朝廷指揮。其指揮與赦文同降。但以白紙連書于黃牒前云、二事皆前所未有也。

宋では祖宗のときから、三年ごとの郊の祀りのたびに大赦をするのが恒例となっていた¹⁾。世間では三年にいちどは恩赦があると考え

ているが、昔はなかったことなのである。

景祐年間（一〇三四―三七）に次のような意見を述べるものがあった。^②「三代の聖王は毎年の圜丘^③の祀りに際し、かるがろしく恩赦をしたわけではございません。唐朝では兵禍に見舞われてからこのかた、^④天の祭祀とて定期的には参りませんでした。大赦があるたびに、^⑤亂脈な裁きはとりのけられました。あまつさえ犯罪者は寛大に扱ったからといって改心して堅氣になるとは保證できず、被害者は我慢させたところで恨みを完全に無くせるものではありません。改心できなければ、またぞろ惡事を働き、恨みがなくなれば、善行は馬鹿らしくなるものです。せつかく罪を赦したというのに、民にとって善行から疎遠になり、惡事をはびこらせるというのでは、御政道の重大な妨げにほかなりません。なにとぞ三年にいちどの恩赦はおやめ頂き、堅氣の者にはお上の御恩の有難みに氣づかせ、惡者にはしてはならないことを理解させるようお願いいたします。まだ全面廢止^⑥にはすべきではないとお考えならば、關係官廳に指令し、郊祀の三日前には罪人を取り調べ、裁きに過誤のある者は引き出して赦免致します。州縣は必ず詔赦が届いてから同じようにさせていだきたく存じます」。この意見書が奏上されると、朝廷は事態を重視し、「罪狀の重い者はいちどの恩赦だけでは無罪放免としない」とだけ詔したが、結局實行されなかった。

（１）「今國家三年一郊、未嘗無赦、每歲盛夏、皆有疎決」と、司馬光が述べるように、三年に一度の南郊大禮（郊祀）にともな

う大赦は、宋では完全に定着していた。（『長編』卷一九四―一、嘉祐六年八月乙丑、『溫國文司馬公文集』卷二〇、論赦及疎決狀）。

- （２）同じ記述は『通考』卷一七三、刑考一二、赦宥にみえる。これは景祐元年（一〇三四）二月、龐籍が殿中侍御史のとき提出した「上仁宗乞郊禮不行赦」の要約である。詳細は趙汝愚『宋名臣奏議』卷一〇〇、刑賞門、赦宥の該當部分を参照されたい。
- （３）原文「三王」。夏・殷・周三代の聖王、特に禹・湯・文の三王をいう。

（４）『周禮』春官、大司樂。凡樂……冬至、於地上之圜丘奏之、若樂六變、則天神皆降、可得而禮矣。

（５）原文「興兵」。前注（２）に掲げた文獻には、すべて「兵興」とつくるのによって改めた。具體的には安祿山・史思明の反亂に始まる藩鎮跋扈の事態をさす。

（６）以下の部分は前掲「上仁宗乞郊禮不行赦」には見えない。

（徳永 洋介）